ず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十五条　内閣総理大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　内閣総理大臣は、前項の規定により専務理事又は理事を解任しようとするときは、あらかじめ理事長の意見をきかなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十六条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十七条　事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第十八条　理事長及び専務理事は、理事及び事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十九条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（秘密保持義務）

第二十条　役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第二十一条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　開発審議会

（設置）

第二十二条　事業団に、開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権能）

第二十三条　次の各号に掲げる場合においては、理事長は、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

一　新技術の開発に関する基本方針を決定するとき。

二　開発を実施すべき新技術を選定するとき。

三　新技術の開発を実施した結果についてその成否を認定するとき。

2　審議会は、前項各号に掲げる場合のほか、理事長の諮問に応じて、新技術の開発に関する重要事項を審議することができる。

（組織）

第二十四条　審議会は、委員十人以内をもつて組織する。

2　審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。

3　会長は、会務を総理する。

4　審議会は、あらかじめ委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第二十五条　委員は、科学技術に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期）

第二十六条　委員の任期は、二年とする。

2　委員は、再任されることができる。

（準用規定）

第二十七条　第十五条第二項及び第二十条の規定は、委員について準用する。

第四章　業務

（業務の範囲）

第二十八条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること。

二　前号に掲げる業務に係る新技術の開発の成果を普及すること。

三　新技術の開発について企業等にあつせんすること。

四　前各号の業務に附帯する業務

（業務方法書）

第二十九条　事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

（開発の委託等に関する認可）

第三十条　事業団は、企業等への委託により新技術の開発を実施しようとするときは、開発を実施しようとする企業等の選定並びに当該開発の規模の決定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　事業団は、新技術の開発の成果を企業に実施させようとするときは、当該成果を実施させる企業の選定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第三十一条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画、資金計画及び収支予算）

第三十二条　事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第三十三条　事業団は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第三十四条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下次項において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十五条　事業団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、

かなければならない。

（委員の任命）

第二十五条　委員は、科学技術に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期）

第二十六条　委員の任期は、二年とする。

2　委員は、再任されることができる。

（準用規定）

第二十七条　第十五条第二項及び第二十条の規定は、委員について準用する。

第四章　業務

（業務の範囲）

第二十八条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること。

二　前号に掲げる業務に係る新技術の開発の成果を普及すること。

三　新技術の開発について企業等にあつせんすること。

四　前各号の業務に附帯する業務

（業務方法書）

第二十九条　事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

（開発の委託等に関する認可）

第三十条　事業団は、企業等への委託により新技術の開発を実施しようとするときは、開発を実施しようとする企業等の選定並びに当該開発の規模の決定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　事業団は、新技術の開発の成果を企業に実施させようとするときは、当該成果を実施させる企業の選定について、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第三十一条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画、資金計画及び収支予算）

第三十二条　事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第三十三条　事業団は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第三十四条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下次項において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十五条　事業団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、

め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して、整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十六条　事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十七条　事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第三十八条　事業団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十九条　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（総理府令への委任）

第四十条　この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章　監督

（監督）

第四十一条　事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2　内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告の徴取）

第四十二条　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、事業団に対してその業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十三条　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、その職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提出しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　雑則

（解散）

第四十四条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（科学技術庁長官への委任）

第四十五条　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一　第六条第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十八条の認可

二　第三十四条第一項及び第三十九条の承認

三　第四十二条の報告の徴取

四　第四十三条第一項の立入検査

（関係大臣との協議）

第四十六条　内閣総理大臣（前条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官）は、この法律の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

2　内閣総理大臣（前条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官）は、第三十条の認可をしようとするときは、あらかじめ当該新技術に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第八章　罰則

（罰則）

第四十七条　第二十条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十八条　第四十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により内閣総理大臣（第四十五条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官）の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第七条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第四十一条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第五十条　第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　内閣総理大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3　内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

4　設立委員は、定款を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6　第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で

定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7　事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第三条　この法律（附則第十五条の規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に新技術開発事業団という名称を使用している者については、第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条　事業団の最初の事業年度は、第三十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第五条　事業団の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第三十二条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

第六条　この法律による改正前の理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号。以下本条及び次条において「旧理化学研究所法」という。）第四章の規定による開発委員会の委員であつた者については、旧理化学研究所法第二十八条の規定により準用される同法第十五条の規定及び同法第四十七条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

（権利及び義務の承継等）

第七条　事業団の成立の時において現に理化学研究所が有する権利及び義務であつて、旧理化学研究所法第二十九条第一項第二号及び第四号の業務並びに同項第三号及び第五号の業務のうち新技術の開発に関する業務（以下「新技術開発業務」という。）の遂行に伴い理化学研究所に属するに至つたものは、事業団の成立の時において事業団が承継する。

2　前項の規定により事業団が理化学研究所の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の時において理化学研究所の新技術開発業務の遂行に伴い現に理化学研究所に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3　前項の資産の価額は、事業団成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条　事業団が前条第一項の規定により、新技術開発業務の遂行に伴い理化学研究所に属するに至つた権利及び義務を承継した場合において、当該権利及び義務が理化学研究所の有する特許権の実施に係るものであるときは、事業団は、すみやかに理化学研究所に対し当該特許権の専用実施権又は通常実施権の設定について協議しなければならない。

2　前項の規定による協議がととのわないときは、事業団は、特許庁長官の裁定を申請するものとする。

3　特許庁長官は、前項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を理化学研究所及び事業団に交付する。

4　第二項の裁定があつたときは、裁定の定めるところにより第一項の協議がととのつたものとみなす。

5　事業団が前条第一項の権利及び義務を承継した時から第一項の協議がととのうまでの間又は第二項の裁定がなされるまでの間は、当該特許権について、事業団に対し、通常実施権が設定されているものとみなす。

（理化学研究所の資本金の減額）

第九条　附則第七条第一項の規定により事業団が理化学研究所の有する権利及び義務を承継したときは、その時において、理化学研究所の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、三億四千万円の減額があつたものとする。

（登録税法の一部改正）

第十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業退職金共済事業団」の下に「、新技術開発事業団」を、「中小企業退職金共済法」の下に「、新技術開発事業団法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十一条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ五　新技術開発事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十二条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本貿易振興会」の下に「、新技術開発事業団」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十三条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本貿易振興会」の下に「、新技術開発事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本貿易振興会」の下に「、新技術開発事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十三　新技術開発事業団が新技術開発事業団法（昭和三十六年法律第八十二号）第二十八条第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

（理化学研究所法の一部改正）

第十五条　理化学研究所法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第九条）

第二章　役員及び職員（第十条―第二十一条）

第三章　業務（第二十二条・第二十三条）

第四章　財務及び会計（第二十四条―第三十三条）

第五章　監督（第三十四条・第三十五条）

第六章　雑則（第三十六条―第三十八条）

第七章　罰則（第三十九条―第四十二条）

附則

第一条中「行い、新技術の開発を効率的に実施し、並びにこれらの試験研究及び新技術の開発」を「行ない、及びその」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り上げ、第七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第六条とし、第八条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第三章を削る。

「**第四章**　業務」を「**第三章**　業務」に改める。

第二十九条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第二項中「第六号」を「第四号」に改め、同条を第二十二条とし、第三十条を第二十三条とし、第三十一条を削る。

「**第五章**　財務及び会計」を「**第四章**　財務及び会計」に改める。

第三十二条を第二十四条とし、第三十三条から第三十五条までを八条ずつ繰り上げ、第三十六条中

つたものとする。

（登録税法の一部改正）

第十条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業退職金共済事業団」の下に「、新技術開発事業団」を、「中小企業退職金共済法」の下に「、新技術開発事業団法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十一条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ五　新技術開発事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十二条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本貿易振興会」の下に「、新技術開発事業団」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十三条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本貿易振興会」の下に「、新技術開発事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本貿易振興会」の下に「、新技術開発事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十三　新技術開発事業団が新技術開発事業団法（昭和三十六年法律第八十二号）第二十八条第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

（理化学研究所法の一部改正）

第十五条　理化学研究所法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第九条）

第二章　役員及び職員（第十条―第二十一条）

第三章　業務（第二十二条・第二十三条）

第四章　財務及び会計（第二十四条―第三十三条）

第五章　監督（第三十四条・第三十五条）

第六章　雑則（第三十六条―第三十八条）

第七章　罰則（第三十九条―第四十二条）

附則

第一条中「行い、新技術の開発を効率的に実施し、並びにこれらの試験研究及び新技術の開発」を「行ない、及びその」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り上げ、第七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第六条とし、第八条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第三章を削る。

「**第四章**　業務」を「**第三章**　業務」に改める。

第二十九条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第二項中「第六号」を「第四号」に改め、同条を第二十二条とし、第三十条を第二十三条とし、第三十一条を削る。

「**第五章**　財務及び会計」を「**第四章**　財務及び会計」に改める。

第三十二条を第二十四条とし、第三十三条から第三十五条までを八条ずつ繰り上げ、第三十六条中

「第三十三条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十八条とし、第三十七条から第四十一条までを八条ずつ繰り上げる。

「**第六章**　監督」を「**第五章**　監督」に改める。

第四十二条を第三十四条とし、第四十三条を第三十五条とする。

「**第七章**　雑則」を「**第六章**　雑則」に改める。

第四十四条を第三十六条とし、第四十五条各号を次のように改め、同条を第三十七条とする。

一　第六条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第一項、第二十五条、第二十九条第二項、第三十条及び第三十二条の認可

二　第二十七条第一項の承認

三　第三十五条第一項の報告及び立入検査

第四十六条の見出し中「関係大臣」を「大蔵大臣」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十八条とする。

「**第八章**　罰則」を「**第七章**　罰則」に改める。

第四十七条中「第二十一条（第二十八条において準用する場合を含む。）」を「第二十条」に改め、同条を第三十九条とし、第四十八条中「第四十三条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第四十条とし、第四十九条第一号中「第四十五条」を「第三十七条」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三号中「第二十九条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第四号中「第三十九条」を「第三十一条」に改め、同条第五号中「第四十二条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条を第四十一条とし、第五十条中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第四十二条とする。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第十六条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「特定船舶整備公団」の下に「、新技術開発事業団」を加える。

（科学技術庁設置法の一部改正）

第十七条　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号中「理化学研究所」の下に「及び新技術開発事業団」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・自治大臣署名）

法律第八十三号（昭三六・五・八）

◎市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、死亡一時金」を削る。

第二条中「その他の給与」の下に「、初任給調整手当」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第八十四号（昭三六・五・一五）

◎引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律（参法）

引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五　日本のもと委任統治領であつた南洋群島又は政令で定める地域に、それぞれ昭和十八年十月一日又は政令で定める地域ごとに政令で定める日まで引き続き六箇月以上生活の本拠を有していた者で、今次の大戦に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請又は連合国（日本国との平和条約第二十五条に規定する連合国をいう。以下同じ。）の官憲の命令により、それぞれ昭和十八年十月一日又は政令で定める日以後昭和二十年八月十四日以前に本邦に引き揚げたもの（前四号のいずれかに該当する者を除く。）

第八条第一号中「外地にあつた者」の下に「（第二条第一項第五号に該当する者を除く。）」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　昭和十八年十月一日において日本のもと委任統治領であつた南洋群島にあつた者又は第二条第一項第五号の政令で定める地域ごとに政令で定める日において当該地域にあつた者で、今次の大戦に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請又は連合国の官憲の命令により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後引き続き外地にあつて昭和二十年八月十四日以前に死亡したもの

第九条第一項中「同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、」の下に「昭和十八年十月一日又は第二条第一項第五号の政令で定める地域ごとに政令で定める日、同条第四号に掲げる者に係る遺族給付金については、」を加える。

第十条第一項各号列記以外の部分中「同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、」の下に「昭和十八年十月一日又は第二条第一項第五号の政令で定める地域ごとに政令で定める日、同条第四号に掲げる者に係る遺族給付金については、」を加える。

第十一条第一号中「同条第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第二号中「第八条第三号」を「第八条第四号」に改める。

第四章中第十八条の前に次の一条を加える。

（二以上の引揚者給付金又は遺族給付金を受ける場合の措置）

第十七条の二　同一の引揚者に係る二以上の引揚者給付金を受ける権利を有する者又は同一の死亡者に係る二以上の遺族給付金を受ける権利を有する者には、その者が選ぶ一の引揚者給付金又は遺族給付金を支給する。

第十八条中「四年間」を「五年間」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（引揚者給付金等を受けることとなる者の特例）

2　改正後の引揚者給付金等支給法の規定は、昭和三十二年四月一日以後この法律の施行前に死亡した者（この法律の施行前に改正前の第八条第一号に該当した者を除く。）についても適用があるものとし、その者に支給すべき引揚者給付金又は遺族給付金は、それぞれその者の相続人に支給する。この場合において、相続人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金については、第七条第二項の規定を準用する。

3　前項の規定により相続人が受ける引揚者給付金又

は遺族給付金については、第七条第一項又は第十三条中第七条第一項に係る部分の規定は適用しない。

（経過措置）

4　この法律の施行前に改正前の第八条第一号又は第二号に係る遺族給付金を受けた者がある場合及びこの法律の施行の際現にこれらの規定に係る遺族給付金を受ける権利を有する者がある場合において当該死亡した者に係る遺族給付金については、なお従前の例による。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第八十五号（昭三六・五・一六）

◎外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　欧亜局に、中近東アフリカ部を置く。

第九条の二に次の一項を加える。

2　中近東アフリカ部においては、前項各号に掲げる事務のうち中近東及びアフリカの諸国に関する事務をつかさどる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第八十六号（昭三六・五・一六）

◎建設業法の一部を改正する法律

建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　登録（第四条―第十七条）」を「第二章　建設業者の登録（第四条―第十七条）　第二章の二　総合工事業者及び専門工事業者（第十七条の二―第十七条の七）」に、「第四章　施工技術の確保（第二十五条の二十五―第二十七条）」を「第四章　施工技術の確保（第二十五条の二十五―第二十七条）　第四章の二　建設業者の経営に関する事項の審査（第二十七条の六・第二十七条の七）　第四章の三　建設業者団体（第二十七条の二―第二十七条の五）」に改める。

第二条第一項中「ものをいう」を「ものをいい、その種類は、同表に掲げるもののほか、土木一式工事及び建築一式工事とする」に改め、同条第二項中「職別」を「専門」に改める。

「第二章　登録」を「第二章　建設業者の登録」に改める。

第五条第一項各号列記以外の部分中「その者」を「主として請け負う建設工事の種類ごとに、その者」に改め、同項第一号中「学校教育法」を「主として請け負う建設工事に関し学校教育法」に改め、「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、「若しくは同法」を「又は同法」に改め、「又は建設大臣がこれと同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　主として請け負う建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者

三　建設大臣が前各号の一に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

第五条第二項中「前項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　建設工事に関し学校教育法による高等学校を卒業した後五年以上又は同法による大学を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に建設省令で定める学科を修めたもの

二　建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者

三　建設大臣が前各号の一に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

第六条第五号を次のように改める。

五　主として請け負う建設工事の種類

第七条第四号中「並びに第五条第一項各号に掲げる要件の一をそなえる技術者を有すること及び同条第二項に規定する要件をそなえていること」を削り、同条第五号を次のように改める。

五　第五条に規定する要件をそなえていることを証する書面

第七条に次の一号を加える。

六　前各号に掲げる書面以外の営業に関する書類で建設省令で定めるもの

第十一条第一項第二号中「第二十九条第一項」に改める。

第十三条に次の二項を加える。

5　建設業者は、第五条第一項各号の一に該当する者として証明された者がその役員若しくは使用人のいずれでもなくなつた場合若しくは同項第三号に該当しなくなつた場合又は営業所に置く同条第二項各号の一に該当する者として証明された者が当該営業所のある都道府県の営業所に置かれなくなつた場合若しくは同項第三号に該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その者について、第七条第五号に掲げる書面を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

6　建設業者は、第五条第一項各号に規定する要件をそなえる者を欠くに至つたとき、同条第二項に規定する要件を欠くに至つたとき、又は第十一条第一項第一号及び第三号から第六号までの規定に該当するに至つたときは、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を書面で建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第十五条第一項第三号中「第二十九条」を「第二十九条第一項又は第二十九条の二」に改める。

第十六条中「、第三項及び第四項」を「及び第三項から第五項まで、第十七条の三並びに第十七条の四第一項」に改める。

第十七条の次に次の一章を加える。

第二章の二　総合工事業者及び専門工事業者

（総合工事業者）

第十七条の二　主として請け負う建設工事の全部又は一部が土木一式工事又は建築一式工事である建設業者で、その者（法人である場合においては、その役

員）又はその使用人のうち当該土木一式工事又は建築一式工事に関し第五条第一項各号の一に該当する者として証明された者を除く一人が次の各号の一に該当するものは、登録簿に総合工事業者の登録を受けることにより、総合工事業者と称することができる。

一　土木一式工事又は建築一式工事に関し学校教育法による高等学校を卒業した後五年以上又は同法による大学を卒業した後三年以上指導監督的な実務の経験又は業務管理の責任者としての経験を有する者

二　土木一式工事又は建築一式工事に関し十年以上指導監督的な実務の経験又は業務管理の責任者としての経験を有する者

三　建設大臣が前各号の一に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

2　総合工事業者の登録の有効期間は、当該建設業者の第四条第一項の登録の有効期間による。

3　第四条第一項の登録の有効期間満了の後引き続き総合工事業者と称しようとする者は、同条第三項の規定による更新の登録の際、総合工事業者の登録の更新を受けなければならない。

（総合工事業者の登録の申請）

第十七条の三　総合工事業者の登録又はその更新を受けようとする者は、建設省令の定めるところにより、登録申請書及び前条第一項に規定する要件をそなえていることを証する書面を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（変更等の届出）

第十七条の四　総合工事業者の登録を受けた建設業者は、第十七条の二第一項各号の一に該当する者として証明された者がその役員若しくは使用人のいずれでもなくなつた場合又は同項第三号に該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その者について、その者が同項各号の一に該当することを証する書面を建設大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2　総合工事業者の登録を受けた建設業者は、第十七条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、建設省令の定めるところにより、遅滞なく、その旨を書面で建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（総合工事業者の登録の抹消）

第十七条の五　建設大臣又は都道府県知事は、次の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該建設業者に係る総合工事業者の登録を抹消しなければならない。

一　第十五条第一項の規定により登録を抹消した場合

二　第二十九条第二項の規定により総合工事業者の登録を取り消した場合

（省令への委任）

第十七条の六　この章及び第二十九条第二項に規定するもののほか、総合工事業者の登録に関し必要な事項は、建設省令で定める。

（専門工事業者）

第十七条の七　総合工事業者の登録を受けた建設業者以外の建設業者は、建設省令の定めるところにより、主として請け負う建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工事業者と称することができる。

第二十六条第一項中「第一項」を「第二項」に改める。

第二十七条の次に次の二章を加える。

第四章の二　建設業者の経営に関する事項の審査

（経営に関する事項の審査）

第二十七条の二　建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で建設省令で定めるものの入札に参加しようとする建設業者で建設大臣又は都道府県知事に申出をしたものにつき、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を行なうことができる。

2　前項の審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見をきいて建設大臣が定める。

（審査の結果の通知）

第二十七条の三　建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の審査を受けた建設業者の請求があつたときは、当該建設業者に対して、その者に係る審査の結果を通知しなければならない。

2　建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項の建設工事の注文者の請求があつたときは、当該注文者に対して、同項の審査の結果を通知しなければならない。

（再審査の申立）

第二十七条の四　第二十七条の二第一項の審査の結果について異議のある建設業者は、当該審査を行なつた建設大臣又は都道府県知事に対して、再審査の申立てをすることができる。

（省令への委任）

第二十七条の五　この章に規定するもののほか、第二十七条の二第一項の審査及び前条の再審査に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第四章の三　建設業者団体

（届出）

第二十七条の六　建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行なう社団又は財団で建設省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、建設省令の定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に対して、再審査の申立てをすることができる。

2　建設大臣又は都道府県知事に対して、再審査の申立てをすることができる。

（省令への委任）

第二十七条の五　この章に規定するもののほか、第二十七条の二第一項の審査及び前条の再審査に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第四章の三　建設業者団体

（届出）

第二十七条の六　建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行なう社団又は財団で建設省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、建設省令の定めるところにより、建設大臣又は都道府県知事に対して、建設省令で定める事項を届け出なければならない。

（報告等）

第二十七条の七　建設大臣又は都道府県知事は、前条の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な事項に関して報告を求めることができる。

第二十八条の見出し中「、勧告」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「指示をし、又は適当な措置をとるべきことを勧告する」を「指示をする」に改め、同条第三項中「指示をし、又は勧告する」を「指示をする」に改める。

2　建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた建設業者で総合工事業者の登録を受けたものが次の各号の一に該当するときは、当該建設業者に係る総合工事業者の登録を取り消さなければならない。

一　第十七条の二第一項に規定する要件を欠くに至つた場合

二　不正の手段により総合工事業者の登録を受けた場合

第三十七条を次のように改める。

（専門委員）

第三十七条　建設業に関する専門の事項を調査審議させるために、中央建設業審議会に専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3　第二十五条の三第四項、第二十五条の四及び第三十五条第二項の規定は、専門委員について準用する。

る。

第四十条中「建設省令で定める」を「建設省令の定めるところにより、第十七条の二第一項又は第十七条の七の規定により称することができる名称その他建設省令で定める事項を記載した」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（建設業者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告）

第四十条の二　建設大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた建設業者又は第二十七条の六の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

第四十六条第一号中「登録申請書」の下に「又は第七条の規定による書類」を加え、同条第二号中「第七条又は」を削り、「、第三項若しくは第四項」を「又は第三項から第五項まで」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第十三条第六項の規定による届出をしなかつた者

第四十九条中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二　第十七条の二第一項の規定に違反して総合工事業者の登録を受けないで総合工事業者と称した者又は第十七条の七に規定する名称を称することができないにかかわらずこれらの名称を称した者

三　第十七条の三又は第十七条の四第一項の規定による書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

四　第十七条の四の規定による書類の提出を怠つた者

別表中「電気配線工事」の下に「（電気通信工事を除く。）」を、「れんが工事」の下に「ブロック工事を除く。）」を加え、「

二十二　熱絶縁工事	
二十三　電気通信工事	に改める。
二十四　ブロック工事	

」を「

二十二　熱絶縁工事	

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の建設業法の定めるところにより登録を受けている建設業者の当該登録に関しては、その有効期間内は、なお、従前の例による。

3　前項の建設業者については、この法律による改正後の建設業法（以下「新法」という。）第二章の二の規定は、当該建設業者が、建設省令の定めるところにより、新法第五条第一項に規定する要件をそなえていることを証する書面を建設大臣又は都道府県知事に提出した場合に限り、適用する。

4　前項の規定により新法第二章の二の規定の適用を受ける建設業者については、附則第二項の規定にかかわらず、同項に規定する登録を新法の定めるところにより受けた登録とみなして新法の規定を適用する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第八十七号（昭三六・五・一九）

◎国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法

（目的）

第一条　この法律は、工業教員のすみやかな養成を図るため、国立工業教員養成所の設置等について定め、もつて高等学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要の増加に対処することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「工業教員」とは、高等学校において工業の教科の教授を担任する教諭をいう。

（設置）

第三条　工業教員の養成を行なう教育施設として、臨時に、国立工業教員養成所（以下「養成所」という。）を設置する。

2　前項の養成所の名称及び位置は、次の表の上欄及び中欄に掲げるとおりとし、その養成所は、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学に附置されるものとする。

養成所の名称	位置	国立大学の名称
北海道大学工業教員養成所	北海道	北海道大学
東北大学工業教員養成所	宮城県	東北大学
東京工業大学工業教員養成所	東京都	東京工業大学
横浜国立大学工業教員養成所	神奈川県	横浜国立大学
名古屋工業大学工業教員養成所	愛知県	名古屋工業大学
京都大学工業教員養成所	京都府	京都大学
大阪大学工業教員養成所	大阪府	大阪大学
広島大学工業教員養成所	広島県	広島大学
九州大学工業教員養成所	福岡県	九州大学

（学科）

第四条　養成所に置かれる学科は、養成所ごとに文部省令で定める。

（修業年限）

第五条　養成所の修業年限は、三年とする。

（入学資格）

第六条　養成所に入学することのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項に規定する者とする。

（職員）

第七条　養成所に、所長を置く。

2　所長は、当該養成所が附置される国立大学の学長の命を受け、所務をつかさどり、所属職員を監督する。

3　養成所に、所長のほか、教授、助教授、助手及び事務職員を置く。

4　第一項及び前項に規定する職員のほか、養成所に、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

（授業料その他の費用の免除及び猶予）

第八条　養成所が附置される国立大学の学長（以下この条において「学長」という。）は、工業教員の確保のため、養成所における授業料について、政令で定めるところにより、その一部の徴収を猶予することができ、また、当該授業料の一部の徴収を猶予された者が、養成所を卒業した後六月以内に工業教員となり、かつ、引き続き政令で定める期間工業教員として在職したときは、政令で定めるところにより、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができる。当該授業料の一部の徴収を猶予された者が養成所を卒業した後において、その者について死

亡その他やむを得ない事情が生じたときも、同様とする。

2　前項に規定するもののほか、学長は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、養成所における授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収（前項の規定により徴収を猶予された者に係る授業料にあつては、その猶予された部分を除く部分の徴収）を猶予することができる。

（省令への委任）

第九条　この法律に規定するもののほか、養成所の組織、運営その他この法律の実施について必要な事項は、文部省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（昭和三十六年度に入学した者に関する第五条の適用関係）

2　昭和三十六年度に養成所に入学した者に関しては、その者は昭和三十六年四月一日から養成所に在学していたものとみなして、第五条の規定を適用する。

（教育職員免許法の一部改正）

3　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則（第二十三条―第三十三条）」を「附則（第二十三条―第三十四条）」に改める。

附則第三十三条の次に次の一条を加える。

（国立工業教員養成所の職員に対するこの法律の準用）

第三十四条　国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和二十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所の所長、教授、助教授及び助手の身分取扱いについては、当分の間、政令で定めるところにより、この法律の規定を準用する。

（文部省設置法の一部改正）

4　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）」の下に「及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

5　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9　工業の教科についての高等学校教諭二級普通免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第八十八号（昭三六・五・一九）

◎公有林野等官行造林法を廃止する法律

公有林野等官行造林法（大正九年法律第七号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に公有林野等官行造林法に基づき締結された契約については、同法は、なおその効力を有する。

3　新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第四号中「設定、」を「設定及び」に改め、「及び公有林野等官行造林法（大正九年法律第七号）第一条の契約」を削る。

4　分収造林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公有林野等官行造林法（大正九年法律第七号）第一条（官行造林契約）の契約及び」を削る。

5　附則第二項に規定する契約についての分収造林特別措置法の適用については、なお従前の例による。

（農林・自治・内閣総理大臣署名）

法律第八十九号（昭三六・五・二〇）

◎特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

（衆法）

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・文部・農林・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第九十号（昭三六・五・二二）

◎訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二百三十円」を「三百円」に改める。

第四条第四項中「百二十円」を「二百円」に、「二百七十円」を「三百五十円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第九十一号（昭三六・五・二二）

◎地方公営企業法の一部を改正する法律

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　雑則（第四十条―第四十一条）」を「第五章　一部事務組合に関する特例（第三十九条の二・第三十九条の三）」に改める。

第一条中「根本基準」の下に「並びに企業の経営に関する事務を共同処理する地方自治法の規定による一部事務組合に関する特例」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

（出資）

第十七条の二　地方公共団体は、地方公営企業の特別会計に必要な出資を行なうことができる。

「第五章　雑則」を「第六章　雑則」に改め、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　一部事務組合に関する特例

（組織に関する特例）

第三十九条の二　地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する地方自治法第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合（以下「組合」という。）には、第七条第一項の規定にかかわらず、管理者を置かないことを常例とするものとする。

2　前項の規定により管理者を置かない組合においては、管理者の権限は、当該組合の管理者が行なう。

3　第一項の規定により管理者を置かない組合においては、当該組合の管理者の任期は、三年を下るものとすることができない。

4　政令で定める組合においては、組合の管理者の権限に属する事務を処理させるための組織の名称は、政令で定めるところにより、企業庁とすることができる。

5　組合に監査委員を置く。

（財務に関する特例）

第三十九条の三　組合においては、地方公営企業の財務以外の財務については、第十七条から第三十五条まで並びに附則第二項及び附則第三項の規定を適用する。

2　組合を組織する地方公共団体は、当該組合に対して、必要な出資を行なうものとする。

3　前二項の規定は、第二条第二項又は第三項の規定により財務規定等が適用される企業の経営に関する事務を共同処理する地方自治法第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合に準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2　改正後の地方公営企業法第三十九条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十七年度の事業年度から適用する。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第九十二号（昭三六・五・二三）

◎製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

本則第一項の日本専売公社製造たばこ価格表中

葉巻たばこ	アストリア	長さ　一二五ミリメートル 太さ　一五ミリメートル

を

葉巻たばこ	パンドール	長さ　一二八ミリ 中央部の外周　五五
同	グロリア	長さ　一二五ミリ 中央部の外周　四七
同	アストリア	同

に改める。

マニラ葉を主原料とした中級品

五本	一五〇円	

を

メートル ミリメートル	ハバナ葉を主原料とした上級品	五本　九〇〇円
メートル ミリメートル	マニラ葉及びハバナ葉を主原料とした中級品	五本　二五〇円
	マニラ葉を主原料とした中級品	五本　一五〇円

に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵・内閣総理大臣署名

法律第九十三号（昭三六・五・二五）

◎郵便法の一部を改正する法律

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「及び重量」を「、重量等」に改め、同条第一項第一号中二千グラムにを二キログラムに改め、同項第二号中二千グラムを二キログラムに改め、同条第二項中「百グラム」を「五十グラム」に改める。

第十七条の二第一項中「百グラム」を「五十グラム」に改める。

第十七条の中「五円」を「十円」に改める。

第二十三条第一項中「重量五十グラム又は」を「重量五十グラム又は」に改める。

第二十五条第二項中「百グラム」を「五十グラム」に改める。

第二十七条第一項中「五円」を「十円」に改める。

第三十条第二項中「二円」を「四円」に改める。

第三十一条第一項中「二円」を「四円」に改め、同条第五項を削る。

第三十五条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（郵便物に係る認可に関する料金）

第三十五条の二　第三種郵便物に係る認可の申請をした者は、その申請の際、前条第二項の認可を受けた者はその認可の申請をした者は、その認可の際、省令で定める額の料金を納めなければならない。

第三十六条第一項中「京都市、横浜市、神戸市及び名古屋市の区域内」を「京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市の区域内（町村内にあつては、郵便の集配をする郵便局の所在地）」に改め、同条第二項中「京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市の区域内」を「京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市の区域内（町村内にあつては、郵便の集配をする郵便局の所在地）」に改める。

第三十七条第一項中「差出有効期間及び郵便物の承認番号を表示したものは」を「差出有効期間、郵便物の承認番号及び第三種郵便物である旨を表示したものは」に、「、及び郵便物の承認番号を表示したものは」を「、郵便物の承認番号及び第三種郵便物である旨を表示したものは」に改め、同条第二項中「差出有効期間及び郵便物の承認番号を表示したものは」を「差出有効期間、郵便物の承認番号及び第三種郵便物である旨を表示したものは」に改める。

第三十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第三十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第四十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第四十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第四十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第四十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第四十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第四十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第四十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第四十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第四十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第五十条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第五十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第五十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第五十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第五十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第五十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第五十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第五十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第五十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第五十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第六十条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第六十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第六十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第六十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第六十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第六十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第六十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第六十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第六十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第六十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第七十条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第七十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第七十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第七十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第七十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第七十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第七十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第七十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第七十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第七十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第八十条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第八十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第八十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第八十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第八十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第八十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第八十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第八十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第八十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第八十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第九十条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第九十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第九十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第九十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第九十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第九十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第九十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第九十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第九十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第九十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百十条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百二十条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百二十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百二十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百二十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百二十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百二十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百二十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百二十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百二十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百二十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百三十条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百三十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百三十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百三十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百三十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百三十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百三十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百三十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百三十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百三十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百四十条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百四十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百四十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百四十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百四十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百四十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百四十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百四十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百四十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百四十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百五十条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百五十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百五十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百五十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百五十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百五十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百五十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百五十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百五十八条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百五十九条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百六十条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百六十一条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百六十二条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百六十三条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百六十四条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百六十五条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百六十六条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの（第三十五条の二第一項の認可を受けた者が同条第二項の認可を受けた者に対して差し出すものを除く。）」に改める。

第百六十七条第一項中「第三種郵便物で第三種郵便物に関する料金を納めるもの」を「第三種郵便物で第

第三十四条　削除

第四十三条第二項を次のように改める。

前項の場合には、その請求人は、省令で定める額のあて名変更料又は取りもどし料を納付しなければならない。

第四十四条第一項中「第二十七条の二に規定する」を削り、「あらたな住所又は居所が判明しているときは、これをそのあらたな住所」を「その受取人から省令の定めるところによりその後の住所又は居所を届け出ているときは、その届出の日から一年内に限り、これをその届出に係る住所」に改め、同条第二項第一号中「あらたな住所」を「前項の届出に係る住所」に改め、同条第三項中「三十五円」を「同項第一号に掲げる額」に改める。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条　削除

第四十九条を削り、第五十条第二項から第四項までを削り、同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十条（取集料及び使用料）　第四十七条の規定により郵便差出箱を私設する者又は前条の郵便私書箱を使用する者は、省令で定める額の私設郵便差出箱の取集料又は郵便私書箱の使用料を省令の定めるところにより納付しなければならない。

第五十三条第一項各号列記以外の部分中「小包郵便物」を「市内特別郵便物、小包郵便物」に改め、「通常郵便物」の下に「（市内特別郵便物を除く。）」を加え、同項第二号中「通常郵便物」の下に「（市内特別郵便物を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

一　市内特別郵便物

当該郵便物を市内特別郵便物以外の第五種郵便物として差し出す場合の料金と市内特別郵便物として差し出す場合の料金との差額に相当する額（書留としたものにあつては、その額に当該郵便物の書留料を加算した額）の料金

第五十三条第二項中「三十五円」を「同項第一号に掲げる額」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二（高層建築物に係る郵便受箱の設置）　階数が三以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅、事務所又は事業所の用に供する建築物で省令で定めるものには、省令の定めるところにより、その建築物の出入口又はその附近に郵便受箱を設置するものとする。

第五十八条第四項中「前項の場合において、その物の評価が困難なため」を「前二項の場合において」に改め、同条第五項第一号中「三十五円」を「通常郵便物にあつては四十円、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額」に改め、同項第二号中「千円をこえる二千円」を「通常郵便物にあつては千円をこえる二千円」に、「算出した金額を三十五円に加えた金額」を「算出した額を四十円に加えた額、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額」に改める。

第六十条第三項中「二十五円とし」を「三十円とし」に、「五十円とする」を「その額を参酌して政令で定める」に改める。

第六十一条第三項中「五十円とする」を「通常郵便物にあつては六十円とし、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める」に改める。

第六十二条第四項中「五十円とし、前項の規定による取扱をするときは二十五円を増す」を「通常郵便物にあつては六十円（前項の規定による取扱いをするときは、九十円）とし、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める」に改める。

第六十三条第三項中「五十円」を「六十円」に「二十五

円」を「三十円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二（謄本の閲覧）　内容証明の取扱いをした通常郵便物の差出人は、その通常郵便物の内容たる文書の謄本の閲覧を請求することができる。

前項の場合には、その請求人は、省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六十四条第四項中「五十円とする」を「通常郵便物にあつては六十円とし、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める」に改める。

第六十六条第三項中「五十円」を「八十円」に改める。

別表を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。

（既存建築物等についての特例）

2　改正後の第五十五条の二の規定は、この法律の施行の際現に存する建築物及びこの法律の施行後しゆん工する建築物でこの法律の施行の際現に新築の工事が施行されているものについては、当分の間、適用しない。

（郵便受箱の時価よりも低い対価による譲渡し）

3　国は、この法律の施行後三年内に限り、改正後の第五十五条の二に規定する建築物の所有者又は使用者に対し、その必要とする郵便受箱を時価よりも低い対価で譲り渡すことができる。

4　前項の規定による譲渡しに関し必要な事項は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。

（経過規定）

5　この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

6　この法律の施行前に改正前の第三十二条の二第一項の承認を受けて、郵便料金はその受取人においてあて支払うべき旨の文言及び郵政省の承認番号を表示したものを封筒又は郵便葉書として使用し、特殊取扱いとしないでその受取人にあてて差し出す通常郵便物については、この法律の施行の日から起算して一年内に差し出されるものに限り、改正後の同項の差出有効期間の記載がなくても、同条の取扱いをする。

7　この法律の施行の際現に改正前の第三十四条第一項の承認を受けている者は、当該承認に係る有効期間内に限り、その承認に係る記号を郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票に施してこれを使用することができる。

8　市内特別郵便物以外の郵便物については、この法律の施行の日から起算して一年内に限り、受取人の住所又は居所の変更につき改正後の第四十四条第一項の届出がない場合でも、そのあらたな住所又は居所が判明しているときは、同条の規定により転送の取扱いをする。

9　この法律の施行の際現に郵便差出箱を私設している者又は郵便私書箱を使用している者が、この法律の施行前に、改正前の第四十九条（改正前の第五十条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりこの法律の施行の日を含む期分（一年に満たない期間を限り設置する私設郵便差出箱又は郵便私書箱については、その日を含む期間分）として改正前の第四十八条第一項又は第五十条第二項の取集料又は使用料を納付しているときは、その者のその期分又はその期間分の取集料又は使用料については、なお従前の例による。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第九十四号（昭三六・五・二六）

◎結核予防法の一部を改正する法律

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

（結核登録票）

第二十四条　保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄区域内に居住する結核患者及び省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。

2　前項の記録は、第二十二条の規定による届出又は通報があつた者について行なうものとする。

3　結核登録票に記録すべき事項、その移管及び保存期間その他結核登録票に関し必要な事項は、省令で定める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（精密検査）

第二十四条の二　保健所長は、結核登録票に登録されている者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、エックス線検査その他省令で定める方法による精密検査を行なうものとする。

第二十五条中「前条の規定により登録した結核患者」を「結核登録票に登録されている者」に、「患者」を「その者」に改める。

第二十八条第一項中「健康診断」の下に「又は精密検査」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により従業を禁止しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所に置かれた結核診査協議会の意見をきかなければならない。

第二十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定は、前項の命令をしようとする場合に準用する。

第三十五条を次のように改める。

（従業禁止、命令入所患者の医療）

第三十五条　都道府県は、都道府県知事が第二十八条の規定により従業を禁止し、又は第二十九条の規定により結核療養所に入所し若しくは入所させることを命じた場合において、当該患者又はその保護者から申請があつたときは、当該患者が指定医療機関において受ける第一号から第四号までに掲げる医療に要する費用並びにその医療を受けるために必要な第五号及び第六号に掲げるものに要する費用を負担する。ただし、第五号及び第六号に掲げるものに要する費用については、都道府県知事が必要と認める場合に限る。

一　診察

二　薬剤又は治療材料の支給

三　医学的処置、手術及びその他の治療

四　病院又は診療所への収容

五　看護

六　移送

2　都道府県は、前項に規定する患者が未帰還者留守家族等援護法の規定によつて医療を受けることができるとき、又は当該患者若しくはその配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の全部若しくは一部を負担することができると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、

同項の規定による負担をすることを要しない。

3　第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由し、都道府県知事に対してしなければならない。

第三十六条第五項中「若しくは第三項」を「又は第三項」に、「又は診療科名の変更等により」を「その他」に改める。

第三十七条の見出しを「（他の法律による医療に関する給付との調整）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第三十五条第一項の規定により費用の負担を受ける患者が、社会保険各法の規定による被保険者等である場合においては、保険者等は、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、社会保険各法の規定による給付をなすことを要しない。

第三十七条に次の一項を加える。

4　第三十五条第一項の規定により費用の負担を受ける患者が、児童福祉法の規定による療育の給付を受けることができる者であるときは、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、同法の規定による療育の給付は、行なわない。

第三十八条の見出しを「（診療報酬の請求、審査及び支払）」に改め、同条第一項中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条第三項中「前項の支払」を「指定医療機関に対する診療報酬の支払」に改め、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が第一項の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

4　指定医療機関は、都道府県知事が行なう前項の決定に従わなければならない。

5　都道府県知事は、第三項の規定により診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

第三十九条第一項中「国民健康保険」を「健康保険」に改める。

第四十条中「第三十四条第一項」の下に「又は第三十五条第一項」を加え、「同条同項に規定する者」を「当該患者及びその保護者」に改める。

第四十一条の見出し中「急迫時」を「緊急時等」に改め、同条第一項を次のように改める。

都道府県は、その区域内に居住する結核患者又は都道府県知事が第二十八条の規定により従業を禁止し、若しくは第二十九条の規定により結核療養所に入所し若しくは入所させることを命じた患者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第三十四条第一項の規定に基づく省令で定める医療又は第三十五条第一項第一号から第四号までに掲げる医療を受けた場合においては、その医療に要した費用並びにその医療を受けるために必要であつた看護及び移送に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定によつて負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。これらの者が指定医療機関から第三十四条第一項の規定に基づく省令で定める医療又は第三十五条第一項第一号から第四号までに掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により第三十四条第一項又は第三十五条第一項の申請をしないで行なわれたものであるときも、同様とする。

第四十一条第二項中「第三項」の下に「又は第三十五条第三項」を加え、同条第三項中「医療費」を「療

養費」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項の療養費の支給を受ける者が、社会保険各法の規定による被保険者等である場合において、同項に規定する医療並びに看護及び移送が社会保険各法の規定による療養の現物給付として行なわれ又は療養費の支給の対象となつたものであるときは、同項に規定する療養費は、同項の規定にかかわらず、保険者等に支払うものとする。ただし、当該患者が、当該医療並びに看護及び移送に要する費用につき負担し又は負担することとなつた額がある場合において、その額が、当該医療並びに看護及び移送につき第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による都道府県の負担が行なわれるものとした場合における当該患者の負担すべき額をこえるときは、そのこえる額に相当する部分については、この限りでない。

第四十一条に次の一項を加える。

5　前条の規定は、第一項の申請について準用する。

第四十二条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「都道府県」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「差し止める」を「差し止めさせ、又は差し止める」に改める。

第四十三条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第四十五条第六項に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四十八条第一項中「第三十四条第一項の申請」を「第二十八条及び第二十九条の命令並びに第三十四条第一項の申請」に改める。

第五十一条第九号中「医療費の支給」を「療養費の支給又は支払」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第二十四条の二の規定により、保健所長が行なう精密検査に要する費用

第五十六条の次に次の一条を加える。

（国庫の負担）

第五十六条の二　国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その十分の八を負担する。

一　第五十一条第九号の費用

二　第五十一条第十号の費用のうち、その額が第三十五条第一項の規定によつて負担する額の例によつて算定された療養費に係るもの

第五十七条第二号中「第五十一条各号」を「第五十一条第一号から第八号まで及び第十号」に、「費用を除く」を「費用及び前条第二号の費用を除く」に改め、同条第三号中「前条」を「第五十六条」に改める。

第六十二条中「若しくは予防接種」を「、予防接種若しくは精密検査」に改める。

第六十八条中「第十四条」の下に「、第二十八条（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項及び第三項」を、「第三十四条第二項及び第三項」の下に「、第三十五条第一項及び第三項、第四十一条第一項」を加え、「、第四十二条第一項」を削り、「第五十一条第二号、第四号及び第五号」を「第五十一条第二号、第四号及び第六号」に、「第三十一条第二項」を「第二十八条第三項、第三十一条第二項」に改め、「第三十四条第一項」の下に「、第三十五条第一項及び第二項」を加え、「第三十七条第二項、第三十八条、第四十一条第一項、第四十二条第二項」を「第三十七条第二項、第三十八条第五項」に、「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第三項」を「結核予防法第三十八条第六項」に改める。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

十八条第一項、第二項及び第六項、第四十一条第一項及び第四項」に、「、第四号から第七号まで及び第九号」を「及び第四号から第十号まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

（経過規定）

2　保健所を設置する市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）の区域内に居住する者に対してこの法律の施行前に都道府県知事が改正前の第二十八条又は第二十九条の規定によつて行なつた処分は、当該保健所を設置する市の長が行なつたものとみなす。

3　この法律の施行前に行なわれた改正前の第三十五条の規定による申請及び同条の費用を負担する旨の決定は、改正後の第三十五条第一項の規定による申請及び同項の費用を負担する旨の決定とみなす。この場合において、前項の者については、当該申請は、当該保健所を設置する市に対して行なわれたものとみなし、当該決定は、当該保健所を設置する市が行なつたものとみなす。

4　第二項の者がこの法律の施行前に受けた医療に要する費用についての都道府県の負担については、なお従前の例による。

5　この法律の施行の際現に結核予防審議会の委員の職にある者の任期は、改正後の第四十五条第六項本文の規定にかかわらず、昭和三十八年九月三十日までとする。ただし、関係行政庁の職員のうちから任命された委員については、この限りでない。

6　改正前の第三十五条の規定により都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が負担した費用に対する国庫の補助については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

7　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項又は結核予防法（昭和二十六年法律第九十

法律第九十五号（昭三六・五・二七）

◎企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　再評価及びこれに関する経理の特例等（第六条―第十八条の三）」を「第二章　再評価及びこれに関する経理の特例等（第六条―第十八条の七）」に改める。

第二条第二項中「第十八条の二」を「第十八条の七」に改める。

第四条第四項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第十条第二項中「の規定の適用がある資産」を「その他これらに準ずる特別償却に関する法令の規定の適用がある資産」に改め、同条第三項中「第十八条の二」を「第十八条の六」に改める。

第十二条第三項中「第十八条の二」を「第十八条の六」に改める。

第十三条第一項中「、第十八条、第十八条の二」を「から第十八条の六まで」に改める。

第十七条第二項中「第十八条の三」を「第十八条の七」に改める。

第十八条の二第一項第二号中「資本に組み入れた再評価積立金の額の」を「算出した金額に対する同号に規定する資本に組み入れた再評価積立金の額の割合（以下「資本組入割合」という。）が」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十八条の三中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同条を第十八条の七とし、第十八条の二の次に次の四条を加える。

第十八条の三　再評価実施会社（同族会社を除く。）は、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の二十に相当する金額以下である場合を除く。）に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に対し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一　資本組入割合が百分の四十に満たない場合　百分の十

二　資本組入割合が百分の四十以上で、百分の六十に満たない場合（第四号に掲げる場合を除く。）　百分の十二

三　資本組入割合が百分の六十以上で、百分の八十に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の十五

四　第十八条第一項第二号に掲げる場合（第一号に掲げる場合を除く。）　百分の十

2　前条第二項の規定は、前項第四号の規定を適用する場合について準用する。

第十八条の四　再評価実施会社（同族会社を除く。）は、昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の二十に相当する金額以下である場合を除く。）に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に対し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一　資本組入割合が百分の三十に満たない場合　百分の十

二　資本組入割合が百分の三十以上で、百分の五十に満たない場合　百分の十二

三　資本組入割合が百分の五十以上で、百分の七十に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の十五

四　第十八条第一項第二号に掲げる場合（第一号又は第二号に掲げる場合を除く。）　百分の十二

2　前項第四号の規定は、資本組入割合が百分の百となつた再評価実施会社及び第十八条の六の規定の適用により再評価積立金を有しないこととなつた再評価実施会社のそのなつた日を含む事業年度以後の各事業年度については、適用しない。

第十八条の四　再評価実施会社（同族会社を除く。）は、昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度から昭和四十年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、当該事業年度終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の二十に相当する金額以下である場合を除く。）に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に対し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相当する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一　資本組入割合が百分の四十に満たない場合　百分の十

二　資本組入割合が百分の四十以上で、百分の六十に満たない場合（第四号に掲げる場合を除く。）　百分の十二

三　資本組入割合が百分の六十以上で、百分の八十に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）　百分の十五

四　第十八条第一項第二号に掲げる場合（第一号に掲げる場合を除く。）　百分の十

2　前条第二項の規定は、前項第四号の規定を適用する場合について準用する。

第十八条の五　第十八条第二項の規定は、第十八条の二第三号、第十八条の三第一項第四号又は前条第一項第四号の規定を適用する場合について準用する。

2　第十八条第三項の規定は、合併法人に対して前三条の規定を適用する場合について準用する。

第十八条の六　再評価実施会社（同族会社を除く。）は、昭和三十七年七月一日以後開始する事業年度において次の各号の一に該当するときは、取締役会の決議により、再評価積立金の全額を商法第二百八十八条ノ二（資本準備金）の資本準備金として積み立てて、又はこれに組み入れることができる。

一　資本組入割合が百分の八十以上である場合

二　再評価積立金の額が資本の額の百分の十に相当する金額以下である場合

第三十六条中「取締役が」の下に「昭和四十年三月三十一日を含む事業年度終了の日前に」を加え、「で前条第一項又は第二項に規定する事項を附記した貸借対照表とともに提出するもの」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、第十八条の三第二項に規定する会社の同項に規定する各事業年度については、適用しない。

第四十条第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第百七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第十八条の六の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れる場合

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第九十六号（昭三六・五・二七）

◎日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法

（利子補給契約）

第一条　政府は、日本船舶を所有することができる会社の申請により、その会社が外航船舶（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする貨物船又は油送船で運輸省令で定める規格に適合するものをいう。）の建造を日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人たる造船事業者に請け負わせる場合において、日本開発銀行がその資金を融通するときは、政令で定めるところにより、当該融資につき利子補給金を支給する旨の契約を同銀行と結ぶことができる。

（利子補給金の支給年限）

第二条　前条の規定による利子補給金を支給する旨の契約（以下「利子補給契約」という。）により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

（利子補給金の総額）

第三条　政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

（利子補給金の限度）

第四条　利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約に係る融資が最初になされた日から当該船舶が造船事業者から注文者に引き渡された日後二月までの間になされた融資の融資残高について、当該融資に係る利率と年五分との差の範囲内で運輸大臣が告示で定める利率で計算する額を限度とする。

2　前項の規定により利子補給金の限度額を計算する場合において、当該利子補給契約で定める当該船舶の予定竣工日以後の融資残高が、融資総額を当該融資契約が結ばれた日以後、貨物船に係る融資にあつては元本三年間据置き十年間半年賦均等償還、油送船に係る融資にあつては元本三年間据置き八年間半年賦均等償還するものとした場合における利子補給契約で定める融資残高をこえるときは、その計算上の融資残高を同項の融資残高とする。

（利子補給契約の支給額）

第五条　日本開発銀行は、利子補給契約により政府から利子補給金の支給を受けるときは、当該融資契約により受ける利子額を当該融資の契約上の利子額から利子補給金に相当する額だけ差し引いたものとしなければならない。

（外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の適用等）

第六条　利子補給契約に係る融資を受けた会社については、これを外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）第二条の規定による利子補給金を支給する旨の契約に係る融資を受けた会社とみなして、同法第十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定を適用する。

2　外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法第二十二条の規定は、日本開発銀行がこの法律又は利子補給契約に違反した場合について準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　政府が利子補給契約を結ぶことができるのは、昭和三十九年三月三十一日までとする。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第九十七号（昭三六・五・二九）

◎離島振興法の一部を改正する法律（衆法）

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「必要と認める離島」の下に「の地域の全部又は一部」を加える。

第九条第五項中「十分の三・五以内」を「十分の四以内」に改める。

第十一条第一項中「委員三十人以内」を「委員三十一人以内」に改め、同項中第三号を第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　北海道開発事務次官

別表㈠中「三分の二」を「四分の三」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・建設・自治大臣署名）

法律第九十八号（昭三六・五・三〇）

◎新市町村建設促進法の一部を改正する法律

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「図り、あわせて未合併町村の町村合併を強力に推進する」を「図る」に改める。

第十一条の見出し中「調整」を「調整等」に、同条中「調整を」を「調整その他その実施を」に、「新市町村及び関係都道府県」を「都道府県」に改める。

第十八条第一項及び第二十条第一項中「及び未合併町村の町村合併の推進」を削る。

附則第二項本文中「その他の規定は、この法律の施行（前項本文の規定による施行をいう。以下同じ。）の日から起算して五箇年を経過した時にその効力を失う」を「第十二条第一項及び第五章の規定（第二十九条第八項の規定を除く。以下同じ。）は、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時に、その他の規定は、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時に」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時までに第二十七条又は第二十七条の二の規定により町村合併調整委員の調停に付された市町村の境界変更に関する争論でその時までに解決していないものについては、第二十七条の規定（同条において準用される規定を含む。）又は第二十七条の二の規定（同条において適用される規定及び当該適用される規定により準用される規定を含む。）は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時までに第二十八条第五項の規定（第二十九条第七項の規定（同条第八項の規定により準用される同条第七項の規定を含む。）により準用され、又は第二十九条の二第二項の規定により適用される第二十八条第五項の規定を含む。以下この項において同じ。）の適用を受けた市町村については、第二十八条第五項の規定は、この法律の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとし、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時までに第二十七条第十二項の規定又は第二十八条第四項の規定

（第二十九条第七項の規定（同条第八項の規定により準用される同条第七項の規定を含む。）若しくは第三十条第二項の規定により準用され、又は第二十九条の二第二項の規定により適用される第二十八条第四項の規定を含む。以下この項において同じ。）の適用を受けた市町村の区域の変動、町村合併又は境界の変更については、第二十七条第十二項又は第二十八条第四項（町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分を除く。）の規定は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、また、第二十八条第四項の規定中町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとし、この法律の施行の日から起算して十箇年を経過した時までに第二十五条第一項の規定により国有林野の売払を受けた新市町村及び同条第八項の規定の適用を受けた新市町村については、同条第三項から第六項までの規定は、その時以後も、なおその効力を有するものとし、第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の勧告を受けた市町村が、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時以後において、当該勧告を受けた町村合併に関する計画に基づいて行なう町村合併については、第二十八条第四項（町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分を除く。）の規定は、この法律の施行の日から起算して五箇年を経過した時以後も、なおその効力を有するものとし、また、第二十八条第四項の規定中町村合併促進法第二十条の二の規定に係る部分及び第二十八条第五項の規定は、この法律の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとする。

附　則

1　この法律は、昭和三十六年六月二十九日から施行する。

2　町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二中「国の行う」を「町村合併後十箇年以内に生じた災害その他の事由に対する国の」に改める。

附則第二項ただし書を次のように改める。

ただし、その時までに行なわれた町村合併については、第二十条の二の規定は、新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の施行の日から起算して十箇年間は、なおその効力を有するものとし、その他の規定は、本文の規定にかかわらずこの法律が効力を失う時以後も、なおその効力を有するものとする。

附則第三項中「（昭和三十一年法律第百六十四号）」を削る。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第九十九号（昭三六・五・三〇）

◎地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条の五の次に次の一条を加える。

（地方債証券の共同発行）

第五条の六　証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百号（昭三六・五・三〇）

◎農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「前条」を「前二条」に改め、同条を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（連年災害における補助率の特例）

第三条の二　その年の十二月三十一日までの三年間に発生した災害により甚大な被害を受けた政令で定める地域内においてその年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業につき前条第一項第一号の規定により国が行なう補助の比率は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、農地、農業用施設並びに奥地幹線林道及びその他の林道ごとに、当該三年間の災害により被害を受けたこれらの施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該三年間の災害がその年の一月一日から十二月三十一日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき同条第四項の規定による指定がなされたものとみなして同条第二項及び第三項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た商に相当する比率とする。この場合において、その商は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

2　前項に規定する地域内においてその年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業で都道府県以外の者の行なうものについての第三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「次項各号（第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）の区分に従い、それぞれ当該各号に定める比率」とあるのは「次条第一項の規定により算出される比率」と、「当該各号に定める比率をこえて」とあ

法律第百一号（昭三六・五・三一）

◎漁業権存続期間特例法

（漁業権の存続期間の特例）

第一条　昭和三十六年八月一日において現に存する漁業権（次条に規定する漁業権を除く。）でその存続期間が昭和三十八年八月三十日までに満了することとなるものの存続期間は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十一条（漁業権の存続期間）の規定にかかわらず、昭和三十八年八月三十一日、同年十二月三十一日又は昭和三十九年三月三十一日のいずれかの期日のうち都道府県知事（農林大臣の免許に係る漁業権にあつては、農林大臣。以下同じ。）が漁業権ごとに指定する期日に満了するものとする。

2　前項の規定は、同項に規定する漁業権で、次の各号の一に該当するものについては、適用しない。

一　漁業法第三十九条第一項（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）の規定による漁業権の取消しの事由があるか、又はその事由が昭和三十八年八月三十一日までに発生することが確実であると認めて都道府県知事が指定した漁業権

二　昭和三十六年八月一日において、その漁場の敷地が他人の所有に属するか、又はその漁場の水面が他人の占有に係る漁業権（農林省令で定めるものを除く。）で、農林省令で定めるところにより、その漁業権者から、都道府県知事に対し、その所有者又は占有者からその漁業権の存続期間の延長に係る同意を得た旨を証する書面の提出がなされなかつたもの

3　第一項の規定による指定は、昭和三十六年十一月三十日（同年十二月二十九日までにその漁業法第二十一条の規定による存続期間が満了する漁業権にあつてはその満了する日前一月、同年八月一日においてその漁場の敷地が他人の所有に属するか又はその漁場の水面が他人の占有に係る漁業権にあつては農林省令で定める期日）までに、告示をもつてしなければならない。

4　第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日（同年十二月三十日までにその漁業法第二十一条の規定による存続期間が満了する漁業権にあつては、その満了する日前二月）までに、告示をもつてしなければならない。

5　都道府県知事は、第二項第一号の規定による指定をしようとするときは、海区漁業調整委員会（内水面における漁業権に係る指定にあつては、内水面漁場管理委員会。以下同じ。）の意見をきかなければならない。

6　海区漁業調整委員会が前項の意見を述べる場合には、漁業法第三十四条第四項（聴聞）の規定を準用する。

7　都道府県知事は、第二項第二号に該当する漁業権については、その漁業権が同号に該当するものとなつた後、遅滞なく、その種類及び番号を告示しなければならない。

8　第二項第二号の同意については、漁業法第十三条第二項から第四項まで（同意が得られない場合の手続等）の規定を準用する。

（新たに免許する漁業権の存続期間の特例）

第二条　この法律の施行の日から昭和三十八年八月三十一日までの間に都道府県知事がする免許に係る漁業権の存続期間は、漁業法第二十一条の規定にかかわらず、その免許の日から、昭和三十九年三月三十一日をこえない範囲内において都道府県知事が漁業権ごとに定める期日までとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二号（昭三六・六・一）

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「医療として摂取するもの」を「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品」に改め、同条第五号を次のように改める。

五　「医薬品」とは、薬事法に規定する医薬品をいう。

第二条中第六号を第八号とし、同号を次のように改める。

八　「医療用具」とは、薬事法に規定する医療用具をいう。

第二条第五号の次に次の二号を加える。

六　「医薬部外品」とは、薬事法に規定する医薬部外品をいう。

七　「化粧品」とは、薬事法に規定する化粧品をいう。

第六条第一項中「八局」を「九局」に、「公衆衛生局」を「公衆衛生局（環境衛生局）」に、「引揚援護局」を「援護局」に改め、同条第二項中「、公衆衛生局に環境衛生部を」を削り、「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第七条第三項中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第九条第一項中第十一号から第十八号まで及び第二十号を削り、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（環境衛生局の事務）

第九条の二 環境衛生局においては、次の事務をつかさどる。

一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

二 旅館業法を施行すること。

三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

四 清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。

五 ねずみ、こん虫等の駆除に関すること。

六 墓地、埋葬、火葬等に関すること。

七 水道及び下水道の終末処理場に関すること。

八 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

九 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締りを行なうこと。

十 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）、へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）を施行すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、環境衛生の向上及び増進に関すること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

十二 前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関すること。

第十条中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二を第二号の三とし、第二号の次に次の一号を加える。

二の二 医療機関の経営管理に関する調査及び指導に関すること。

第十条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 医療上の国際協力に関する事務を行なうこと。

第十条に次の一号を加える。

十一 国立がんセンターに関すること。

第十四条の三（見出しを含む。）中「引揚援護局」を「援護局」に改める。

第十五条中「病院管理研修所」を「病院管理研究国立らい研究所」を「国立らい研究所」に、「社会保険審査会」を「社会保険審査会社会保険研修所」に改める。

第十七条の二第一項中「調査研究」の下に「及び精神衛生技術者の研修」を加える。

第二十一条第五項中「看護婦」の下に「、准看護婦」を加える。

第二十三条（見出しを含む。）中「病院管理研修所」を「病院管理研究所」に改める。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（国立がんセンター）

第二十三条の三 国立がんセンターは、がんその他の悪性新生物に関し、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修をつかさどる機関とする。

2 国立がんセンターは、東京都に置く。

3 国立がんセンターの内部組織は、厚生省令で定める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（社会保険研修所）

第二十八条の二 社会保険研修所は、社会保険（国民年金を含む。）の事務に従事する者の研修をつかさどる機関とする。

2 社会保険研修所は、東京都に置く。

3 社会保険研修所の内部組織は、厚生省令で定める。

第二十九条第一項の表中

「引揚同胞対策審議会」	「引揚同胞対二百十二引揚同胞対策」

を削る。

策審議会設置法（昭和二十三年法律第号）に基き、在外同胞の引揚促進その他引に関する事項を調査審議すること。」

第三十一条中「国立病院特別会計の経理」の下に「（国立がんセンターに係るものを除く。）」を加える。

附則第四項中「昭和三十六年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国立がんセンターに関する規定及び附則第三項の規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

（医療制度調査会に係る規定の効力）

2 厚生省設置法第二十九条第一項の規定中医療制度調査会に係る部分は、この法律（前項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日にあらたにその効力を生ずるものとする。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

3 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「及び国立療養所」を「、国立療養所及び国立がんセンター」に改める。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百三号（昭三六・六・一）

◎酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（参法）

（目的）

第一条 この法律は、酒に酔っている者（アルコールの影響により正常な行為ができないおそれのある状態にある者をいう。以下「酩酊者」という。）の行為を規制し、又は救護を要する酩酊者を保護する等の措置を講ずることによって、過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

（節度ある飲酒）

第二条 すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。

（保護）

第三条 警察官は、酩酊者が、道路、公園、駅、興行場、飲食店その他の公共の場所又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物（以下

「公共の場所又は乗物」という。）において、粗野又は乱暴な言動をしている場合において、当該酩酊者の言動、その酔いの程度及び周囲の状況等に照らして、本人のため、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当の理由があると認められるときは、とりあえず救護施設、警察署等の保護するのに適当な場所に、これを保護しなければならない。

2　前項の措置をとつた場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、当該酩酊者の親族、知人その他の関係者（以下「親族等」という。）にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。

3　第一項の規定による保護は、責任ある親族等の引取りがない場合においては、二十四時間をこえない範囲内でその酔いをさますために必要な限度でなければならない。

4　警察官は、第一項の規定により保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡しの時日並びに引渡先を遅滞なく当該保護をした警察官の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所に通知しなければならない。

（罰則等）

第四条　酩酊者が、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたときは、拘留又は科料に処する。

2　前項の罪を犯した者に対しては、情状により、その刑を免除し、又は拘留及び科料を併科することができる。

3　第一項の罪を教唆し、又は幇助した者は、正犯に準ずる。

第五条　警察官は、前条第一項の罪を現に犯している者を発見したときは、その者の言動を制止しなければならない。

2　前項の規定による警察官の制止を受けた者が、その制止に従わないで前条第一項の罪を犯し、公衆に著しい迷惑をかけたときは、一万円以下の罰金に処する。

（立入り）

第六条　警察官は、酩酊者がその者の住居内で同居の親族等に暴行をしようとする等当該親族等の生命、身体又は財産に危害を加えようとしている場合において、諸般の状況から判断して必要があると認めるときは、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第六条第一項の規定に基づき、当該住居内に立ち入ることができる。

（通報）

第七条　警察官は、第三条第一項又は警察官職務執行法第三条第一項の規定により酩酊者を保護した場合において、当該酩酊者がアルコールの慢性中毒者（精神障害者を除く。）又はその疑のある者であると認めたときは、すみやかに、もよりの保健所長に通報しなければならない。

（診察等）

第八条　前条の通報を受けた保健所長は、必要があると認めるときは、当該通報に係る者に対し、医師の診察を受けるようにすすめなければならない。この場合において、保健所長は、当該通報に係る者の治療又は保健指導に適当な他の医療施設を紹介することができる。

第九条　前条前段の規定により医師の診察を受けるようにすすめられた者がその者のすすめに従つて受ける診察及び診察の結果必要と診断された治療については、当該診療を受ける者が困窮のため最低限度の生活を維持することのできないものであるときは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条に規定する医療扶助を受けることができる。

（適用上の注意）

第十条　この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（内閣総理・厚生大臣署名）

法律第百四号（昭三六・六・一）

◎母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号を次のように改める。

六　住宅を補修し、改築し、又は増築するのに必要な資金（以下「住宅資金」という。）

第四条第五号中「三万円」を「五万円」に改め、同条第六号中「住宅補修資金」を「住宅資金」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第五条第一項中「四年」を「六年」に、「二年」を「三年」に、「住宅補修資金については据置期間経過後五年」を「住宅資金については据置期間経過後六年」に改め、同条第三項及び第四項中「住宅補修資金」を「住宅資金」に改める。

第十条第一号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一項第一号」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百五号（昭三六・六・一）

◎市町村職員共済組合法の一部を改正する法律

市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（附加給付）

第十五条の二　組合は、規約で定めるところにより、保健給付、り災給付又は休業給付にあわせて、これらに準ずる給付（以下「附加給付」という。）を行なうことができる。

第三十五条第二項中「第三十八条第三項」を「第三十八条第二項」に改める。

第三十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その額が六千円に満たないときは、六千円とする。

第三十七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、その額が三千円に満たないときは、三千円とする。

第三十八条第一項中「第三項」を「次項」に、「分べんした場合において」を「分べんしたとき（引き続きその生れた子を育てないときを除く。次項において同じ。）に、「分べんの日から引き続き六月間、保育している期間一月につき四百円」を「二千四百円」に改め、同項ただし書及び同条第二項を削り、同条第三項中「分べんし、且つ、保育するとき」を「分べんしたとき」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第六十二条中「休業給付」の下に「（保健給付又は休業給付に係る附加給付を含む。次条において同じ。）」を加える。

第六十八条第一項第一号中「休業給付」の下に「（これらに係る附加給付を含む。）」を加える。

第七十五条第一項中「り災給付の」を「り災給付（これに係る附加給付を含む。第三項において同じ。）の」に改める。

附則第二十八項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「市町村職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五号）の施行の日の前日」に改める。

附則第二十九項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和三十七年十二月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の日前に分べんした、組合員若しくは組合員であつた者に係る分べん費若しくは組合員の被扶養者である配偶者に係る配偶者分べん費又は組合員、組合員であつた者若しくは組合員の被扶養者である配偶者に係る保育手当金の支給については、なお従前の例による。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第百六号（昭三六・六・一）

◎測量法の一部を改正する法律

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の三」に、「第六章　削除」を

「第六章　測量業者
第一節　登録（第五十五条―第五十五条の三）
第二節　業務（第五十六条―第五十六条の二）
第三節　監督（第五十七条―第五十七条の四）
第四節　雑則（第五十八条・第五十九条）」

に、「第六十五条」を「第六十六条」に改める。

第一条中「確保し」を「確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り」に、「を図る」を「に資する」に改める。

第五条中「又は建物のため等の局地的測量で、政令の定める範囲内において建設大臣が指定したもの」を「若しくは建物のため等の局地的測量又は高度の精度を必要としない測量で政令で定めるもの」に改める。

第六条を次のように改める。

（基本測量及び公共測量以外の測量）

第六条　この法律において「基本測量及び公共測量以外の測量」とは、基本測量又は公共測量の測量成果を使用して実施する基本測量及び公共測量以外の測量（小道路若しくは建物のため等の局地的測量又は高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。）をいう。

第十条の次に次の二条を加える。

（測量業）

第十条の二　この法律において「測量業」とは、基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業をいう。

（測量業者）

第十条の三　この法律において「測量業者」とは、第五十五条の五第一項の規定による登録を受けて測量業を営む者をいう。

第十五条第一項中「基本測量に従事する国土地理院の職員で、測量」を「国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは、基本測量」に改め、同条第二項中「立ち入る場合においては、測量に従事する者」を「立ち入ろうとする者」に改め、同条第三項中「第一項の職員」を「第一項に規定する者」に、「証票」を「証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項に規定する証明書の様式は、建設省令で定める。

第十六条及び第十七条中「命を受けた国土地理院の職員」を「命を受けた者若しくは委任を受けた者」に改める。

第十八条中「基本測量に従事する国土地理院の職員は」を「国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施する場合において」に改める。

第二十五条中「基本測量に従事する国土地理院の職員は、」を「国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量のため設置した」に改める。

第三十九条後段を次のように改める。

この場合において、第十四条から第十八条まで、第二十一条及び第二十三条から第二十六条まで中「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、第十九条及び第二十条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、それぞれ読み替えるものとす

る。

第四十七条の見出しを「（第五条の測量に準ずる測量）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第五十二条（見出しを含む。）中「まつ消」を「消除」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章　測量業者

第一節　登録

（測量業者の登録及び登録の有効期間）

第五十五条　測量業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。

2　前項の登録の有効期間は、三年とする。

3　第一項の登録の有効期間の満了後引き続き測量業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4　前項の更新の登録を受けようとする者が次条第一項の規定による申請をした場合において、第一項の登録の有効期間の満了の日までに、第五十五条の五第一項の規定による登録又は第五十五条の六第一項の規定による登録の拒否の処分がなされないときは、それらの処分があるまでは、第二項の規定にかかわらず、第一項の登録は、なお効力を有するものとみなす。

（登録の申請）

第五十五条の二　前条第一項の規定により登録を受けようとする者（前条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」という。）は、建設省令で定めるところにより、建設大臣に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の名称及び所在地

三　法人である場合においては、その資本又は出資の額及び役員の氏名

四　個人である場合においては、その氏名

五　主として請け負う測量の種類及び測量業以外の営業を行なつている場合においては、当該営業の種類

（登録申請書の添附書類）

第五十五条の三　前条の登録申請書には、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

一　営業経歴書及び法人である場合においては、定款

二　直前二年の各事業年度における測量実施金額を記載した書面

三　直前一年の事業年度の財務に関する書類で建設省令で定めるもの

四　使用人数、営業所ごとの測量士及び測量士補の人数並びに営業用機械の種類、名称、能力及び数量を記載した書面

五　登録申請者（法人である場合においては、その役員を含む。）及び法定代理人が第五十五条の六第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

六　第五十五条の十三に規定する要件をそなえていることを誓約する書面

（登録手数料）

第五十五条の四　登録申請者は、政令で定めるところにより、登録手数料を納めなければならない。

（登録の実施及び登録の通知）

第五十五条の五　建設大臣は、第五十五条の二の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、第五十五条の二各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を測量業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

2　建設大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第五十五条の六　建設大臣は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくは添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　破産者で復権を得ないもの

二　第五十五条第一項第一号若しくは第三号又は同条第二項各号の一に該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該取消しに係る測量業者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該測量業者の役員であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）

三　第五十五条の十四の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者（当該刑に処せられた者が法人である場合においては、当該刑に処せられた日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものを含む。）

四　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

五　法人でその役員のうちに第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

六　営業所について第五十五条の十三の要件を欠く者

2　建設大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更登録の申請）

第五十五条の七　測量業者は、第五十五条の二各号に掲げる事項について変更があつたときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、建設大臣に変更の登録の申請をしなければならない。

2　測量業者が前項の変更登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更に係る事項が法人の役員の増員若しくは交代又は営業所の新設に係るものであるときは、第五十五条の三第五号又は第六号に規定する書面を添附しなければならない。

3　第五十五条の五及び第五十五条の六の規定は、第一項の規定による変更登録の申請があつた場合に、準用する。

（書類の提出義務）

第五十五条の八　測量業者は、毎事業年度終了の日から二月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る第五十五条の三第三号の書類を建設大臣に提出しなければならない。

2　測量業者は、定款を変更したときはその都度、毎事業年度終了の時において、第五十五条の三第四号に規定する書面の記載事項について変更があるときは当該事業年度終了の後遅滞なく、建設省令で定めるところにより、その変更に係る事項を記載した書面を建設大臣に提出しなければならない。

（廃業等の届出）

第五十九条の九　測量業者が次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、建設大臣にその旨を届け出なければならない。

一　測量業者が死亡した場合　その相続人

二　法人が合併により解散した場合　その法人を代表する役員であつた者

三　測量業者が破産により解散した場合　その破産管財人

四　法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合　その清算人

五　測量業を廃止した場合　測量業者であつた個人又は測量業者であつた法人を代表する役員

2　測量業者は、第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第六号までの規定に該当するに至つたときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

（登録の消除）

第五十五条の十　建設大臣は、次の各号の一に該当するときは、登録簿につき、当該測量業者の登録を消除しなければならない。

一　前条第一項又は第二項の規定による届出があつたとき。

二　登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。

三　第五十七条第一項又は第二項の規定により測量業者の登録を取り消したとき。

2　第五十五条の六第二項の規定により登録を消除した場合に、準用する。

（登録の消除の場合における測量の措置）

第五十五条の十一　前条第一項の規定により測量業者の登録が消除された場合においては、測量業者であつた者又はその一般承継人は、第五十五条の十四の規定にかかわらず、登録が消除される以前に締結された請負契約に係る測量を引き続いて実施することができる。この場合において、当該測量業者であつた者又はその一般承継人は、登録を消除された後、遅滞なく、その旨を当該測量の注文者に通知しなければならない。

2　前項に規定する測量の注文者は、前項の規定による通知を受けた日又は当該測量業者の登録が消除されたことを知つた日から三十日以内に限り、その測量の請負契約を解除することができる。

（登録簿等の閲覧等）

第五十五条の十二　建設大臣又は都道府県知事は、次に掲げる書類又は次項の規定により建設大臣から送付を受けた書類を、政令で定めるところにより、公衆の閲覧に供さなければならない。

一　登録簿

二　第五十五条の三各号に規定する書類

三　第五十五条の七の規定により変更登録をした場合においては、同条第二項後段に規定する書類

四　第五十五条の八第一項及び第二項に規定する書類

2　建設大臣は、次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる書類を、遅滞なく、当該測量業者の営業所の所在する区域を管轄する都道府県知事に送付しなければならない。

一　第五十五条の五第一項の規定により測量業者の登録をした場合　前項第一号及び第二号の書類の写し

二　第五十五条の七の規定により測量業者の変更登録をした場合　前項第一号及び第三号の書類の写し

三　測量業者から第五十五条の八第一項又は第二項の書類の提出があつた場合　当該書類の写し

3　建設大臣は、第五十五条の十の規定により測量業者の登録を消除したときは、遅滞なく、当該登録の消除に係る測量業者の営業所の所在する区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

（測量士の設置）

第五十五条の十三　測量業者は、その営業所ごとに測量士を一人以上置かなければならない。

2　前項の規定は、測量業者（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）が測量士であるときは、その者が自ら主として業務を行なう営業所については、適用しない。

（無登録営業の禁止）

第五十五条の十四　第五十五条の五第一項の規定による登録を受けない者は、測量業を営むことができない。

第二節　業務

（業務処理の原則）

第五十六条　測量業者は、その業務を誠実に行ない、常に測量成果の正確さの確保に努めなければならない。

（一括下請負の禁止）

第五十六条の二　測量業者は、いかなる方法をもつてするかを問わず、その請け負つた測量を一括して他人に請け負わせ、又は他の測量業者から当該他の測量業者の請け負つた測量を一括して請け負つてはならない。

2　前項の規定は、元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

（測量業者以外の者に対する下請負の禁止）

第五十六条の三　測量業者は、その請け負つた測量（第四条から第六条までに規定する測量に限る。以下第五十九条において同じ。）を測量業者以外の者に請け負わせてはならない。

（下請負人の変更請求）

第五十六条の四　注文者は、測量業者に対して、測量の実施につき著しく不適当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

（標識の掲示）

第五十六条の五　測量業者は、その店舗ごとに、公衆の見やすい場所に、建設省令で定める標識を掲げなければならない。

（建設大臣の助言）

第五十六条の六　測量業者は、その業務の改善又は測量技術の向上のために必要があるときは、建設大臣に対して、必要な助言を求めることができる。

第三節　監督

（登録の取消し又は営業の停止）

第五十七条　建設大臣は、測量業者が次の各号の一に該当するときは、当該測量業者の登録を取り消さなければならない。

一　不正の手段により第五十五条の五第一項の規定による登録を受けたとき。

二　第五十五条の九第一項の規定による届出がなくて同条同項各号の一に該当する事実が判明したとき。

三　第五十五条の九第二項の規定による届出がなくて第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第六号までの規定に該当する事実が判明したとき。

2　建設大臣は、測量業者が次の各号の一に該当するときは、当該測量業者に対し、六月以内の期間を定めて、その営業の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

一　第五十五条の七第一項の規定による変更登録の申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

二　正当の理由がなくて第五十五条の八第一項又は第二項の規定による書類の提出を怠り、又は虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。

三　第五十六条の二第一項の規定に違反して、その請け負つた測量を一括して他人に請け負わせ、又は他の測量業者からその請け負つた測量を一括して請け負つたとき。

四　第五十六条の三の規定に違反してその請け負つた測量を測量業者以外の者に請け負わせたとき。

五　測量業者（法人である場合においては、その役員）が禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは測量に関する他の法令に違反して刑に処せられたとき。

六　この法律の規定に基づく建設大臣の処分に違反したとき。

七　その他業務に関して著しく不当な行為をしたとき。

3　第五十五条の六第二項の規定は、前二項の規定により建設大臣が登録を取り消し、又は営業の停止を命じた場合に、第五十五条の十一第一項の規定は、前項の規定により測量業者が営業の停止を命ぜられた場合に、準用する。

（聴聞）

第五十七条の二　建設大臣は、前条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る測量業者について聴聞を行ない、なお必要があるときは、参考人の意見を聞かなければならない。ただし、当該処分に係る測量業者が正当な理由がなくて、聴聞に応じないときは、聴聞を行なわないで当該処分をすることができる。

（報告及び検査）

第五十七条の三　建設大臣は、測量業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、測量業を営む者について、その業務、財産若しくは測量実施の状況につき、必要な報告を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四節　雑則

（参考人の費用）

第五十八条　第五十七条の二の規定により意見を求められて出頭した参考人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

（測量業等とみなす場合）

第五十九条　委託その他いかなる名義によるかを問わず、報酬を得て測量の完成を目的として締結する契約は請負契約と、これらの契約に係る測量を行なう営業は測量業とみなして、この法律の規定を適用する。

第六十一条の次に次の一条を加える。

第六十一条の二　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第五十五条の十四の規定に違反して登録を受けないで測量業を営んだ者

二　第五十七条第二項の規定による営業の停止の処分に違反して測量業を営んだ者

三　不正の手段により第五十五条の五第一項の規定による登録を受けた者

第六十三条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第五十五条の七第一項の規定による変更登録の申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

二　正当の理由がなくて第五十五条の八第一項又は第二項の規定による書類の提出を怠り、又は虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。

三　第五十六条の二第一項の規定に違反して、その請け負つた測量を一括して他人に請け負わせ、又は他の測量業者からその請け負つた測量を一括して請け負つたとき。

四　第五十六条の三の規定に違反してその請け負つた測量を測量業者以外の者に請け負わせたとき。

五　測量業者（法人である場合においては、その役員）が禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは測量に関する他の法令に違反して刑に処せられたとき。

六　この法律の規定に基づく建設大臣の処分に違反したとき。

七　その他業務に関して著しく不当な行為をしたとき。

3　第五十五条の六第二項の規定は、前二項の規定により建設大臣が登録を取り消し、又は営業の停止を命じた場合に、第五十五条の十一第一項の規定は、

円以下の罰金に処する。

一　第五十五条の七第一項の規定による変更登録の申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二　正当の理由がなくて第五十五条の八第一項又は第二項の規定による書類の提出を怠り、又は虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者

三　第五十五条の九第二項の規定により届出をしなかつた者

四　第五十五条の十一第一項後段の規定による通知をしなかつた者

五　第五十七条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十五条中「前四条」を「前六条」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十六条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第五十五条の九第一項の規定による届出を怠つた者

二　第五十六条の五の規定による標識を掲げない者

三　第五十七条第三項の規定により準用する第五十五条の十一第一項後段の規定による通知をしなかつた者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条から第十八条まで、第二十五条及び第三十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第五十五条の十四の規定は、この法律の施行の際現に測量業を営んでいる者については、次の各号の一に該当する場合に限り、適用しない。

一　この法律の施行の日から六十日間（その期間内に第五十五条の二の規定により登録を申請した場合において、その期間内に第五十五条の五第一項の規定による登録又は第五十五条の六第一項の規定による登録の拒否の処分がなされないときは、それらの処分がされるまでの期間）その測量業を営む場合

二　前号の期間が経過した後において、この法律の施行前に締結した請負契約に係る測量を完了するまでの間に、その目的の範囲内で測量業を営む場合

3　この法律の施行の際現に測量業を営んでいる者が

この法律の施行の日から六十日以内に第五十五条の二の規定により登録を申請し、その申請に係る登録が第五十五条の六第一項の規定により拒否された場合において、その者がこの法律の施行の後その登録が拒否されるまでの間に締結した請負契約があるときは、その契約に係る測量の実施については、その者を第五十五条の十第一項の規定により登録が消除された測量業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

（建設省設置法の一部改正）

4　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　測量業の発達及び改善を助長し、並びに測量業者の監督に関する事務を管理すること。

第七条中「第三条第二号に規定する事務」の下に「、同条第二号の二に規定する事務のうち測量業者の登録に関するもの」を加える。

（国土調査法の一部改正）

5　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二　内閣総理大臣又は主務大臣は、国土調査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国土調査に従事する測量業を営む者に対し、当該国土調査の実施の状況につき、必要な報告を求めることができる。

2　都道府県知事は、国土調査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国の機関及び都道府県以外の者が実施する国土調査に従事する測量業を営む者に対し、当該国土調査の実施の状況につき、必要な報告を求めることができる。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（内閣総理大臣又は主務大臣の助言）

第二十三条の三　国土調査に従事する測量業を営む者は、当該国土調査の実施のために必要があるときは、内閣総理大臣又は主務大臣に対して必要な助言を求めることができる。

第三十七条第二号中「第二十三条」を「第二十二条の二又は第二十三条」に改める。

（内閣総理・法務・建設大臣署名）

法律第百七号（昭三六・六・一）

◎工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律

工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「工場適地」を「工場適地等」に、「助言をなし」を「助言又は勧告を行ない」に改める。

第二条の見出し中「工場適地」を「工場適地等」に改め、同条第一項中「調査をする地区」を「調査の対象」に、「工場適地の調査を行う」を「工場適地の調査及び工場立地の動向の調査を行なう」に改め、同条第二項中「調査は、当該地区内の団地」を「工場適地の調査は、調査をすべき地区内の団地」に、「行う」を「行なう」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項の工場立地の動向の調査は、製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）、電気供給業又はガス供給業（以下「製造業等」という。）を営む者（以下「事業者」という。）の主要な工場又は事業場の設置の状況及びその設置に関する長期の見通しを個別的に調査することにより行なう。

第三条を削り、第四条第一項中「第二条第一項の調査及び前条の報告に基いて」を「前条第一項の調査及び第十条第一項の報告に基づいて」に改め、同条第二項中「前条の報告」を「前条第一項の調査又は第十条第一項の報告」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（工場立地に関し事業者の判断の基準となるべき事項の公表）

第四条　通商産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、工場立地調査審議会の意見をきいて、第二条第一項の調査に基づき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関し事業者の判断の基準となるべき事項を公表するものとする。

第十一条第二項中「前項」を「前二条」に、「同項」を「各本条」に改め、同項を第十八条とし、第十一条第一項中「第三条」を「第十条」に改め、同項を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七条　第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第八条から第十条までを五条ずつ繰り下げる。

第七条第一項中「十人」を「二十人」に改め、同条第二項中「委員は、」の下に「関係行政機関の職員及び」を加え、同条第三項中「委員」を「学識経験のある者のうちから任命された委員」に、「一年」を「二年」に改め、同条を第十二条とする。

第六条第二項中「工場立地の調査」を「工場立地に関する調査」に改め、同条を第十一条とする。

第五条の次に次の五条を加える。

（届出）

第六条　製造業（政令で定める業種に属するものを除く。）に係る工場又は事業場であつて、一の団地内における建築物の建築面積の合計が三千平方メートル（政令で定める業種に属する事業にあつては、その業種に応じ四千平方メートル以上で政令で定める面積）以上であるもの又は敷地面積が九千平方メートル以上であるもの（以下「特定工場」という。）の設置（既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。）をしようとする者は、少なくとも当該特定工場の設置のための工事の開始の日の九十日前までに、次の事項を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。ただし、工場又は事業場の設置によつて立地条件が特に悪化するおそれがないと認められる地域であつて政令で定めるものにおいて特定工場の設置をしようとする場合は、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所

二　特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては、その内容）

三　特定工場の設置の場所

四　特定工場の建築面積及び敷地面積

五　特定工場の設置のための工事の開始の日

2　前項の規定による届出には、当該特定工場の配置図その他の省令で定める書類を添附しなければならない。

（承継）

第七条　前条第一項の規定による届出をした者について、その届出に係る特定工場の設置のための工事が完了する時までに相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

2　前項の規定により前条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その日から十五日以内に、その旨を通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣に届け出なければならない。

（経過措置）

第八条　第六条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置のための工事をしている者及び当該政令の改廃の日から九十日を経過する日までに当該特定工場の設置のための工事を開始する者については、同項の規定は、適用しない。

（勧告）

第九条　通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣は、第六条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号の一に該当するときは、工場立地調査審議会の意見をきいて、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に関し必要な事項について勧告をすることができる。

一　特定工場の設置によつてその周辺一帯における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化するおそれがあると認められるとき。

二　特定工場の設置をしようとする地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を当該特定工場に係る業種の用に供することとするよりも他の業種の製造業等の用に供することとすることが国民経済上きわめて適切なものであると認められるとき。

2　前項の勧告は、第六条第一項の規定による届出のあつた日から六十日以内にしなければならない。

（報告）

第十条　通商産業大臣は、第二条第一項の調査を適正にするため必要があるときは、政令で定めるところにより、事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　通商産業大臣及び当該特定工場に係る事業を所管する大臣は、前条第一項の勧告を受けた者に対し、当該特定工場の設置に関し報告をさせることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に特定工場の設置のための工事をしている者及びこの法律の施行の日から九十日を経過する日までに特定工場の設置のための工事を開始する者については、第六条第一項の規定は、適用しない。

（通商産業省設置法の一部改正）

3　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表工場立地調査審議会の項中「工場立地の調査」を「工場立地」に改める。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第百八号（昭三六・六・一）

◎国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、公有林野等官行造林法第一条の契約により行う事業及びこれらの」を「及びその」に改める。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この勘定の負担において、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

第六条第二項の次に次の一項を加える。

前項ただし書の規定による借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

第八条中「及び利子」の下に「、第六条第二項ただし書の規定による融通証券の償還金」を加える。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条　国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、次項の規定により繰り越した損失をその利益の額をもつてうめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、これを利益積立金及び特別積立金に組み入れて整理するものとする。

国有林野事業勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、利益積立金の額からその損失の額に相当する額を減額して、これを整理するものとする。ただし、その損失の額が利益積立金の額を超過するときはその超過額を、利益積立金がないときはその損失の額を、それぞれ損失の繰越しとして整理するものとする。

第十三条　国有林野事業勘定において、毎会計年度、前年度からの持越現金（特別積立金引当資金に属するものを除く。）のうち歳出の財源に充てることができる金額（前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき金額を除く。）があるときは、当該金額のうち、特別積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れなければならない。

特別積立金引当資金は、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業勘定から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

前項の規定により特別積立金引当資金を使用したときは、特別積立金の額からその使用した額に相当する額を減額して整理するものとする。

第十七条第一項及び第二項を次のように改める。

この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

特別積立金引当資金に属する現金は、資金運用部に預託して運用することができる。

第十七条第三項及び第四項中「森林基金」を「特別積立金引当資金」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前に公有林野等官行造林法（大正九年法律第七号）の規定に基づき締結された契約に係る事業は、改正後の国有林野事業特別会計法（以下「新法」という。）第一条第二項の国有林野事業とみなす。

3　新法第十二条及び第十三条の規定は、昭和三十五年度以後の年度の決算又は同年度からの持越現金について適用する。

4　改正前の国有林野事業特別会計法第十三条第一項の規定により積み立てられた積立金の昭和三十六年三月三十一日現在における残高のうち、百二十億円に相当する金額は、新法第十二条第一項の規定による利益積立金とみなし、その残額に相当する金額は、同項の規定による特別積立金とみなす。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百九号（昭三六・六・一）

◎公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　市街地改造事業
第一節　測量、調査及び土地の収用等（第七条―第十七条）
第二節　事業計画及び管理処分計画（第十八条―第三十条）
第三節　建築施設の部分による対償の給付（第三十一条―第三十九条）
第四節　建築施設に関する権利関係の確定等（第四十条―第五十条）
第五節　費用の負担等（第五十一条・第五十二条）
第三章　雑則（第五十三条―第六十六条）
第四章　罰則（第六十八条―第七十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関し、市街地改造事業の施行その他必要な事項について規定することにより、都市の機能を維持し、及び増進するとともに、土地の合理的利用を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　市街地改造事業　公共施設の用に供される土地及びその附近においてこの法律で定めるところに従つて行なわれる公共施設の整備並びに建築物及び建築敷地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

二　建築施設整備事業　市街地改造事業のうち建築物及び建築敷地の整備に関する事業（建築敷地の取得に関するものを除く。）並びにこれに附帯する事業をいう。

三　施行者　市街地改造事業を施行する者をいう。

四　施行地区　市街地改造事業を施行する土地の区域をいう。

五　公共施設　政令で定める重要な道路、広場その他の公共の用に供する施設をいう。

六　施設建築物　建築施設整備事業によつて建築される建築物をいう。

七　施設建築敷地　建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

八　建築施設　施設建築物及び施設建築敷地をいう。

九　借地権　建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。

十　借家権　建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。

（市街地の改造に関する都市計画）

第三条　建設大臣は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域について、市街地改造事業を施行すべきことを、都市計画法（大正八年法律第三十六号）の定める手続によつて、都市計画として決定することができる。

一　当該区域内に公共施設に関する都市計画が決定されていること。

二　当該区域が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項の用途地域（工業地域を除く。）内にあること。

三　当該区域（公共施設の用に供される土地の区域を除く。以下次号において同じ。）の二分の一をこえる部分が建築基準法第五十九条第一項の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）内又は同法第六十条第一項の防火地域若しくは準防火地域内にあること。

四　当該区域内にある耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）以外の建築物で地階を除く階数が二以下であるものの建築面積の合計が当該区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計の三分の二をこえていること。

五　当該区域内の公共施設の整備に伴い、建築敷地として形のととのわない又は地積の過小な土地が当該公共施設に隣接することとなるため、市街地としての環境が著しくそこなわれるおそれがあること。

六　当該区域内に建築物が密集しているため、土地の区画及び形質の変更のみによつては、当該区域内の土地の合理的利用の増進を図ることが困難であること。

（都市計画）

第四条　前条の都市計画は、次の各号に掲げるところに従つて決定しなければならない。

一　公共施設の整備に関する計画は、都市計画に従つて定めること。

二　建築物の整備に関する計画は、公共施設の整備によつて生ずる空閑の有効な利用及び建築物相互間の開放性の確保を考慮して、建築物が都市計画上当該区域にふさわしい階数、配列及び用途構成を備えた健全な高度利用形態となるように定めること。

三　建築敷地の整備に関する計画は、前号の高度利用形態に適合した適正な街区が形成されるように定めること。

（市街地改造事業の施行）

第五条　市街地改造事業は、都市計画事業として施行する。

（施行者）

第六条　都市計画法第五条の規定は、市街地改造事業には適用しない。

2　市街地改造事業は、次に掲げる者が施行する。

一　公共施設の管理者である又は管理者となるべき建設大臣、都道府県知事又は市町村長

二　公共施設の管理者である又は管理者となるべき都道府県又は市町村で、建設大臣に市街地改造事業を施行することを申し出たもの

3　公共施設の管理者又は管理者となるべき者が都道府県知事又は市町村長である場合において、その都道府県知事又は市町村長の統轄する都道府県又は市町村が建設大臣に建築施設整備事業を施行することを申し出たときは、建築施設整備事業は、その都道府県又は市町村が施行するものとする。

第二章　市街地改造事業

第一節　測量、調査及び土地の収用等

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第七条　市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前まで

に、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第八条　前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行なおうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合においては、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、市街地改造事業を施行しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

（証明書等の携帯）

第九条　第七条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2　前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3　前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（土地の立入り等に伴う損失の補償）

第十条　市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者（それらの者が、建設大臣であるときは国、都道府県知事であるときは都道府県、市町村長であるときは市町村）は、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（測量のための標識の設置）

第十一条　市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2　何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（関係簿書の閲覧等）

第十二条　市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行のため必要があるときは、施行地区となるべき区域若しくは施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（建築行為等の制限）

第十三条　都市計画事業として決定された市街地改造事業を施行すべき土地の区域内において、市街地改造事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事（建設大臣が市街地改造事業を施行すべき土地の区域内にあつては、建設大臣。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、市街地改造事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、市街地改造事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5　都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

6　第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命

若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（測量のための標識の設置）

第十一条　市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2　何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（関係簿書の閲覧等）

第十二条　市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地改造事業の施行の準備又は施行のため必要があるときは、施行地区となるべき区域若しくは施行地区を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（建築行為等の制限）

第十三条　都市計画事業として決定された市街地改造事業を施行すべき土地の区域内において、市街地改造事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事（建設大臣が市街地改造事業を施行すべき土地の区域内にあつては、建設大臣。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2　都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3　都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、市街地改造事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、市街地改造事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5　都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、それらの者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

6　第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命

じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7　前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

（市街地改造事業のための土地等の収用）

第十四条　施行者は、市街地改造事業の施行のため必要がある場合においては、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五条第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

2　前項の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物を所有する者は、その建築物の収用を請求することができる。

（物件の移転命令等）

第十五条　施行者（施行者が都道府県又は市町村長）は、市街地改造事業の施行のため必要がある場合においては、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の建築物、工作物その他の物件の所有者で当該物件の存する土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。

（一時収容施設等の設置のための土地等の使用）

第十六条　施行者は、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地改造事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

（土地収用法の適用等）

第十七条　第十四条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に関しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

2　都市計画法第十九条及び第二十条の規定は、第十四条第一項の規定による収用又は前条の規定による使用について準用する。

3　土地収用法第八十七条の規定は、第十四条第二項の規定による収用の請求について準用する。

第二節　事業計画及び管理処分計画

（事業計画の決定及び認可）

第十八条　施行者は、事業計画を決めなければならない。この場合において、建設大臣以外の施行者は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。

2　前項後段の規定は、事業計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。

（事業計画の内容等）

第十九条　事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計及び資金計画を定めなければならない。

2　この法律に規定するもののほか、事業計画の設定の技術的基準その他事業計画に関し必要な事項は、建設省令で定める。

（事業計画の公告）

第二十条　施行者は、事業計画を定め、若しくは変更したとき（政令で定める軽微な変更をしたときを除く。）、又は事業計画若しくはその変更の認可を受けたときは、その旨を公告しなければならない。

（譲受け希望の申出及び賃借り希望の申出）

第二十一条　事業計画を定め、又はその認可を受けた旨の公告があつたときは、施行地区内の土地の所有者、その土地について借地権を有する者（その者がさらに借地権を設定しているときは、その借地権の設定を受けた者）又は権原によりその土地に建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、その者が施行者から払渡しを受けることとなる当該土地、借地権又は建築物の対償に代えて、施設建築物の一部（施設建築物の共用部分の有持分を含む。）及び施設建築敷地の共有持分（以下「建築施設の部分」と総称する。）の譲受けを希望する旨の申出（以下「譲受け希望の申出」という。）をすることができる。

2　前項の建築物について借家権を有するときは、その借家権がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者。以下同じ。）は、同項の期間内に、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、建設施設建築物の一部の賃借りを希望する旨の申出（以下「賃借り希望の申出」という。）をすることができる。

3　施行者は、譲受け希望の申出をした者の建築物について借家権を有する者から賃借り希望の申出があつたときは、遅滞なく、その旨を譲受け希望の申出をした者に通知しなければならない。

4　前三項の規定は、施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入した場合において、事業計画を変更し、又はその変更の認可を受けた旨の公告があつたときに準用する。この場合において、第一項中「施行地区」とあるのは、「施行地区に編入された土地の区域」と読み替えるものとする。

（管理処分計画の決定及び認可）

第二十二条　施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区（施行地区が工区に分かれているときは、施行地区又は工区）ごとに建築施設の管理処分計画（以下「管理処分計画」という。）を定めなければならない。この場合において、建設大臣以外の施行者は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。

2　施行者は、管理処分計画を定めるには、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

3　第一項後段及び前項の規定は、管理処分計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。

（管理処分計画の内容）

第二十三条　管理処分計画には、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　配置設計

二　譲受け希望の申出をした者で建築施設の部分を

譲り受けることができるものの氏名又は名称及び住所

三　前号に掲げる者の土地、借地権又は建築物並びにその者がその対償に代えて譲り受ける建築施設の部分の明細及びその価額の概算額

四　貸借り希望の申出をした者が施設建築物の一部を貸借りすることができるものの氏名又は名称及び住所

五　前号に掲げる者が貸借りする施設建築物の一部

六　第三号の建築施設の部分及び前号の施設建築物の一部の引渡しの期間

七　建築施設のうち第三号の建築施設の部分及び施行者が賃貸しする第五号の施設建築物の一部以外の部分の明細及び管理処分の方法

八　施行者が施設建築物の一部を賃貸しする場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要

九　その他建設省令で定める事項

（管理処分計画の基準）

第二十四条　管理処分計画は、災害を防止し、衛生を向上し、その他居住条件を改善するとともに、建築施設の合理的利用を図るように定めなければならない。

第二十五条　管理処分計画においては、譲受け希望の申出をした者に対しては建築施設の部分を譲り渡すように定め、貸借り希望の申出をした者のうち、建築施設の部分を譲り受ける者の所有する建築物について借家権を有する者に対してはその所有者が譲り受ける施設建築物の一部を、その他の者に対しては譲受け希望の申出をした者に譲り渡さない施設建築物の一部を貸借りすることができるように定めなければならない。

2　譲受け希望の申出をした者が譲り受ける建築施設の部分及び貸借り希望の申出をした者が貸借りする施設建築物の一部は、それらの者が権利を有する施行地区内の土地又は建築物の位置、地積又は床面積、環境及び利用状況とそれらの者が譲り受け、又は貸借りする施設建築物の一部の位置、床面積及び環境とを総合的に勘案して、それらの者の相互間に不均衡が生じないように定めなければならない。

3　管理処分計画を前条の基準に適合させるため特別な必要がある場合においては、前項の規定によれば床面積が過小となる施設建築物の一部の床面積を減少して適正なものとすることができる。この場合においては、必要な限度において、前項の規定によれば床面積が大で余裕がある施設建築物の一部の床面積を減ずることができる。

4　前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得て定める。

5　前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく小である施設建築物の一部を譲り受け、又は貸借りすることとなる者に対しては、第一項の規定にかかわらず、建築施設の部分を譲り渡さず、又は施設建築物の一部を貸借りすることができないこととすることができる。

第二十六条　譲受け希望の申出をした者に譲り渡す施設建築物の共用部分の共有持分及び施設建築敷地の共有持分の割合は、政令で定めるところにより、その者に譲り渡す施設建築物の一部の位置及び床面積を勘案して定めなければならない。

第二十七条　譲受け希望の申出をした者に譲り渡す建築施設の部分の価額の概算額及び施行者が施設建築物の一部を賃貸しする場合における標準家賃の概算額は、政令で定めるところにより、建築施設敷地の取得に関する事業に要する費用並

びに近傍類似の土地又は建築物の価額を基準として定めなければならない。

第二十八条　建築施設のうち譲受け希望の申出をした者に譲り渡し、又は貸借り希望の申出をした者に貸貸しない部分は、原則として、公募により譲り渡し、又は賃貸しすることとしなければならない。

（管理処分計画の縦覧等）

第二十九条　施行者は、管理処分計画を定めようとするときは、これを二週間譲受け希望の申出をした者及び貸借り希望の申出をした者の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間をそれらの者に通知しなければならない。

2　譲受け希望の申出をした者及び貸借り希望の申出をした者は、縦覧期間内に、管理処分計画について施行者に意見書を提出することができる。

3　施行者は、前項の意見書の提出があつた場合においては、これを審査委員の審査に付し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは管理処分計画に必要な修正を加え、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4　前項の通知を受けた者は、その通知を受けた日から一週間以内に、譲受け希望の申出又は貸借り希望の申出を撤回することができる。

5　施行者が管理処分計画に必要な修正を加えたときは、その修正部分についてさらに第一項からこの項までに規定する手続を行なうべきものとする。ただし、その修正が政令で定める軽微なものである場合においては、その修正部分に係る者にその内容を通知することをもつて足りる。

6　前五項の規定は、管理処分計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。この場合において、第一項及び第二項中「譲受け希望の申出をした者及び貸借り希望の申出をした者」とあるのは、「変更部分に係る譲受け希望の申出をした者及び貸借り希望の申出をした者」と読み替えるものとする。

（管理処分計画の公告等）

第三十条　施行者は、管理処分計画を定め、若しくは変更したとき（政令で定める軽微な変更をしたときを除く。）又は管理処分計画若しくはその変更の認可を受けたときは、遅滞なく、建設省令で定める事項を、公告するとともに、譲受け希望の申出をした者及び貸借り希望の申出をした者に通知しなければならない。

第三節　建築施設の部分による対償の給付

（建築施設の部分による対償の給付）

第三十一条　管理処分計画において建築施設の部分を譲り受ける者として定められた者（以下「建築施設の部分の譲受け予定者」という。）の土地、借地権又は建築物が施行者との契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅する場合においては、その取得又は消滅につき施行者が払い渡すべき対償（その対償の額が当該建築施設の部分の価額をこえるときは、その対償のうち当該価額に相当する部分）に代えて、この法律で定めるところにより当該建築施設の部分が給付されるものとする。

2　土地収用法第百条の規定は、前項に規定する対償（その対償の額が管理処分計画において定められた当該建築施設の部分の価額の概算額をこえるときは、その対償のうち当該概算額に相当する部分）に関しては適用しない。

3　第一項の土地、借地権又は建築物が施行者との契約に基づき施行者に取得されたときは、これらの土地、借地権又は建築物の上の先取特権、質権又は抵

当権は、消滅する。

（物上代位）

第三十二条　前条第一項の土地、借地権又は建築物が先取特権、質権又は抵当権の目的である場合においては、その先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利及び次条、第三十八条、第四十一条第二項又は第四十七条第二項の規定による供託金に対して、その権利を行なうことができる。

2　一の建築施設の部分が二以上の土地、借地権又は建築物の対償に代えて給付される場合においては、各土地、借地権又は建築物の上の先取特権、質権又は抵当権を有する者が前項の規定に基づき優先弁済を受けることができる範囲は、当該建築施設の部分の給付を受ける権利の代価のうち、これを当該各土地、借地権又は建築物の対償の額に応じて配分した額を限度とする。

（土地等の取得又は消滅の際における対償の払渡しに代えての供託）

第三十三条　第三十一条第一項の土地、借地権又は建築物が先取特権、質権又は抵当権の目的である場合において、同項の対償の額が管理処分計画において定められた建築施設の部分の価額の概算額（前条第二項に規定する場合においては、同項の例により配分した額）をこえるときは、施行者は、その差額に相当する金額を払渡しに代えて供託しなければならない。

（土地等の取得又は消滅の制限）

第三十四条　譲受け希望の申出をした者の土地、借地権又は建築物は、管理処分計画の公告（第二十一条第四項において準用する同条第一項の規定により譲受け希望の申出をした者にあつては、当該施行地区の変更に伴う管理処分計画の変更の公告。以下次条において同じ。）の日前及びその日から起算して二週間以内においては、その者と施行者との契約に基づき、又は収用により、施行者が取得し、又は消滅させることはできない。

（対償の額が定められた場合の譲受け希望の申出の撤回）

第三十五条　建築施設の部分の譲受け予定者で、その土地、借地権又は建築物に関し、第二十九条第一項又は第五項の規定による縦覧期間（同条第三項又は第五項の規定により意見書に係る意見を採択しない旨の通知を受けた者にあつては、同条第四項又は第五項の規定により譲受け希望の申出を撤回することができる期間）（第二十一条第四項において準用する同条第一項の規定により譲受け希望の申出をした者にあつては、当該施行地区の変更に伴う管理処分計画の変更に関し、第二十九条第六項において準用する同条第一項、第四項又は第五項の規定によるこれらの期間）の末日以後管理処分計画の公告の日の前日までの間に、譲渡若しくは消滅に関する施行者との契約が成立し、又は収用による損失の補償の裁決を受けたものは、管理処分計画において譲り受けることと定められた建築施設の部分の価額の概算額がその土地、借地権又は建築物の対償の額をこえる場合に限り、管理処分計画の公告の日から起算して二週間以内に、その譲受け希望の申出を撤回することができる。

2　建築施設の部分の譲受け予定者で、その土地、借地権又は建築物に関し、管理処分計画の公告の日以後に、譲渡若しくは消滅に関する施行者との契約が成立し、又は収用による損失の補償の裁決を受けたものは、管理処分計画において譲り受けることと定められた建築施設の部分の価額の概算額がその土地、借地権又は建築物の対償の額をこえる場合に限

り、その契約が成立し、又は裁決を受けた日からその譲渡若しくは消滅の日又は収用の時期までの間に、その譲受け希望の申出を撤回することができる。

（管理処分計画の変更に伴う対償の払渡し）

第三十六条　建築施設の部分の譲受け予定者が第二十九条第六項において準用する同条第四項の規定により譲受け希望の申出を撤回したときは、施行者は、その者の土地、借地権又は建築物の対償のうち払渡しをしていない部分の金額を払い渡さなければならない。

2　建築施設の部分の価額の概算額を減ずる管理処分計画の変更をした場合において、建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物の対償のうち払渡しをしていない部分の金額が変更後の概算額をこえるときは、施行者は、その差額に相当する金額を払い渡さなければならない。

（利息相当額の払渡し）

第三十七条　施行者は、建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物の対償のうち払渡しをしていない部分の金額については、政令で定めるところにより、政令で定める利率により算出した利息に相当する金額を払い渡さなければならない。

（管理処分計画の変更に伴う対償の払渡し及び利息相当額の払渡しに代えての供託）

第三十八条　前二条の土地、借地権又は建築物が、施行者との契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅する時において、先取特権、質権又は抵当権の目的となつていた場合においては、施行者は、前二条の規定により払い渡すべき金額（第三十六条第二項の場合において、第三十二条第二項に規定する場合に該当するときは、同項の例により配分した金額）を払渡しに代えて供託しなければならない。

（建築施設の部分の給付を受ける権利の譲渡等の対抗要件）

第三十九条　第三十一条第一項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利の譲渡又はその権利を目的とする質権の設定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条の規定に従い、建設省令で定めるところにより、施行者に通知しなければ、施行者その他の第三者に対抗することができない。

第四節　建築施設に関する権利関係の確定等

（工事の完了の公告等）

第四十条　施行者は、建築施設整備事業に関する工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を、公告するとともに、建築施設の部分の譲受け予定者及び管理処分計画において施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者に通知しなければならない。

（建築施設の部分の取得等）

第四十一条　前条の公告の日の翌日において、建築施設の部分の譲受け予定者は、管理処分計画において定められた建築施設の部分を取得し、管理処分計画において施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者は、その施設建築物の一部について賃借権を取得する。

2　建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物が、施行者との契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅する時において、先取特権、質権又は抵当権の目的となつていた場合において、前条の公告の日までに、その者とその先取特権、質権又は抵当権（これらの権利を目的とする権利を含む。）を有していた者との間に、当該建築施設の部分の譲受け予定者の建築施設の部分の給付を受ける権利に対する第三十二条第一項の規定

による権利の消滅に関する合意が成立しないときは、当該建築施設の部分の譲受け予定者は、その譲受け希望の申出を撤回したものとみなし、施行者は、その者の土地、借地権又は建築物の対償のうち払渡しをしていない部分の金額を払渡しに代えて供託しなければならない。

3　前項に規定する合意が成立したときは、当事者は、前条の公告の日の翌日から起算して一週間を経過する日までに、建設省令で定めるところにより、その旨を施行者に届け出なければならない。

4　前項の期日までに同項の届出がないときは、第二項に規定する合意が成立しなかつたものとみなす。

5　第一項の賃借権は、次条第二項の賃権又は抵当権に対抗することができない。

（登記の嘱託）

第四十二条　施行者は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により建築施設の部分を取得した者のために、遅滞なく、所有権の取得の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　前条第二項に規定する合意が、同条第一項の規定により取得される建築施設の部分に賃権又は抵当権を設定すべきことを条件として成立した場合においては、施行者は、政令で定めるところにより、賃権又は抵当権者のために、賃権又は抵当権の設定の登記を登記所に嘱託しなければならない。

（借家条件の協議）

第四十三条　建築施設の部分の譲受け予定者と管理処分計画においてその者から施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

（借家条件の裁定）

第四十四条　第四十条の公告の日までに前条の規定による協議が成立しない場合においては、施行者（施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。）は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得て、次の各号に掲げる事項について裁定することができる。

一　賃借りの目的

二　家賃の額、支払期日及び支払方法

三　敷金又は借家権の設定の対価を支払うべき場合にあつては、その額

2　施行者は、前項の規定による裁定をする場合においては、施行者は、政令で定めるところにより、賃権者又は抵当権者のために、賃権又は抵当権の設定の登記を登記所に嘱託しなければならない。

（借家条件の協議）

第四十三条　建築施設の部分の譲受け予定者と管理処分計画においてその者から施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

（借家条件の裁定）

第四十四条　第四十条の公告の日までに前条の規定による協議が成立しない場合においては、施行者（施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。）は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得て、次の各号に掲げる事項について裁定することができる。

一　賃借りの目的

二　家賃の額、支払期日及び支払方法

三　敷金又は借家権の設定の対価を支払うべき場合にあつては、その額

2　施行者は、前項の規定による裁定をする場合においては、賃借りの目的については賃借り部分の構造及び賃借り人の職業を、家賃の額については賃貸し人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

3　第一項の規定による裁定に関し必要な手続に関する事項は、政令で定める。

（裁定の効果）

第四十五条　前条第一項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

（建築施設の部分の価額等の確定）

第四十六条　施行者は、建築施設整備事業に関する工事が完了したときは、すみやかに、建築施設整備事業及び建築敷地の取得に関する事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び近傍類似の土地又は建築物の価額を基準として、建築施設の部分の譲受け予定者が取得した建築施設の部分の価額及び賃借り希望の申出をした者が施行者から賃借りした施設建築物の一部の家賃の額を確定しなければならない。

（清算）

第四十七条　前条の規定により確定した建築施設の部分の価額と当該建築施設の部分を第四十一条第一項の規定により取得した者の土地、借地権又は建築物の対償のうち払渡しをしていない部分の金額とに差額がある場合においては、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

2　前項の土地、借地権又は建築物が、施行者との契約に基づき、又は収用により、施行者に取得され、又は消滅する時において、先取特権、賃権又は抵当権の目的となつていた場合においては、施行者は、同項の規定により交付すべき清算金（第三十二条第二項に規定する場合においては、同項の例により配分した金額）を払渡しに代えて供託しなければならない。

3　第一項の規定により徴収すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を附して分割して徴収することができる。

4　施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を附した場合においては、その利子を含む。以下同じ。）を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。

5　前項の規定による督促をするときは、施行者は、政令で定めるところにより、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

6　第四項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき清算金を納付しないときは、施行者は、国税滞納処分の例により当該清算金及び前項に規定する延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

7　延滞金は、清算金に先だつものとする。

（消滅時効）

第四十八条　前条第一項の清算金及び同条第五項の延滞金を徴収する権利は、五年間これを行なわないときは、時効によつて消滅する。

2　前条第四項の規定による督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（先取特権）

第四十九条　第四十七条第一項の清算金を徴収する権利を有する施行者は、同項の建築施設の部分の上に先取特権を有する。

2　前項の先取特権は、第四十二条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによつてその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については存在しない。

3　第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。

（第二十三条第七号に規定する部分の管理処分）

第五十条　施行者は、建築施設のうち第二十三条第七号に規定する部分については、管理処分計画で定めるところにより、管理し、又は処分しなければならない。

第五節　費用の負担等

（費用の負担等）

第五十一条　都市計画法第六条から第七条まで及び第九条の規定は、市街地改造事業には適用しない。

（先取特権）

第五十二条　市街地改造事業によつて整備される公共施設、建築物その他の施設の整備に要する費用に関し他の法令（都市計画法及びこれに基づく命令を除

く。）に施行者以外の者の費用の負担又は補助に関する特別の規定がある場合においては、それらの規定の適用があるものとする。この場合において、その適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　雑則

（審査委員）

第五十三条　施行者（施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。）は、その施行する市街地改造事業ごとに、この法律又はこの法律に基づく命令で定める権限を行なわせるため、審査委員三名以上を選任しなければならない。

2　施行者は、審査委員を選任しようとするときは、あらかじめ、譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者の賛否を求め、その二分の一をこえる者の反対があつた者は審査委員に選任することができない。

3　前二項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（処分、手続等の効力の承継）

第五十四条　施行者、施行地区内の建築物若しくは土地について権利を有する者又は第三十一条第一項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利を有する者の変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令により従前のこれらの者がした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

（不動産登記法の特例）

第五十五条　施行地区内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の特例を定めることができる。

（財産の管理処分に関する法令の規定の適用の特例）

第五十六条　施行者がこの法律の規定により建築施設を管理し、又は処分する場合においては、施行者が、都道府県知事又は都道府県であるときは都道府県の、市町村長又は市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の管理処分に関する法令の規定は、適用しない。

（関係簿書の備付け）

第五十七条　施行者は、建設省令で定めるところにより、市街地改造事業に関する簿書をその事務所に備え付けておかなければならない。

2　利害関係人から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（書類の送付に代わる公告）

第五十八条　施行者は、市街地改造事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2　前項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

（意見書等の提出の期間の計算等）

第五十九条　この法律又はこの法律に基づく命令の規定により一定の期間内に施行者に差し出すべき意見書その他の文書が郵便で差し出された場合においては、郵送に要した日数は、期間に算入しない。

2　前項の文書は、その提出期限が経過した後においても、容認すべき理由がある場合においては、受理することができる。

（技術的援助の請求）

第六十条　都道府県知事又は都道府県は建設大臣に対して、市町村長又は市町村は建設大臣及び都道府県知事に対して、市街地改造事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ市街地改造事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（監督）

第六十一条　建設大臣は、施行者の行なう処分又は工事が、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく建設大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認める場合においては、その施行者に対し、市街地改造事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

（報告、勧告等）

第六十二条　建設大臣は都道府県知事、都道府県、市町村長又は市町村に対して、都道府県知事は市町村長又は市町村に対して、市街地改造事業の施行に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は市街地改造事業の施行の促進を図り、若しくは建築施設の管理処分を適正に行なわせるため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

（異議の申立て、訴願及び訴訟）

第六十三条　第十三条第四項若しくは第十五条の規定による命令又は第四十四条第一項の規定による裁定について不服のある者は、その命令又は裁定があつた日から三十日以内にその命令又は裁定をした都道府県知事又は施行者（施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ。）に異議の申立てをすることができる。

2　前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3　前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4　第四十四条第一項の規定による裁定を受けた者は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある場合においては、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五条第一項の規定にかかわらず、その裁決があつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

5　訴願法（明治二十三年法律第百五号）第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

（建築施設整備事業の施行者がある場合の読替え）

第六十四条　第六条第三項の規定による施行者（以下この条において「建築施設整備事業の施行者」という。）がある場合においては、第二十一条第一項及び第四項中「事業計画」とあるのは「建築施設整備事業に関する事業計画」とし、同条第一項から第三項まで、第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第七号及び第八号、第二十五条第四項、第二十七条、第二十九条第一項から第三項まで及び第五項、第三十条、第三十六条から第四十条まで、第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十四条第一項及び第二項、第四十六条、第四十七条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第五十条、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十六条中「施行者」

とあるのは「建築施設整備事業の施行者」とし、第三十一条第一項及び第三項並びに第三十三条から第三十五条まで中「施行者」とあるのは「市街地改造事業のうち建築施設整備事業以外の部分の施行者」とする。ただし、第二十一条第一項中「施行者から」とあるのは「市街地改造事業のうち建築施設整備事業以外の部分の施行者から」とし、第三十八条、第四十一条第二項及び第四十七条第二項中「施行者との契約に基づき、又は収用により、施行者に」とあるのは「市街地改造事業のうち建築施設整備事業以外の部分の施行者との契約に基づき、又は収用により、その施行者に」とする。

（権限の委任）

第六十五条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により建設大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

（大都市の特例）

第六十六条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県又は都道府県知事（以下この条において「都道府県等」という。）が処理し、又は管理し、及び執行することとされている市街地改造事業に関する事務（都道府県等が施行する市街地改造事業に係る事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市又は指定都市の長（以下この条において「指定都市等」という。）が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県等に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（政令への委任）

第六十七条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第四章　罰則

（罰則）

第六十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第七条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二　第八条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

三　第十三条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十一条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

二　第十五条の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又は所有者に引き渡さなかつた者

第七十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（旧土地台帳法等の特例）

2　施行地区内の土地及び建物に関して不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）附則第三条第三号の規定により同法第二条の規定による廃止前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）及び家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）の規定が適用される場合においては、第五十五条中「登記」とあるのは「登記及び登録」と、「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）」とあるのは「不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）並びに不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）第二条の規定による廃止前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）及び家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）」と読み替えるものとする。

（登録税法の一部改正）

3　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中第二十一号ノ三を第二十一号ノ四とし、第二十一号ノ二を第二十一号ノ三とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一ノ二　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律ニ依ル市街地改造事業ノ施行ノタメ必要ナル土地又ハ建物ニ関スル登記ニシテ施行者ノ嘱託ニ係ルモノ

（都市計画法の一部改正）

4　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一条ノ二中「第十二条ノ二第二項ノ建築敷地造成ニ関スル事業」の下に「若ハ第十六条第二項ノ土地区画整理事業」を加える。

第十六条第二項中「政令」を「法律」に改める。

第二十一条中「及第十六条第二項ノ規定ニ依リ収用シタル土地」を削る。

（建設省設置法の一部改正）

5　建設省設置法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号の七の次に次の一号を加える。

五の八　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号）の施行に関する事務を管理すること。

（地方税法の一部改正）

6　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号）第三十一条第一項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利を取得した者（譲渡に因り当該権利を取得した者を除く。）が同法第四十一条第一項の規定により建築施設の部分を取得した場合においては、当該建築施設の部分の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定にかかわらず、その者が市街地改造事業を施行する土地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

（租税特別措置法の一部改正）

7　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「都市計画法（大正八年法律第三十六号）」の下に「、公共施設の整備に関

連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号。以下次条及び第三十四条において「市街地改造法」という。）を加える。

第三十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　土地、土地の上に存する権利又は建築物が市街地改造法による市街地改造事業の施行により買い取られ、又は収用された場合において、同法第三十一条第一項の規定によりその対償として同項に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利を取得するとき。

第三十二条に次の一項を加える。

4　第一項第三号の規定の適用を受けた場合において、同号の給付を受ける権利につき譲渡、遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）又は贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）があつたときは、政令で定めるところにより、当該譲渡、遺贈又は贈与のあつた日において同号に規定する土地、土地の上に存する権利又は建築物の譲渡、遺贈又は贈与があつたものとみなして所得税法第九条第一項及び資産再評価法第八条第二項又は第九条の規定を適用し、市街地改造法第三十六条第一項若しくは第二項若しくは第四十一条第二項の規定に該当することとなつたとき、又は同法第四十七条第一項の規定により同項の差額に相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのなつた日において当該土地、土地の上に存する権利又は建築物（同法第三十六条第二項又は第四十七条第一項の規定に該当する場合には、これらの資産のうちこれらの規定に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利を取得するとき。

第三十五条に次の一項を加える。

5　第一項第三号の規定の適用を受けた場合において、市街地改造法第三十六条第一項若しくは第二項若しくは第四十一条第二項の規定に該当することとなつたとき、又は同号の給付を受ける権利に基づき同号の建築施設の部分を取得したとき（当該建築施設の部分とともに同法第四十七条第一項に規定する差額に相当する金額の交付を受けるときを含む。）は、その該当し、又は取得した日において、当該権利（同法第三十六条第二項の規定に該当する場合には、当該権利のうち同項に規定する差額に相当する金額に対応するものとして政令で定める部分）につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は第一項から前項までの規定を適用する。

（首都高速道路公団法の一部改正）

8　首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第三号中「新設又は改築」を「新設若しくは改築」に改め、「係るもの」の下に「又は公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号）に基づく市街地改造事業でこれに関連するもの」を加える。

（法務・大蔵・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十号（昭三六・六・一）

◎防災建築街区造成法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　防災建築街区造成組合
第一節　通則（第四条―第八条）
第二節　事業（第九条）
第三節　組合員（第十条―第十六条）
第四節　設立（第十七条―第二十三条）
第五節　管理（第二十四条―第四十三条）
第六節　監督（第四十四条―第四十六条）
第七節　解散及び清算（第四十七条―第五十条）
第八節　補則（第五十一条―第五十三条）
第三章　地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業（第五十四条・第五十五条）
第四章　国及び地方公共団体の援助（第五十六条―第五十九条）
第五章　雑則（第六十条・第六十一条）
第六章　罰則（第六十二条―第六十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、防災建築街区における防災建築物及びその敷地の整備について必要な事項を規定することにより、都市における災害の防止を図り、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害　火災又は津波、高潮若しくは出水による災害をいう。

二　防災建築物　災害の防止上有効な性能を有する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（以下「耐火建築物」という。）及びその附帯施設で政令で定めるものをいう。

三　防災建築街区　次条第一項の規定により指定された街区をいう。

四　借地権　建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用の

ため設定されたことが明らかなものを除く。

五　借家権　建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。

（防災建築街区）

第三条　建設大臣は、関係市町村の申出に基づき、建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域内で都市計画法（大正八年法律第三十六号）第二条に規定する都市計画区域内にある土地又は建築基準法第六十条第一項の防火地域内にある土地について、防災建築物及びその敷地を整備すべき街区を防災建築街区として指定することができる。この場合においては、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

2　防災建築街区は、都市の枢要地帯において、災害を効果的に防止することを考慮して、系統的に配置されるように、指定しなければならない。

3　建設大臣は、第一項の規定により防災建築街区を指定したときは、遅滞なく、これを官報で告示しなければならない。

第二章　防災建築街区造成組合

第一節　通則

（目的）

第四条　防災建築街区造成組合（以下「組合」という。）は、防災建築街区において防災建築物を建築しようとする者の共同の利益となる事業を行なうことにより、防災建築街区における適正な防災建築物の建築を促進し、土地の合理的利用と環境の整備改善を図ることを目的とする。

（人格）

第五条　組合は、法人とする。

（名称）

第六条　組合は、その名称中に防災建築街区造成組合という文字を用いなければならない。

2　組合でない者は、防災建築街区造成組合という名称を用いてはならない。

（登記）

第七条　組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項及び第五十条の規定は、組合について準用する。

第二節　事業

（事業の範囲）

第九条　組合は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

一　防災建築物の敷地、位置、構造、形態、意匠又は建築設備（建築基準法第二条第三号に規定する建築設備をいう。）に関する基準を作成し、その他防災建築物の建築に関し組合員に対して助言し、又は指導すること。

二　組合員の委託を受けて、防災建築物の建築及びその敷地の整備に関し組合員が行なうべき事務を処理すること。

三　組合員のために、防災建築物の建築及びその敷地の整備に要する資金の借入れをあつせんし、又はその借入れについての保証をあつせんすること。

四　組合員の共同の利便に供する施設を建設すること。

五　前各号の事業に附帯する事業

2　組合は、前項に掲げる事業のほか、必要があるときは、防災建築物の敷地の取得及び整備、防災建築物の建築並びに防災建築物及びその敷地の組合員に対する譲渡その他組合の目的を達成するため必要な事業を行なうことができる。

第三節　組合員

（資格）

第十条　組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において土地の所有権又は借地権を有する者及び定款で定めるその他の者とする。

（出資及び組合員の責任）

第十一条　組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資させることができる。

2　組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

3　組合財産によつて組合の債務を完済することができないときは、組合に出資した各組合員は、その出資額に応ずる割合により、これを弁済する責に任ずる。この場合においては、民法第六百七十五条の規定を準用する。

（議決権及び選挙権）

第十二条　組合員は、定款に別段の定がある場合を除き、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

（経費）

第十三条　組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2　組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（過怠金）

第十四条　組合は、定款で定めるところにより、出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員に対して、過怠金を課することができる。

（法定脱退）

第十五条　組合員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

2　除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合においては、その総会の会日の一週間前までに、その組合員に対してその旨を通知し、その者又は代理人が総会において弁明する機会を与えなければならない。

一　出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

二　その他定款で定める理由に該当する組合員

3　除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

（組合員の地位の承継）

第十六条　前条第一項第一号又は第二号の規定により組合員が脱退したときは、当該組合員の第十条に規定する権利を承継した者は、定款で定めるところにより、当該組合員の地位を承継することができる。

第四節　設立

（発起人）

第十七条　組合を設立するには、その組合員になろうとする五人以上の者が発起人とならなければならない。

（創立総会）

第十八条　発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作成し、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会日の少なくとも二週間前までに、組合員たる資格を有する者のすべての者に対して周知させることができるように行なわなければならない。

3　発起人が作成した定款、事業計画及び収支予算の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

5　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6　第十二条、第四十一条第三項及び第四項並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第三項及び第五項、第二百四十条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条の規定は、創立総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「防災建築街区造成法第十八条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「防災建築街区造成法第十八条第五項」と読み替えるものとする。

（設立の認可）

第十九条　発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに建設省令で定める事項を記載した書面を添附し、市町村長を経由して、建設大臣に設立の認可を申請しなければならない。

2　市町村長は、前項の書類の提出があつたときは、すみやかに、その意見をつけて、これを建設大臣に送付しなければならない。

3　建設大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一　設立の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二　組合又は組合員が建築しようとする建築物及びその敷地が、当該防災建築街区において災害を効果的に防止するものであり、かつ、土地の合理的利用及び環境の整備改善を図ることを考慮したものであること。

三　事業を行なうため必要な経済的基礎その他その目的を達成するため必要な能力が充分であること。

（認可又は不認可の通知）

第二十条　建設大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。

2　建設大臣は、前項の規定により不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

（事務の引渡し）

第二十一条　発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

（成立の時期）

第二十二条　組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（商法の準用）

第二十三条　商法第四百二十八条の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、同条第一

項中「二年」とあるのは、「六月」と読み替えるものとする。

第五節　管理

（定款）

第二十四条　組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事業
四　地区
五　事務所の所在地
六　組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する事項
七　経費の分担に関する事項
八　役員に関する事項
九　総会に関する事項
十　経理に関する事項
十一　事業年度
十二　公告の方法

2　組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因となる事実を定めたときは、その時期又は原因となる事実を記載しなければならない。

（規約）

第二十五条　組合の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

（役員）

第二十六条　組合に、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置く。

2　役員は、組合員又は組合員である法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員となろうとする者又は組合員となろうとする法人の役員でなければならない。

3　役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

（役員の変更の届出）

第二十七条　組合は、役員に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

（役員の任期）

第二十八条　役員の任期は、二年以内において、定款で定める期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は一年をこえてはならない。

3　役員は、再任されることができる。

（役員の責任）

第二十九条　役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2　役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

（役員の兼職禁止）

第三十条　監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

（代表権の制限）

第三十一条　組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合には、監事が組合を代表する。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧）

第三十二条　理事は、定款、規約、総会の議事録及び建設省令で定める事項を記載した組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員又は組合の債権者は、いつでも前項に規定

する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第三十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の書類について準用する。

（会計帳簿等の閲覧）

第三十四条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（民法及び商法の準用）

第三十五条 民法第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、同法第五十九条の規定は監事について、商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二及び第二百五十八条第一項の規定は役員について準用する。

（総会の招集）

第三十六条 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十七条 理事は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から三週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

第三十八条 理事の職務を行なう者がないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（総会招集の手続）

第三十九条 総会招集の通知は、少なくとも会日の一週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

（総会の議決事項等）

第四十条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の事業計画及び収支予算の決定又は変更

四 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第十九条第三項及び第二十条の規定は、前項の認可について準用する。

（総会の議事等）

第四十一条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、総会において選任する。

4 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（特別の議決）

第四十二条 次の事項は、出席者の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散

三 組合員の除名

（民法及び商法の準用）

第四十三条 民法第六十四条並びに商法第二百三十九条第三項及び第五項、第二百四十条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条の規定は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、又は商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「防災建築街区造成法第三十九条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「防災建築街区造成法第四十二条」と読み替えるものとする。

第六節 監督

（届出等）

第四十四条 組合は、設立の登記をしたときは、その日から二週間以内に、その旨を建設大臣に届け出なければならない。主たる事務所を移転したときも、同様とする。

2 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書を建設大臣に提出しなければならない。

（報告及び検査）

第四十五条 建設大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、組合の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（警告等）

第四十六条 建設大臣は、組合の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その組合に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないと認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができる。

一 業務の一部の停止

二 設立の認可の取消し

2 建設大臣は、前項に規定する処分をする場合には、関係市町村長の意見をきかなければならない。

第七節 解散及び清算

（解散）

第四十七条 組合は、次の場合には、解散する。

一 総会において解散の決議をした場合

二 破産した場合

三 定款で定める存立時期が満了した場合

四 定款で定める解散の原因となる事実が発生した場合

五 設立の認可を取り消された場合

2 解散の決議は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十条の規定は、前項の認可について準用する。

（清算事務）

第四十八条 清算人は、就職の後、遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出

するときは、当事者の間の権利関係の調整について、あつせんを行なうことができる。

（建築協定のあつせん）

第五十二条　組合は、土地の所有者及び借地権者が建築基準法第六十九条に規定する建築物に関する協定をすることをあつせんすることができる。

（不服の申立て等）

第五十三条　この章の規定による建設大臣の処分（第六十条の規定により建設大臣の権限の一部が都道府県知事に委任された場合には、当該都道府県知事のした処分）に不服のある者は、その処分があつた日から三十日以内に建設大臣に対して不服の申立てをすることができる。

2　前項の規定による不服の申立てがあつたときは、建設大臣は、その不服の申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3　訴願法（明治二十三年法律第百五号）第十二条の規定は、第一項の規定による不服の申立てについて準用する。

第三章　地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業

（国の補助）

第五十四条　都道府県又は市町村は、みずから必要な権利を取得し、又は関係権利者の委託を受けて、防災建築街区造成事業（防災建築街区において行なう防災建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。以下同じ。）を施行することができる。

第五十五条　都道府県又は市町村が、防災建築街区内の地上階数三以上の耐火建築物を建築する者がない部分（現に地上階数二以下の耐火建築物がある部分で、防災建築街区における防災の効果を著しく害するおそれがないと認めた部分を除く。）で次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域につき、当該区域内の土地の所有者、その土地について借地権を有する者（その者がさらに借地権を設定しているときは、その借地権の設定を受けた者）及びその土地にある建築物について借家権を有する者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）の総数の三分の二以上の申出に基づいて施行する防災建築街区造成事業については、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第百九号。以下「市街地改造法」という。）第二章（第十七条第二項及び第五節を除く。）、

第三章（第六十四条から第六十七条までを除く。）及び附則第二項の規定を準用する。この場合においては、同法第十三条第一項中「都市計画事業として決定された」とあるのは、「事業計画の認可を受けた旨の公告があつた」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

一　当該区域内に建築基準法第三十九条第二項の規定に基づく条例の規定又は同法第六十一条の規定に適合しない建築物が当該区域内にある建築物の合計戸数の四分の三以上あり、かつ、これらの建築物が密集しているため災害の発生のおそれが著しいこと。

二　当該区域内にあるもつぱら居住の用に供する建築物の建築面積が当該区域内にある建築物の建築面積の合計の四分の一以下であること。

三　当該区域内における防災建築街区造成事業の完成が、当該都市における災害の防止及び都市機能の向上に著しく貢献するものであること。

2　建設大臣は、前項の規定により準用する市街地改造法第十八条の規定により事業計画又はその変更について認可する場合においては、あらかじめ、都市計画審議会の意見をきかなければならない。

第四章　国及び地方公共団体の援助

（地方公共団体の補助）

第五十六条　都道府県又は市町村は、防災建築街区において防災建築物の建築を行なう者に対して、これに要する経費の一部を補助することができる。

（国の補助）

第五十七条　国は、都道府県又は市町村が前条の規定により補助金を交付し、又はみずから防災建築街区において防災建築物を建築する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

（技術的援助の請求）

第五十八条　防災建築街区において防災建築物を建築しようとする者又は組合は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村は建設大臣及び都道府県知事に対し、都道府県は建設大臣に対し、防災建築物の建築又はその敷地の整備のため、それぞれ防災建築物の建築又はその敷地の整備に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（固定資産税の軽減）

第五十九条　第五十六条の規定による補助に係る防災建築物に対して課する固定資産税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定の適用があるものとする。

第五章　雑則

（権限の委任）

第六十条　この法律（第五十五条第一項において準用する市街地改造法を含む。以下同じ。）又はこの法律に基づく政令の規定により建設大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

（政令への委任）

第六十一条　この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

（罰則）

第六十二条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第五十五条第二項において準用する市街地改造法第七条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二　第五十五条第二項において準用する市街地改造法第八条第一項に規定する場合において、市町村

長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

三　第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十三条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

第六十三条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第十九条第一項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二　第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十一条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

三　第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十五条の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又は所有者に引き渡さなかつた者

第六十四条　第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした組合の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

第六十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十六条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　第七条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二　第十八条第六項、第二十三条若しくは第四十三条において準用する商法の規定又は第五十条において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

三　第二十七条又は第四十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第三十二条、第三十三条又は第三十四条後段の規定に違反したとき。

五　第四十条第二項又は第四十七条第二項の規定による認可の申請の際提出すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六　第四十四条第二項の規定による書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき。

七　定款、財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第六十七条　第六条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（名称の使用制限に関する経過規定）

2　この法律の施行の際現に防災建築街区造成組合という名称を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、第六条第二項の規定は適用しない。

（耐火建築促進法の廃止）

3　耐火建築促進法（昭和二十七年法律第百六十号）は、廃止する。

4　旧耐火建築促進法（以下「旧法」という。）第五条、第六条又は第十一条の規定によつてした補助及びその補助に係る耐火建築物に関しては、なお従前の例による。

（住宅金融公庫法の一部改正）

8　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第八項を次のように改める。

8　公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物を建設する者又は防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）第二条第三号に規定する防災建築街区内において相当の住宅部分を有する同条第二号に規定する防災建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けの業務を行なう。

第二十一条の三第三項第四号中「他人」の下に「（防災建築街区造成法による防災建築街区造成組合が貸付けを受けた場合においては、当該組合の組合員を除く。）」を加える。

9　住宅金融公庫は、昭和三十七年三月三十一日までは、前項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定の例により、この法律の施行の際現に指定されている防火建築帯の区域内において建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けをすることができる。

の補助に係る耐火建築物に関しては、なお従前の例による。旧法第六条の規定による国の補助金で財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項の規定により昭和三十六年度に繰り越された歳出予算の経費に係るもの及びその補助に係る耐火建築物についても、同様とする。

5　この法律の施行前一年以内に制定された旧法第七条第二項の政令により定められた区域内における耐火建築物の建築に関しては、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

6　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二十一号ノ二中「市街地改造事業」の下に「又ハ防災建築街区造成法第五十五条第一項ノ規定ニ依ル防災建築街区造成事業」を加える。

（建設省設置法の一部改正）

7　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号の二中「耐火建築促進法（昭和二十七年法律第百六十号）」を「防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

8　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第八項を次のように改める。

8　公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物を建設する者又は防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）第二条第三号に規定する防災建築街区内において相当の住宅部分を有する同条第二号に規定する防災建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けの業務を行なう。

第二十一条の三第三項第四号中「他人」の下に「（防災建築街区造成法による防災建築街区造成組合が貸付けを受けた場合においては、当該組合の組合員を除く。）」を加える。

9　住宅金融公庫は、昭和三十七年三月三十一日までは、前項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定の例により、この法律の施行の際現に指定されている防火建築帯の区域内において建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けをすることができる。

10　附則第八項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定（前項の規定によりその例による場合を含む。以下附則第十二項において同じ。）により防火建築帯の区域内において建築物を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けに関しては、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

11　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三条の六第二項中「又は耐火建築促進法（昭和二十七年法律第百六十号）第十五条の規定によつて耐火建築物の一部の所有権をもつて損失を補償された場合」及び「又は当該耐火建築物の一部の取得」を削る。

第七十三条の十四中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三十一条第一項」の下に「（防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）第五十五条第一項において準用する場合を含む。）」を、「第四十一条第一項」の下に「（防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）」を、「市街地改造事業」の下に「又は防災建築街区造成事業」を加え、同条中同項を第六項とし、第八項を第七項とし、同項の次に

次の一項を加え、第九項を削る。

8　住宅金融公庫法第十七条第八項の規定により資金の貸付けを受けて防災建築街区造成法第三条の規定に基づき指定された防災建築街区の区域内に防災建築物（同法第二条第二号に規定する防災建築物をいう。以下本条及び第七十三条の二十七の三において同じ。）である家屋を新築した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、住宅金融公庫法第二十条第七項の規定により住宅金融公庫の定めるところによって算出した防災建築物と木造の建築物との単位面積当りの標準建設費の差額に政令で定める率を乗じて得た額に当該家屋の床面積の合計を乗じた額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十七の二の次に次の一条を加える。

（防災建築街区造成組合の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第七十三条の二十七の三　道府県は、防災建築街区造成組合（以下本条において「組合」という。）が、防災建築街区造成法第九条第二項の規定に基づき防災建築物の敷地を取得し、又は防災建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から六月以内に当該組合の組合員に当該不動産を譲渡したときは、当該組合による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2　前条第二項から第五項までの規定は、組合が防災建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは、「当該組合」と読み替えるものとする。

12　旧法第五条又は第十一条の規定に基づく補助金の交付を受けて家屋を新築し、又は増築した場合及び附則第八項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定により資金の貸付けを受けて防火建築帯の区域内に家屋を新築した場合における不動産取得税の課税標準の算定については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

13　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　その他の特例（第四十一条の七）」を「第六節　その他の特例（第四十一条の七・第四十一条の八）」に改める。

第三十一条第一項第一号中「以下次条」を「防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）第五十五条第一項において準用する場合を含むものとし、以下次条」に改める。

第三十二条第一項第三号中「市街地改造事業」の下に「又は防災建築街区造成事業」を加える。

第二章第六節中第四十一条の七の次に次の一条を加える。

（防災建築補助金の総収入金額不算入）

第四十一条の八　個人が、防災建築街区造成法第五十六条の規定により地方公共団体から同法第二条第二号に規定する防災建築物で当該個人の事業の用に供さないものの新築に要する費用に充てるため交付を受けた補助金を、当該補助金の交付の目的に従って、当該建築物の新築の費用に充てた場合には、当該費用に充てた補助金の金額は、政令で定めるところにより、当該個人の当該補助金の交付を受けた年分の所得の計算上、所得税法第九条第一項に規定する総収入金額に算入しない。

2　前項の防災建築物の新築の費用に充てるため交付を受けた補助金につき同項の規定の適用を受けた場合には、当該防災建築物の取得価額については、同項の規定の適用を受けた補助金に相当する金額の取得価額がないものとみなす。

3　第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定の適用を受けようとする旨並びに交付を受けた補助金の金額、その建築の費用に充てた補助金の額、その取得した資産の取得価額及びその取得した資産に関する事項の記載がない場合には、適用しない。

第六十五条第一項第三号中「市街地改造事業」の下に「又は防災建築街区造成事業」を加える。

（法務・大蔵・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十一号（昭三六・六・二）

◎国家行政組織法等の一部を改正する法律

（国家行政組織法の一部改正）

第一条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

（定員）

第十九条　各行政機関の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員（以下「定員」という。）は、法律でこれを定める。

2　特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要が生じた場合においては、同項の規定にかかわらず、附加すべき定員は、一年以内の期間を限り、政令でこれを定めることができる。

3　前項の規定に基づく政令により附加された定員で一年をこえて置く必要があるものについては、すみやかに、第一項の規定に基づく法律を改正する措置がとられなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

2　現業の行政機関の現業に係る定員は、別に法律の定めるところにより、第十九条第一項の規定にかかわらず、政令でこれを定めることができる。

本則中第二十二条の次に次の一条を加える。

（各内部部局等の定員）

第二十二条の二　各行政機関の各内部部局、第八条の各機関及び各地方支分部局別の定員は、当該行政機関の定員の範囲内において、それぞれ総理府令又は省令で定める。ただし、法律に別段の定めのある場合は、この限りでない。

（内閣法の一部改正）

第二条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項を次のように改める。

第十四条の二に規定する職員のうち内閣官房に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、七十人とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第三条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の八を次のように改める。

第三十五条の八　公正取引委員会の事務局の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十九条第一項の定員は、二百四十五人とする。

（検察庁法の一部改正）

第四条　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「職員の定員」を「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十九条第一項の定員」に改める。

（宮内庁法の一部改正）

第五条　宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条　宮内庁の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十九条第一項の定員は、長官、宮内庁長官秘書官、侍従長、侍従次長、東宮大夫及び式部官長の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	四四、六七七人
司法試験管理委員会	うち一〇、七六七人は検察庁の職員とする。
公安審査委員会	一一〇人
公安調査庁	一、七一〇人
合計	四六、三九七人

（行政管理庁設置法の一部改正）

第七条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（定員）

第十条　行政管理庁の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十九条第一項の定員は、長官及び政務次官の定員を除き、千六百五十四人とする。

（法務省設置法の一部改正）

区分	定員
特別職の職員	一人
一般職の職員	一、〇八三人
合計	一、一〇五人

（法務省設置法の一部改正）

第六条　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十七を次のように改める。

第十三条の十七　法務省の国家行政組織法第十九条の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	一五、三三五人
検察庁	五〇、七三四人
合計	六六、〇六九人

2　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員のうち本省に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

（文部省設置法の一部改正）

第十三条　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

（定員）

第三十一条　文部省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、文部大臣、政務次官、秘書官及び文化財保護委員会の委員長である委員の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	一五、三三五人
国税庁	五〇、七三四人
合計	六六、〇六九人

2　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員のうち本省に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

（総理府設置法の一部改正）

第十条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を次のように改める。

（定員）

第二十三条　総理府の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、内閣総理大臣、総務長官、総務副長官、総務長官秘書官、原子力委員会の委員長及び委員並びに科学技術会議の議長及び議員の定員並びに外局の定員を除き、三千四百八十人とする。

（調達庁設置法の一部改正）

第十一条　調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　地方支分部局（第十三条―第十七条）」を「第四章　地方支分部局（第十三条―第十七条）　第五章　定員（第十八条）」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章　定員

（定員）

第十八条　調達庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、二千六百七十七人とする。

（大蔵省設置法の一部改正）

第十二条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条を次のように改める。

（定員）

第四十九条　大蔵省の国家行政組織法第十九条第二項の定員は、大蔵大臣、政務次官及び秘書官の定員並びに次項の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	七四、二三七人	うち七二、二五六人は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	五一一人	
合計	七四、七四八人	

（国立学校設置法の一部改正）

第十四条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（国立学校の職員の定員）

第九条 各国立学校の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十九条第一項の定員は、文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）第三十一条に定める国立学校の職員の定員の範囲内において、政令で定める。

（厚生省設置法の一部改正）

第十五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条を次のように改める。

（定員）

第三十八条 厚生省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、厚生大臣、政務次官、秘書官並びに社会保険審査会の委員長及び委員の定員を除き、四万八千九百五十五人とする。

（農林省設置法の一部改正）

第十六条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第七十五条を次のように改める。

（定員）

第七十五条 農林省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、農林大臣、政務次官及び秘書官並びに次項の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	二九、四四六人
食糧庁	二八、九四六人
林野庁	一、〇六九人
水産庁	一、七四〇人
合計	六一、二〇一人

2 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員のうち林野庁に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

（運輸省設置法の一部改正）

第十七条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第八十三条を次のように改める。

（定員）

第八十三条 運輸省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、運輸大臣、政務次官、秘書官及び運輸審議会の委員の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	一三、八五五人
船員労働委員会	五四人
捕獲審検再審査委員会	五人
海上保安庁	一一、〇七八人
海難審判所	二三三人
気象庁	五、五九六人
合計	三〇、八二一人

（労働省設置法の一部改正）

第十八条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

（定員）

第二十二条 労働省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、労働大臣、政務次官、秘書官及び労働保険審査会の委員の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	二三、四九三人
中央労働委員会	八九人
公共企業体等労働委員会	一二八人
合計	二三、七一〇人

（文化財保護法の一部改正）

第十九条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「委員会に置かれる職員の定員」を「委員会の国家行政組織法第十九条第一項の定員」に改める。

（北海道開発法の一部改正）

第二十条 北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

（定員）

第十八条 北海道開発庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、北海道開発庁長官及び政務次官の定員を除き、一万四百三十人とする。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第二十一条 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項を次のように改める。

3 委員会の事務局の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、十八人とする。

（外務省設置法の一部改正）

第二十二条 外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

（定員）

第三十条 外務省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、外務大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
特別職の職員	七五人
一般職の職員	二、三三三人
合計	二、三九八人

（公安調査庁設置法の一部改正）

第二十三条 公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「公安調査庁に置かれる職員の定員」を「公安調査庁の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十九条第一項の定員」に改める。

（公安審査委員会設置法の一部改正）

第二十四条 公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「事務局に置かれる職員の定員」を「事務局の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十九条第一項の定員」に改める。

（法制局設置法の一部改正）

第二十五条 法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（定員）

第六条 長官及び次長を除くほか、法制局に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、六十五人とする。

（自治省設置法の一部改正）

第二十六条　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

（定員）

第二十六条　自治省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、自治大臣、政務次官、秘書官及び地方財政審議会の委員の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	三二三人
消防庁	一四〇人
合計	四六三人

（経済企画庁設置法の一部改正）

第二十七条　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（定員）

第十五条　企画庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、長官及び政務次官の定員を除き、五百三十二人とする。

（通商産業省設置法の一部改正）

第二十八条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条を次のように改める。

（定員）

第五十条　通商産業省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、通商産業大臣、政務次官及び秘書官の定員並びに次項の定員を除き、次のとおりとする。

区分	定員
本省	一、〇六五人
特許庁	一、一一五人
中小企業庁	一三七人
合計	一二、三一七人

2　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員のうち本省に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、政令で定める。

（国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正）

第二十九条　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「職員で常時勤務する者（二月以内の期間を定めて雇用される者を除く。）」を「職員のうち国の経営する企業の業務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員」に改める。

（警察法の一部改正）

第三十条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項を次のように改める。

警察庁の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十九条第一項の定員は、七千七百五十七人とし、そのうち千十九人は、警察官とする。

（防衛庁設置法の一部改正）

第三十一条　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「定員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）」を「定員（国家行政組織法第十九条第一項の定員をいう。）」に改める。

（奄美群島復興特別措置法の一部改正）

第三十二条　奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

2　前項の職員は、地方事務官、地方技官その他の職員とし、その定員は、政令で定める。

（科学技術庁設置法の一部改正）

第三十三条　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

（定員）

第二十一条　科学技術庁の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、長官及び政務次官の定員を除き、千三百十四人とする。

（首都圏整備法の一部改正）

第三十四条　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項を次のように改める。

3　委員会の事務局の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、五十一人とする。

（憲法調査会法の一部改正）

第三十五条　憲法調査会法（昭和三十一年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項を次のように改める。

6　事務局長を除くほか、事務局に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、二十九人とする。

（国防会議の構成等に関する法律の一部改正）

第三十六条　国防会議の構成等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項を次のように改める。

6　事務局長を除くほか、事務局に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、十人とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

（行政機関職員定員法の廃止）

2　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）は、廃止する。

（常勤の職員に対する暫定措置）

3　昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

（暫定定員）

4　調達庁の定員は、改正後の調達庁設置法第十八条の規定にかかわらず、昭和三十六年七月三十一日までの間は、二千七百五十二人とし、昭和三十六年八月一日から昭和三十六年九月三十日までの間は、二千七百三十二人とし、昭和三十六年十月一日から昭和三十七年二月二十八日までの間は、二千七百十二人とする。

5　大蔵省本省の定員は、改正後の大蔵省設置法第四十九条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、一万五千三百三十六人とする。

6　厚生省の定員は、改正後の厚生省設置法第三十八条の規定にかかわらず、昭和三十六年五月十五日までの間は、四万九千人とし、昭和三十六年五月十六日から昭和三十七年五月十五日までの間は、四万八千九百八十七人とする。

7　食糧庁の定員は、改正後の農林省設置法第七十五

条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、二万九千五十人とする。

8　通商産業省本省の定員は、改正後の通商産業省設置法第五十条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、一万千六十六人とする。

9　科学技術庁の定員は、改正後の科学技術庁設置法第二十一条の規定にかかわらず、昭和三十六年九月三十日までの間は、千三百十五人とする。

（定員外の指名）

10　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）附則第十項から第十四項までの規定は、昭和三十六年四月一日以後においても、なおその効力を有するものとする。ただし、同法附則第十項の表厚生省の項中

昭和三十六年五月十五日	四五人

とあるのは、

昭和三十六年五月十五日	一三人
昭和三十七年五月十五日	三二人

とする。

（未帰還職員）

11　未帰還職員に関する取扱いについては、なお従前の例による。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百十二号（昭三六・六・一）

◎後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、後進地域の開発に関する公共事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）を当分の間引き上げることにより、後進地域の開発に関する公共事業の実施を推進し、もつて後進地域の経済基盤の強化と住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「適用団体」とは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値（以下「財政力指数」という。）が、〇・四六に満たない都道府県をいう。

2　この法律において「開発指定事業」とは、適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が適用団体に負担金を課して行なう次に掲げる施設に係る事業のうち、災害復旧に係るもの、当該事業に要する経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に要する経費を当該適用団体が負担しないもの並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるこれに相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除いたもので、政令で定めるものをいう。

一　河川
二　海岸
三　砂防設備
四　林地荒廃防止施設
五　地すべり防止施設
六　林道
七　道路
八　港湾
九　漁港
十　農業用施設

（国の負担割合の算定方法等）

第三条　開発指定事業に係る経費に対する国の負担割合は、当分の間、適用団体ごとに当該開発指定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。

$$1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最少の適用団体の当該財政力指数}}$$

2　前項の規定を適用した場合において、適用団体の負担割合が百分の十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該開発指定事業に係る経費に対する適用団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定める。

3　開発指定事業について適用団体が法令の規定により分担金、負担金その他これらに準ずるものを徴収することとしている場合におけるその適正な徴収の確保に関し必要な事項は、政令で定める。

4　自治大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、経済企画庁長官並びに開発指定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び適用団体の長に通知するものとする。

（政令への委任）

第四条　前条第一項及び第二項の規定により開発指定事業に係る経費に対して国が通常の負担割合をこえて負担することとなる額の交付その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

（経過措置）

2　適用団体であつて、この法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第十七条、東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）第十二条第二項及び第三項、九州地方開

発促進法（昭和三十四年法律第六十号）第十二条第二項、四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）第十二条第三項並びに四国地方開発促進法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百七十号）附則第二項及び附則第三項並びにこれらに基づく政令（以下「国の負担割合の特例に関する法令」という。）の規定を適用して算定した場合の国の負担総額が通常の国の負担割合による国の負担総額をこえる部分の額の昭和三十六年度においては十分の十の額、昭和三十七年度においては二分の一の額、昭和三十八年度においては四分の一の額が、それぞれこの法律の規定により算定した国の負担総額が通常の国の負担割合による国の負担総額をこえる部分の額をこえるもの又は適用団体以外の都府県であつて、地方財政再建促進特別措置法第三条第四項に規定する財政再建団体であるもの若しくはこの法律の施行の際現に同法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なうものについては、この法律又はこの法律による改正後の国の負担割合の特例に関する法令の規定にかかわらず、この法律による改正前の国の負担割合の特例に関する法令の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令の規定により通常の国の負担割合に乗ずる数、この法律による改正前の東北開発促進法第十二条第二項本文に規定する通常の国の負担割合に対する率、この法律による改正前の九州地方開発促進法第十二条第二項本文に規定する通常の国の負担割合に対する率及びこの法律による改正前の四国地方開発促進法第十二条第三項本文（四国地方開発促進法の一部を改正する法律附則第二項において準用する場合を含む。）に規定する通常の国の負担割合に対する率は、当該数又は率から一を減じた数又は率の昭和三十六年度にあつては十分の十、昭和三十七年度にあつては二分の一、昭和三十八年度にあつては四分の一にそれぞれ一を加えた数又は率とする。

3　第三条第四項の規定は、前項後段の規定による通常の国の負担割合に乗ずる数又はこれに対する率の算定及び通知について準用する。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

4　地方財政再建促進特別措置法の一部を次のように改正する。

第十七条各号列記以外の部分中「財政再建団体の」を「財政再建団体（都道府県を除く。）の」に改める。

（東北開発促進法の一部改正）

5　東北開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（地方財政再建促進特別措置法との関係）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項並びに前二項の規定は」を「前項の規定は」に、「同法」を「地方財政再建促進特別措置法」に改め、同項を同条第二項とする。

（九州地方開発促進法の一部改正）

6　九州地方開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（地方財政再建促進特別措置法との関係）」に改め、同条第二項を削る。

第十三条を削る。

（四国地方開発促進法の一部改正）

7　四国地方開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（地方財政再建促進特別措置法との関係）」に改め、同条第三項を削る。

第十三条を削る。

8　四国地方開発促進法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項及び附則第三項を削る。

（北陸地方開発促進法の一部改正）

9　北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

（中国地方開発促進法の一部改正）

10　中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

（自治省設置法の一部改正）

11　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）の規定により開発指定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率を算定し、及び通知すること。

（内閣総理・大蔵・自治大臣署名）

法律第百十三号（昭三六・六・二）

◎大阪港及び堺港港並びにその臨港地域の整備のための発行される外貨地方債証券に関する特別措置法

（外貨地方債証券についての政府の保証）

第一条　政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、大阪港又は堺港における港湾施設の建設又は改良、これらの臨港地域における工場用地の造成及び工業用水道、輸送施設その他の関連施設の整備に関する事業に必要な経費の財源に充てるため発行される地方債証券で外国通貨で支払わなければならないものに係る債務について、国会の議決を経た金額の範囲内で保証契約をすることができる。

2　政府は、前項の規定によるほか、同項に規定する地方債証券を失つた者に交付するため発行される地方債証券に係る債務について保証契約をすることができる。

（外貨地方債証券の利子等の非課税）

第二条　前条の地方債証券の利子及びその償還により受けるべき差益（以下この項において「利子等」という。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2　所得税法第四十一条第二項の規定は、前条の地方債証券の利子で前項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　政府が昭和三十六年度において第一条第一項の規定により保証契約をすることができる金額の限度は、大阪府及び大阪市が共同して発行する地方債証券につき、その発行の時における基準外国為替相場又は裁定外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一

項又は第二項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）で換算した金額が九十億円に相当する券面表示の外国通貨の金額並びにその利子及び当該証券の発行に関する契約に基づいて支払うべきその他の支払金の額に相当する金額とする。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百十四号（昭三六・六・五）

◎法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行なうことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行なう研修、研究及び調査に関する事項

第十一条の四第一項中「訓練を行なう」を「訓練を行ない、並びに第二条第十一号に規定する研修、研究及び調査を行なう」に改める。

別表十一東京入国管理事務所の項管轄区域の欄中「東京都」を「東京都（東京国際空港の区域を除く。）」に改め、同項の次に次の一項を加える。

羽田入国管理事務所	東京都の内東京国際空港の区域

別表十二中東京入国管理事務所羽田空港出張所の項を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百十五号（昭三六・六・五）

◎建築基準法の一部を改正する法律

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の二」に、「第六十七条」を「第六十七条の二」に改める。

第三条第三項第二号中「又はニ」を、ニ又はホ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　別表第五(い)欄の各項に掲げる特定街区

第九条第十項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

第二十四条第一号中「、公衆浴場又は自動車車庫」を「又は公衆浴場」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　自動車車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルをこえるもの

第三章第四節中第五十九条の次に次の一条を加える。

（特定街区）

第五十九条の二　建設大臣は、都市計画上市街地の整備改善を図るため必要があると認める場合においては、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第三項に規定する改良地区、防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百十号）第二条第三号に規定する防災建築街区その他その土地の区域において建築物及びその敷地の整備が行なわれる地区又は街区について、都市計画法の定める手続により、都市計画の施設として、その街区内における建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めて、別表第五(い)欄の各項に掲げる特定街区を指定することができる。

2　第四十八条第二項の規定は、前項の規定による指定をする場合に準用する。この場合において、関係市町村の申出は、政令で定める利害関係を有する者の同意を得てするものとする。

3　別表第五(い)欄の各項に掲げる特定街区内においては、建築物の延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合は、同表(ろ)欄の当該各項に掲げる限度以下でなければならない。

4　別紙第五(い)欄の各項に掲げる特定街区内においては、第一項の規定により定められた高さをこえて建築物を建築し、又は建築物の地盤面下の部分及び建設大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、同項の規定により定められた壁面の位置の制限に反して建築物の壁若しくはこれに代わる柱を建築してはならない。

5　別表第五(い)欄の各項に掲げる特定街区内の建築物については、前六条の規定は、適用しない。

第三章第五節中第六十七条の次に次の一条を加える。

（第三十八条の準用）

第六十七条の二　第三十八条の規定は、予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物に対するこの節の規定又はこれに基づく命令の規定の適用について準用する。

第六十九条中「構造」の下に「、用途」を加える。

第八十六条第一項中「第五十八条」の下に「、第五十九条の二第三項」を加える。

第九十八条中「第十項」の下に「前段」を加える。

第九十九条第一項第三号中「第十条第一項又は」を「第九条第十項後段（第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）又は第十条第一項若しくは」に改め、同項第五号中「第五十八条第一項」の下に「、第五十九条の二第三項若しくは第四項」を加える。

別表第一(い)欄(四)項中「展示場」の下に「、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー」を加え、同欄(ろ)項中「自動車庫」の下に「又は自動車修理工場」を加える。

別表第二(ろ)項第二号中「向副所」の下に「及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルをこえない自動車修理工場」を加える。

別表第四の次に次の表を加える。

別表第五　特定街区の種別及び特定街区内の建築物の側限

(い)	(ろ)
特定街区の種別	延べ面積の敷地面積に対する割合の敷地面積
第一種特定街区	十分の十以下
第二種特定街区	十分の二十以下
第三種特定街区	十分の三十以下
第四種特定街区	十分の四十以下
第五種特定街区	十分の五十以下
第六種特定街区	十分の六十以下

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（都市計画法の一部改正）

3　都市計画法の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「又は地区」を「、地区又は街区」に改める。

（法務・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百十六号（昭三六・六・六）

◎雇用促進事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　業務（第十九条・第二十条）
第四章　財務及び会計（第二十一条―第三十一条）
第五章　監督（第三十二条・第三十三条）
第六章　雑則（第三十四条―第三十八条）
第七章　罰則（第三十九条―第四十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　雇用促進事業団は、労働者の技能の習得及び向上、地域間及び産業間の移動の円滑化その他就職の援助に関し必要な業務を行なうことにより、労働者の能力に適応する雇用を促進し、もつて労働者の福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　雇用促進事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、労働大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　事業団の資本金は、附則第五条第一項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた額の合計額とする。

2　事業団は、必要があるときは、労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、事業団に出資することができる。

4　政府は、前項の規定により事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品（以下次項において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（登記）

第五条　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　事業団でない者は、雇用促進事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、事業団の業務を監査する。

（役員の任命）

第十条　理事長、副理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2　理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員

となることができない。

（役員の解任）

第十三条　労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

第十六条　理事長は、副理事長、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十七条　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十八条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　総合職業訓練所及び中央職業訓練所の設置及び運営並びに事業内職業訓練の援助を行なうこと。

二　公共職業安定所の指示により公共職業訓練を受ける者に対して手当を支給すること。

三　公共職業安定所の指示により公共職業訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行なうこと。

四　広域職業紹介活動に係る公共職業安定所の紹介により就職する者（以下「移転就職者」という。）のための宿舎の設置及び運営を行なうこと。

五　労働者のための簡易宿泊施設、託児施設、給食施設その他の福祉施設の設置及び運営を行なうこと。

六　移転就職者に対して移転に要する費用を支給すること。

七　再就職しようとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

八　求職者が公共職業安定所の紹介により就職する場合において、必要な資金を貸し付け、及び身元保証をすること。

九　労働者の職業に対する適応性その他職業の安定に関する調査、研究及び資料の整備を行なうこと。

十　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2　前項に規定する業務（同項第二号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。）は、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第二十七条の二第一項の規定による福祉施設として行なう。

3　事業団は、第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託を受けて、同項第一号又は第五号に掲げる施設を利用して、職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十八条の規定による技能検定の試験の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行なうことができる。

（業務方法書）

第二十条　事業団は、前条第一項に規定する業務について、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

3　労働大臣は、第一項の認可をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十一条　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十二条　事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　事業団は、前項の規定による労働大臣の認可を受けたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を事業団に出資した地方公共団体に通知しなければならない。

（決算）

第二十三条　事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十四条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下次項において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後三月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

3　第二十二条第二項の規定は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けたときについて準用する。

（利益及び損失の処理）

第二十五条　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）

第二十六条　事業団は、労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（交付金）

第二十七条　政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九条第一項に規定する業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第二十八条　事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他労働大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第二十九条　事業団は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給基準）

第三十条　事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、労働大臣の承認を受けなければならない。

（交付金）

第二十七条　政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九条第一項に規定する業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第二十八条　事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他労働大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第二十九条　事業団は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給基準）

第三十条　事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、労働大臣の承認を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第二十八条　事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他労働大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第二十九条　事業団は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給基準）

第三十条　事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、労働大臣の承認を受けなければならない。

（労働省令への委任）

第三十一条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十二条　事業団は、労働大臣が監督する。

2　労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十三条　労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章　雑則

（労働省令への委任）

第三十一条　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十二条　事業団は、労働大臣が監督する。

2　労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十三条　労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章　雑則

（連絡等）

第三十四条　事業団は、その業務の運営については、公共職業安定所及び地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2　公共職業安定所及び地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するように努めるものとする。

3　事業団は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便益を増進するように努めなければならない。

（譲渡等の禁止）

第三十五条　第十九条第一項第二号の手当又は同項第六号の移転に要する費用の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（解散）

第三十六条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（協議等）

第三十七条　労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四条第二項、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十九条の認可をしようとするとき。

二　第二十条第一項、第二十九条又は第三十一条の労働省令を定めようとするとき。

三　第二十四条第一項又は第三十条の承認をしようとするとき。

四　第二十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

2　労働大臣は、第十九条第一項第四号に掲げる業務に関し、第二十条第一項又は第二十二条第一項の認可をしようとする場合には、建設大臣と協議しなければならない。

3　建設大臣は、事業団の業務の円滑な運営に資するため、移転就職者について、産業労働者住宅その他適当な住宅の確保に関し必要な措置をとるように努めるものとする。

（他の法令の準用）

第三十八条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他政令で定める法令については、政令で定

（連絡等）

第三十四条　事業団は、その業務の運営については、公共職業安定所及び地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2　公共職業安定所及び地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するように努めるものとする。

3　事業団は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便益を増進するように努めなければならない。

（譲渡等の禁止）

第三十五条　第十九条第一項第二号の手当又は同項第六号の移転に要する費用の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（解散）

第三十六条　事業団の解散については、別に法律で定める。

（協議等）

第三十七条　労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第四条第二項、第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十九条の認可をしようとするとき。

二　第二十条第一項、第二十九条又は第三十一条の労働省令を定めようとするとき。

三　第二十四条第一項又は第三十条の承認をしようとするとき。

四　第二十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

2　労働大臣は、第十九条第一項第四号に掲げる業務に関し、第二十条第一項又は第二十二条第一項の認可をしようとする場合には、建設大臣と協議しなければならない。

3　建設大臣は、事業団の業務の円滑な運営に資するため、移転就職者について、産業労働者住宅その他適当な住宅の確保に関し必要な措置をとるように努めるものとする。

（他の法令の準用）

第三十八条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他政令で定める法令については、政令で定

第四十一条　第六条の規定に違反して雇用促進事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、同日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業団の設立）

第二条　労働大臣は、事業団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（出資等）

第五条　事業団の成立の時までに政府の失業保険特別会計及び地方公共団体から労働福祉事業団に対して出資された額は、その成立の時において、それぞれ政府及び地方公共団体から事業団に対して出資されたものとする。

2　労働福祉事業団は、事業団の成立の時において、前項の規定により事業団に対して出資されたものとされた額によりその資本金を減少するものとする。

（地方公共団体の出資）

第六条　地方公共団体は、当分の間、第四条第二項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、自治大臣の承認を受けて、事業団に出資することができる。

2　第四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地方公共団体の出資について準用する。

（労働福祉事業団からの事務の引継ぎ等）

第七条　労働福祉事業団は、事業団の成立の際に、この法律の規定により事業団が行なうこととされる業務であつて、改正前の労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）の規定により従前労働福祉事業団が行なうこととされていたものに関する事務を事業団に引き継ぐものとする。

2　事業団の成立前に、前項に規定する業務に関し、改正前の労働福祉事業団法又は改正前の職業訓練法の規定により労働福祉事業団に対してした処分その他の行為又は労働福祉事業団がした手続その他の行為は、この法律又は改正後の職業訓練法の相当規定により事業団に対してした処分その他の行為又は事業団がした手続その他の行為とみなす。

（労働福祉事業団からの財産の承継等）

第八条　事業団の成立の際現に労働福祉事業団に属する土地、建物、物品その他の財産のうち、事業団が前条第一項に規定する業務を行なうのに必要と認められるものは、その成立の時において事業団が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。

2　前項に規定するもののほか、事業団の成立の際現に労働福祉事業団に属する権利及び義務のうち、その成立の時までの間において前条第一項に規定する業務の遂行に伴い、労働福祉事業団に属するに至つたものは、その成立の時において事業団が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。

3　労働福祉事業団は、労働大臣が定めるところにより、第一項又は前項の規定により事業団が承継することとなつた財産並びに権利及び義務の範囲を公示しなければならない。

（炭鉱離職者援護会からの事務の引継ぎ等）

第九条　事業団の成立の際現に炭鉱離職者援護会の理事長である者は、その成立の際に、改正前の炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の規定により従前炭鉱離職者援護会が行なうこととされていた業務に関する事務を事業団に引き継がなければならない。

2　事業団の成立前に、前項に規定する業務に関し、改正前の炭鉱離職者臨時措置法の規定により炭鉱離職者援護会に対してした処分その他の行為又は炭鉱離職者援護会がした手続その他の行為は、この法律又は改正後の炭鉱離職者臨時措置法の相当規定により事業団に対してした処分その他の行為又は事業団がした手続その他の行為とみなす。

（炭鉱離職者援護会の解散）

第十条　炭鉱離職者援護会は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2　附則第四条第一項の規定により事業団の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職権で、炭鉱離職者援護会の解散の登記をしなければならない。

（非課税）

第十一条　附則第八条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により事業団が財産又は権利を承継する場合において、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録税又は不動産取得税を課することができない。

（職員の身分の承継）

第十二条　事業団の成立の際現に次の各号の一に該当する者は、その成立の日において、引き続き事業団の職員となるものとする。

一　もつぱら附則第七条第一項に規定する業務に従事する労働福祉事業団の職員

二　労働福祉事業団の事務所に勤務する職員であつて、あらかじめ労働福祉事業団の理事長が指名するもの

三　炭鉱離職者援護会の職員

（恩給の特例）

第十三条　労働福祉事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続いて労働福祉事業団の役員又は職員として在職する者（労働福祉事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続いて公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて労働福祉事業団の役員又は職員として在職する者を含む。）が、事業団の成立に際して引き続いて事業団の役員又は職員となつた場合においては、その者の事業団の役員又は職員としての在職を労働福祉事業団の役員又は職員としての在職とみなして、労働福祉事業団法第三十五条の規定を適用する。

2　事業団は、政令で定めるところにより、前項の規定の適用を受ける事業団の役員若しくは職員であつた者又はこれらの遺族の恩給の支払に充てる金額を、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第十四条　この法律の施行の際現に雇用促進事業団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（最初の事業年度の特例）

第十五条　事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第十六条　事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条第一項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十七条　附則第三十四条の規定の施行前にした改正前の炭鉱離職者臨時措置法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の改正）

第十八条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「炭鉱離職者援護会」を「雇用促進事業団」に、「炭鉱離職者臨時措置法」を「雇用促進事業団法」に改め、同条第十八号中「労働福祉事業団」の下に「、雇用促進事業団」を加え、同条第二十七号ノ三を次のように改める。

二十七ノ三　雇用促進事業団ガ雇用促進事業団法

第十九条第一項又ハ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の改正）

第十九条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ五を次のように改める。

六ノ十一ノ五　雇用促進事業団ガ雇用促進事業団法第十九条第一項又ハ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第一号乃至第九号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

第二十条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の八を次のように改め、同項第十号中「、炭鉱離職者援護会」を削る。

四の八　労働福祉事業団及び雇用促進事業団

（法人税法の改正）

第二十一条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「労働福祉事業団」の下に「、雇用促進事業団」を加え、第五条第一項第六号中「、炭鉱離職者援護会」を削る。

（地方税法の改正）

第二十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「労働福祉事業団」の下に「、雇用促進事業団」を加え、第七十二条の五第一項第六号中「、炭鉱離職者援護会」を削り、第七十三条の四第一項第十号中「及び第二号」を削り、同項第十二号を次のように改める。

十二　雇用促進事業団が雇用促進事業団法第十九条第一項第一号、第三号若しくは第五号又は炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十六号）第二十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項第十七号中「及び第二号」を削り、同項第十九号を次のように改める。

十九　雇用促進事業団が雇用促進事業団法第十九条第一項第一号、第三号若しくは第五号又は炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

（失業保険法の改正）

第二十三条 失業保険法の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第三項を次のように改める。

政府は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）の定めるところにより、第一項の施設の一部を雇用促進事業団に行なわせるものとする。

（失業保険特別会計法の改正）

第二十四条 失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「労働福祉事業団」を「雇用促進事業団」に改める。

（行政管理庁設置法の改正）

第二十五条 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び労働福祉事業団を「、労働福祉事業団及び雇用促進事業団」に改める。

（建設省設置法の改正）

第二十六条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「労働福祉事業団」の下に

「、雇用促進事業団」を加える。

（労働省設置法の改正）

第二十七条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の二を次のように改める。

十三の二　雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）又は炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十六号）に基づいて、雇用促進事業団に対し、認可、承認その他監督を行なうこと。

第四条第三十二号の四の次に次の一号を加える。

三十二の五　労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）に基づいて、労働福祉事業団に対し、認可、承認その他監督を行なうこと。

第四条第四十一号の二を次のように改める。

四十一の二　炭鉱離職者臨時措置法に基づいて、炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する計画を作成すること。

第五条の二第三項及び第四項中「労働福祉事業団監理官」を「雇用促進事業団監理官」に改める。

第六条第一項第十一号の三を次のように改める。

十一の三　雇用促進事業団の業務の監督その他雇用促進事業団法及び炭鉱離職者臨時措置法（第三章の規定に限る。）の施行に関すること。

第八条第一項中第六号の三を第六号の二とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二　労働福祉事業団の監督に関すること。

第八条第一項第十一号中「及び最低賃金法」を「、最低賃金法及び労働福祉事業団法」に改め、同条第二項中「第六号」を「第六号の二」に改め、「労働者災害補償保険法」の下に「及び労働福祉事業団法」を加える。

第十条第一項第四号の三を削り、同項第八号中「第五条」の下に「及び第三章」を加える。

（北海道開発法の改正）

第二十八条 北海道開発法（昭和二十五年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「労働福祉事業団」を「、雇用促進事業団」を加える。

（土地収用法の改正）

第二十九条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号の三を次のように改める。

十一の三　雇用促進事業団の業務の監督その他雇用促進事業団法及び炭鉱離職者臨時措置法（第三章の規定に限る。）の施行に関すること。

第八条第一項中第六号の三を第六号の二とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二　労働福祉事業団の監督に関すること。

第八条第一項第十一号中「及び最低賃金法」を「、最低賃金法及び労働福祉事業団法」に改め、同条第二項中「第六号」を「第六号の二」に改め、「労働者災害補償保険法」の下に「及び労働福祉事業団法」を加える。

第十条第一項第四号の三を削り、同項第八号中「第五条」の下に「及び第三章」を加える。

（北海道開発法の改正）

第二十八条 北海道開発法（昭和二十五年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「労働福祉事業団」を「、雇用促進事業団」を加える。

（土地収用法の改正）

第二十九条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）による公共職業補導所」を「職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による一般職業訓練所、総合職業訓練所、中央職業訓練所又は身体障害者職業訓練所」に改める。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の改正）

第三十条 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第六号中「炭鉱離職者援護会（以下「援護会」という。）」を「雇用促進事業団」に改め、第二十六条第二項第六号及び第三十六条の二（見出しを含む。）中「援護会」を「雇用促進事業団」に改め、同条中「その業務」を「炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の規定により行なう業務」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の改正）

第三十一条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項本文中「労働福祉事業団」の下に「、雇用促進事業団」を加える。

（労働福祉事業団法の改正）

第三十二条 労働福祉事業団法の一部を次のように改正する。

第一条中「及び失業保険の福祉施設」を削り、第十

九条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「又は第二号」を削り、第二十四条第三項を削り、第二十七条中「及び第二号」を削り、附則第十条第一項中「当分の間」を「雇用促進事業団の成立の時までの間」に改める。

（職業訓練法の改正）

第三十三条　職業訓練法の一部を次のように改正する。

本則中「労働福祉事業団」を「雇用促進事業団」に改める。

（炭鉱離職者臨時措置法の改正）

第三十四条　炭鉱離職者臨時措置法の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章　炭鉱離職者援護会
第一節　総則（第七条―第十二条）
第二節　役員及び職員（第十三条―第二十五条）
第三節　業務（第二十三条―第二十六条―第二十二条）
第四節　財務及び会計（第二十六条―第三十七条）
第五節　監督（第三十六条・第三十八条・第三十九条）
第六節　補則（第三十八条・第三十九条）
」

を「第三章　雇用促進事業団の援護業務（第七条―第三十九条）」に、「第四十九条」を「第四十七条」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　雇用促進事業団の援護業務

第三章第一節及び第二節を次のように改め、同章第三節の節名を削る。

第七条から第二十二条まで　削除

第二十三条の見出しを「（援護業務）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改め、同項第十号中「第七条の目的を達成するため」を「炭鉱離職者の再就職の促進及びその生活の安定に関し」に改め、同条第三項中「援護会」を「事業団」に改める。

雇用促進事業団（以下「事業団」という。）は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては炭鉱離職者の職業及び生活の安定に関する措置がなお不十分であると認められる現状に対処するため、次の業務を行なう。

第二十四条の見出し中「業務」を「援護業務」に改め、同条第一項中「援護会」を「事業団」に、「業務」を「前条第一項に規定する業務（以下「援護業務」という。）」に改め、同条第二項中「援護会の業務」を「援護業務」に改める。

第二十五条第一項中「援護会は、業務開始の際」を「事業団は、援護業務について、当該業務の開始前に」に改め、同条第二項第四号中「労働者用」を「炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対して貸与する労働者用」に改める。

第三章第四節の節名を削り、第二十六条から第三十二条までを次のように改める。

第二十六条から第三十一条まで　削除

（区分経理）

第三十二条　事業団は、援護業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて、これを行なわなければならない。

第三十三条中「援護会に対し、その業務」を「事業団に対し、援護業務」に改める。

第三十四条の見出し中「援護会」を「援護業務」に改め、同条中「援護会」を「事業団」に、「その業務」を「援護業務」に改める。

第三十五条を次のように改める。

（大蔵大臣との協議）

第三十五条　労働大臣及び通商産業大臣は、第二十三条第三項若しくは第二十五条第一項の認可をしようとするとき、又は同条第二項第五号の通商産業省令、労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

第三章第五節及び第六節を次のように改める。

（雇用促進事業団法の特例等）

第三十六条　援護業務及び第三十二条の規定による特別の会計に関しては、雇用促進事業団法第二十二条第一項、第二十四条第一項及び第二項、第二十六条第一項及び第二項ただし書、第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十七条第一項（同法第四条第二項、第二十条第一項及び第二項並びに第三十条に係る部分を除く。）並びに第四十条第一号及び第五号中「労働大臣」とあるのは「労働大臣及び通商産業大臣」と、同法第二十九条及び第三十一条中「労働省令」とあるのは「通商産業省令、労働省令」とする。

2　雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、援護業務及び第三十二条の規定による特別の会計については、適用しない。

3　援護業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

第三十七条から第三十九条まで　削除

第四十一条中「援護会」を「事業団」に改める。

第四十五条を次のように改め、第四十八条及び第四十九条を削る。

第四十五条　削除

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・労働・建設・自治大臣署名）

法律第百十七号（昭三六・六・七）

◎日本国有鉄道新線建設補助特別措置法

1　政府は、日本国有鉄道に対し、昭和三十六年度から昭和四十年度までにおいて、日本国有鉄道が昭和三十五年度以降当該年度の前年度までに鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）別表に掲げる予定鉄道線路の建設に要した資金について、運輸省令で定めるところにより計算して得た当該年度の前年度分の利子の額に相当する額の範囲内において、予算で定めるところにより補助することができる。

2　前項の規定による補助（以下「新線建設補助」という。）に係る予定鉄道線路について、営業の開始後、運輸省令で定めるところにより計算して得た利益を生じた場合は、その利益の額に相当する額を翌年度の新線建設補助に係る前項の利子の額から控除するものとする。

3　日本国有鉄道は、前項の場合において、その利益が当該線路につき最初に新線建設補助が行なわれた年度から起算して十五年度以内に生じたときは、そ

の翌年度において、政府に対し、その利益の額の二分の一を下らない金額を、運輸省令で定めるところにより計算して得た当該線路に係る新線建設補助の額の合計額に相当すると認められる額に達するまで還付しなければならない。

4　運輸大臣は、前三項の運輸省令を定めようとするときは、大蔵大臣と協議するものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百十八号（昭三六・六・七）

◎倉庫業法の一部を改正する法律

倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「料金及び倉庫寄託約款」を「運輸省令で定めるところにより、料金、倉庫寄託約款、保管する物品の種類その他の事項」に改める。

第二十一条及び第二十二条中「三月」を「六月」に改め、第二十一条第二号中「第五条第一号又は第三号」を「第五条第一号から第三号までの一」に改める。

第六条　削除

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に改正前の附則第六条第二項の規定による届出をして同条第一項に規定する倉庫業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三月以内に第四条第一項各号に掲げる事項を運輸大臣に届け出た場合は、この法律の施行の日から三年間は、倉庫業者とみなす。その者がその期間内に第三条の許可を申請した場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

3　前項の規定により倉庫業者とみなされた者がこの法律の施行の際現に営業に使用している倉庫についての第十二条の規定の適用に関しては、その倉庫業者とみなされる期間内は、同条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百十九号（昭三六・六・八）

◎選挙制度審議会設置法

（設置）

第一条　総理府に、選挙制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条　審議会は、次の各号に掲げる事項に関し、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議する。

一　公の選挙及び投票の制度に関する重要事項

二　国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める基準及び具体案の作成に関する事項

三　政党その他の政治団体及び政治資金の制度に関する重要事項

四　選挙公明化運動の推進に関する重要事項

2　審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

（答申等の尊重）

第三条　政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第四条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第五条　委員は学識経験のある者のうちから、特別委員は国会議員及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。

2　国会議員のうちから任命された特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める具体案の作成については、その調査審議に加わることができない。

3　委員の任期は、一年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5　委員及び特別委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第六条　審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事）

第七条　審議会に、幹事を置く。

2　幹事は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を助ける。

4　幹事は、非常勤とする。

（公聴会及び資料の提出等の要求）

第八条　審議会は、必要があるときは、公聴会を開くことができる。

2　審議会は、必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第九条　審議会の庶務は、自治省選挙局において処理する。

（政令への委任）

第十条　この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中選挙制度調査会の項を次のように改める。

選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第百十九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

3　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十一号中「選挙制度調査会」を「選挙制度審議会」に改める。

（内閣総理・自治大臣署名）

法律第百二十号（昭三六・六・八）

◎地方議会議員互助年金法

（衆法）

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、地方公共団体の議会の議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神にのつとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給する制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

（地方議会議員互助会）

第二条　地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）は、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金の給付を行なうため、地方議会議員互助会を組織することができる。

2　地方議会議員互助会（以下「互助会」という。）は、都道府県の議会の議員を会員とする都道府県議会議員互助会、市（特別区を含む。以下同じ。）の議会の議員を会員とする市議会議員互助会及び町村の議会の議員を会員とする町村議会議員互助会とする。

3　前項に規定する互助会は、それぞれ全国を通じて一とする。

4　互助会は、法人とする。

（互助年金の種類）

第三条　互助会が給する年金（以下「互助年金」という。）は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金とする。

（退職年金）

第四条　退職年金は、互助会の会員である地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

2　退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、退職当時の議員の標準報酬年額（第十二条に規定する標準報酬月額に十二を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、退職当時の議員の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

3　在職期間五十年をこえる者に給すべき退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

（公務傷病年金）

第五条　公務傷病年金は、互助会の会員である地方議会議員が、当該互助会の会員である間における公務に基づく傷病により不具廃疾となり退職したときに、その者に給するものとする。退職した時において互助会の会員であつた地方議会議員が、退職後三年以内に、当該互助会の会員であつた間における公務に基づく傷病により不具廃疾となつたときも、同様とする。

2　公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該不具廃疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3　前項の不具廃疾の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4　公務に基づく傷病により不具廃疾となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5　公務傷病年金の決定をするに当たつて、将来不具廃疾が回復し、又はその程度が低下することのあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6　前項の期間満了の六箇月前までに傷病が回復しない者は、規約で定めるところにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

（遺族年金）

第六条　遺族年金は、互助会の会員である地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、在職期間十二年未満の者にあつては第四条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四　地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第四条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

（在職期間の合算）

第七条　互助年金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後それぞれの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合

算するものとする。

2　市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方公共団体の議会の議員としての在職期間は、合算する。この場合において、互助会は、合算されるべき在職期間に係る互助年金の支給に要する費用を移換しなければならない。

（互助年金の停止）

第八条　退職年金は、これを受ける者が年齢満五十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2　退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が前条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月までその支給を停止する。ただし、実在職期間が一箇月未満であるときは、この限りでない。

（互助年金の改定）

第九条　第七条第一項に規定する再就職その他の事由による互助年金の改定については、規約で定める。

（併給の禁止）

第十条　一の互助会が給する互助年金については、退職年金と公務傷病年金とは、併給しないものとする。

（互助年金の減額等）

第十一条　互助会は、互助年金を給する場合において、当該互助年金の基礎となるべき在職期間のうちに第十二条第一項の規定による掛金を納めていない期間及び規約で定めるところに準ずる期間があるときは、規約で定めるところにより、当該互助年金の額を減額し、又は互助年金を給しないことができる。

（掛金）

第十二条　互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところにより掛金を納めるものとし、その月額は、標準報酬月額に百分の五を乗じて得た額以上の額でなければならない。

2　前項の標準報酬月額は、地方議会議員の報酬額（一の地方公共団体の議会の議員については、その報酬額が職により異なるときは、その最も低い額をもつて当該議会の議員の報酬額とする。）に基づき、規約で定める。

3　自治大臣は、互助会の健全な運営を図るため必要があると認めるときは、当該互助会に対し、規約で定める掛金の額を変更するよう勧告することができる。

第十三条　互助年金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

2　前項の時効は、第八条第一項の規定により退職年金の支給を停止される者の当該退職年金については、その者が年齢満五十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。

3　退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第七条第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける権利を有する者が再就職に係る職を退職したとき年齢満五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

（非課税）

第十四条　公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（規約）

第十五条　互助会は、規約で次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　役員に関する事項

五　代議員会に関する事項

六　会員の加入及び脱退に関する事項

七　互助年金の給付及び掛金に関する事項

八　資産の管理その他財務に関する事項

九　その他組織及び業務に関する重要事項

2　設立当初の役員は、規約で定めなければならない。

3　規約の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（設立の認可）

第十六条　互助会を設立するには、会員となるべき十人以上の者が発起人となり、規約を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の認可の申請に当たつては、規約のほか、事業計画書その他必要な事項を記載した書面を添付しなければならない。

（基準会員数）

第十七条　互助会は、それぞれ次の各号に掲げる会員がなければ設立することができない。

一　都道府県議会議員互助会　　千人以上

二　市議会議員互助会　　五千人以上

三　町村議会議員互助会　　一万人以上

（成立）

第十八条　互助会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて、成立する。

（登記）

第十九条　互助会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第二十条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、互助会について準用する。

（役員）

第二十一条　互助会に、役員として、会長一人、副会長二人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2　会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

3　副会長は、会長を補佐して互助会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4　理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して互助会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5　監事は、互助会の業務を監査する。

6　互助会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が互助会を代表する。

（代議員会）

第二十二条　互助会に、代議員会を置く。

2　次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

一　規約の変更

二　事業計画書の作成及び規約で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三　訴訟の提起及び和解

四　その他互助会の業務に関する重要事項で規約で定めるもの

（余裕金の運用）

第二十三条　互助会の業務上の余裕金の運用は、自治省令で定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

（報告の徴取）

第二十四条　自治大臣は、必要があると認めるときは、互助会に、業務及び資産の状況に関し報告をさせることができる。

（解散）

第二十五条　互助会の解散については、別に法律で定める。

（省令への委任）

第二十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、自治省令で定める。

（過料）

第二十七条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした互助会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により自治大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二　第十九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十三条の規定による自治省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の施行前における在職期間の取扱い及び互助年金の年額）

2　昭和二十二年四月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間は、この法律に規定する互助年金の基礎となるべき在職期間とし、この法律の規定を適用する。

3　前項の規定によりこの法律の施行前における在職期間がこの法律に規定する互助年金の基礎となる場合における互助年金の年額は、当該在職期間につき規約で定めるところにより算定した額を減額した額とする。

（地方公務員の退職年金制度実施の際の取扱い）

4　この法律に基づく地方議会議員の互助年金制度は、新たに地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際、これに統合されるものとする。

5　前項の場合においては、地方公務員の退職年金に係る経理と互助年金に係る経理とは区分すべきものとする。

（他の法律の一部改正）

6　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三　地方議会議員互助会の設立及び規約の変更の認可等をすること。

第十条第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　地方議会議員互助会に関する事務を処理すること。

7　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「、地方議会議員互助年金法」を、「農林漁業団体職員共済組合法」の下に「、地方議会議員互助年金法」を加える。

8　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十三の次に次の一号を加える。

六ノ十四　地方議会議員互助会ガ地方議会議員互助年金法ニ基ク給付ニ関シ発スル証書、帳簿

9　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「、地方議会議員互助会」を加える。

第八条第八項中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　地方議会議員互助年金法第十二条第一項の規定による掛金

第九条第二項中「第七号の三」の下に「、第七号の四」を加える。

10　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「、地方議会議員互助会」を加える。

11　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「、地方議会議員互助会」を加える。

（法務・大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十一号（昭三六・六・八）

◎地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「提出しなければならない」を「提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一　警察費	警察職員数	一人につき	五一〇、七〇〇円
二　土木費			
1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	二四四八
	道路の延長	一メートルにつき	一四四〇〇
2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	三〇七八五
	木橋の延長	一メートルにつき	一一、一八〇〇
3　河川費	河川の延長	一メートルにつき	三五八一
4　港湾費	港湾（漁港を含む。）における	一メートルにつき	二、〇六四〇〇

		るけい留施設の延長	一メートルにつき
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき
	5 その他の土木費	人口	一人につき
		面積	一平方キロメートルにつき
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき
	三 教育費		
	1 小学校費	教職員数	一人につき
		学校数	一校につき
	2 中学校費	教職員数	一人につき
		学校数	一校につき
	3 高等学校費	生徒数	一人につき
	4 その他の教育費	人口	一人につき
		盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき
	四 厚生労働費		
	1 生活保護費	町村部人口	一人につき
	2 社会福祉費	人口	一人につき
	3 衛生費	人口	一人につき
	4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき
		失業者数	一人につき
	五 産業経済費		
	1 農業行政費	耕地の面積	一町歩につき
		農家数	一戸につき
	2 林野行政費	林野の面積	一町歩につき
	3 水産行政費	水産業者数	一人につき
	4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき
	六 その他の行政費		
	1 徴税費	道府県税の税額	千円につき
	2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき
	3 その他の諸費	人口	一人につき
		面積	一平方キロメートルにつき
	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき
	八 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき

			四、四〇〇、〇〇〇
			四〇三四
			六八一、八三七、〇〇〇
			三五六、〇〇〇
			二〇〇、四一〇、〇〇〇
			四六、七七五、〇〇〇
			二〇九、五二〇、〇〇〇
			四六、七七五、〇〇〇
			二〇、二六七、〇〇〇
			七六、二九
			六三、七六二、〇〇〇
			二〇九、九七
			八三、六八
			一九五、六三

一	消防費	人口	一人につき
			二九五、三九
二	土木費		
	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき
		道路の延長	一メートルにつき
	2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき
		木橋の延長	一メートルにつき
	3 港湾費	港湾（漁港を含む。）における施設の延長	一メートルにつき
			一、〇二七
			一一、〇三
			二四五、二四
			五九四、六七
			二、〇三一、〇〇
		港湾（漁港を含む。）における留施設の延長	一メートルにつき
			四、四〇〇、〇〇
	4 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき
			三二、五〇
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき
			四五九
	5 その他の土木費	人口	一人につき
			五六、一三
三	教育費		
	1 小学校費	児童数	一人につき
			一、一七八、〇〇
		学級数	一学級につき
			四二、五八八、〇〇
		学校数	一校につき
			二八一、八〇五、〇〇
	2 中学校費	生徒数	一人につき
			一、二四七、〇〇
		学級数	一学級につき
			四一、五五五、〇〇
		学校数	一校につき
			二九七、四七一、〇〇
	3 高等学校費	生徒数	一人につき
			一九、三〇一、〇〇

			一、〇二七
			一一、〇三
			二四五、二四
			五九四、六七
			二、〇三一、〇〇
			四、四〇〇、〇〇
			三二、五〇
			四五九
			五六、一三
			一、一七八、〇〇
			四二、五八八、〇〇
			二八一、八〇五、〇〇
			一、二四七、〇〇
			四一、五五五、〇〇
			二九七、四七一、〇〇
			一九、三〇一、〇〇

	4 その他の教育費	人口	一人につき
			一五五、四六
	四 厚生労働費		
	1 生活保護費	市部人口	一人につき
			一八〇、七六
	2 社会福祉費	人口	一人につき
			四六、三五
	3 衛生費	人口	一人につき
			二〇七、六七
	4 労働費	失業者数	一人につき
			二六、六八八、〇〇
	五 産業経済費		
	1 農業行政費	農家数	一戸につき
			一、五七〇、八〇
	2 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき
			二、三三、〇〇
	3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき
			一、〇七九、一九
	六 その他の行政費		
	1 徴税費	市町村税の税額	千円につき
			一〇二五六
	2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき
			三二、〇〇
	3 その他の諸費	世帯数	一世帯につき
			一一九、九八
		人口	一人につき
			五六七、四六
		面積	一平方キロメートルにつき
			二九三、〇〇〇、〇〇
	七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき
			九五

			一九六、〇〇〇
			二六、六八八、〇〇
			一、五七八、〇〇
			二、四〇五、〇〇
			一、五〇一、〇〇
			九、〇〇七、〇〇
			四八六、〇〇
			一〇六一一
			三八、五九四、〇〇
			三七、〇〇〇
			一一四、〇〇〇、〇〇
			九五
			二五

八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	二五

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中

「(1)　国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行なう災害復旧事業に係る負担金に充てるため昭和二十七年度以降において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金」

を

「(1)　国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行なう災害復旧事業に係る負担金に充てるため起こした地方債及び国庫の負担金を受け、若しくは受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金」

に改め、同表中

「四十　特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債（以下「特別措置債」という。）で、自治大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金	円	」

を削り、同表測定単位の種類の欄中「四十一」を「四十」に改め、同表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「（特別措置債、地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じよう対策事業債を除く。）」を「（地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じよう対策事業債並びに昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債で自治大臣の指定するものを除く。）」に改める。

第十三条第十項中「特定債償還費」を「災害復旧費及び特定債償還費」に改める。

第十六条第四項中「四月一日以前一年内に」を「四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第二条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十六年度分の地方交付税から適用する。

2　昭和三十六年度に限り、改正後の地方交付税法第十二条第一項の表道府県の項及び市町村の項中

「七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	二五」

とあるのは

「七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十六年度における元利償還金	一円につき	九五
八　特別地方債償還費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十七年度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額	一円につき	一〇〇
1　特別措置債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	一〇〇
2　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	二五」

と、

同条第二項の表中

「三十九　災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	(1)　国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行なう災害復旧事業に係る負担金に充てるため昭和二十七年度以降において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業に係る経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金 (2)　国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵しよくの防除のための事業に係る経費又は国の行なう地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵しよくの防除のための事業に係る負担金に充てるため起こした地方債（以下「地盤沈下等対策事業債」という。）の当該年度における元利償還金 (3)　国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防若しくは治山のための事業に係る経費又は国の行なう災害に伴う緊急の砂防若しくは治山のための事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で自治大臣の指定するもの（以下「緊急砂防等事業債」という。）の当該年度における元利償還金 (4)　国庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で自治大臣の指定するもの（以下「特殊土じよう対策事業債」という。）の当該年度における元利償還金	円
四十　公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	国庫の補助金、負担金その他これらに類するものを受けて施行した一般公共事業、失業対策事業及び義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため昭和二十一年度から昭和三十年度までの間に発行を許可された地方債（地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土じよう対策事業債並びに昭和二十六年度、昭和二十七年度及び昭和二十九年度において特別の措置として発行を許可された地方債で自治大臣の指定するものを除く。）又は国の行なう一般公共事業に係る負担金に充てるため昭和二十一年度から昭和三十四年度までの間に発行を許可された地方債で自治大臣の指定するものに係る当該年度における元利償還金	円」

「三十九　災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十六年度における元利償還金	(1)　国庫の負担金を受け、若しくは受けないで施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行なう災害復旧事業に係る負担金に充てるため起こした地方債の昭和三十六年度における元利償還金 (2)　国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵しよくの防除のための事業又は国の行なう地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵しよくの防除のための事業に係る負担金に充てるため起	円

四	十六のすお年昭た財旧十		
元方可ての十	け六のすお年昭た財旧十		
利償さ発指一	る年昭べい度和地源事		
償にれ行償	償度和きて以三方に業災		
還係たをと特	還に三元償降十償去費害		
金る地弁し別	額お十金還に七ての復		

にるす別し昭昭	度おさ利復旧国	(4)	
お元る措て和和	にいれ二旧事庫	三じ大に当づ六時発 国庫	お業指る山うた害
い利も置発二十	ておてた十事業の	十よう臣充該ぐ号措生	け償定たの災あに国庫
て償の償行十十	け償地六業に係担	計事業置じい負	る元とる起めに事
償還にを九六	る還方償を画業等法よう負担	年対指る画業等法よう	の併業繋
還金係と弁年年	償す償度係る金を	度発定たにに係条昭地	に事するし事繋係の金
す及るい可度度、	額べの以る経を受	に業すめ起づる第和帯	お業るし災
べ び昭うさに	き昭前負費又け	る元とととこのし事費項十七措	償還金の以地に急る砂を受
き昭和しれお昭	元和に担しは金	金三おお金は国施	昭下方償る砂費若て
元和三でたい和	の十いに地て行	昭七て充の行し	和一償で負防又し
金三十自地て二	和年発て行るな	和年発て行るな	三繋で負防又し
の十六当方特別七	十以をあ災	償う。下方係国業法及ぶの	六砂治金しくは
昭七年入償別七	六降弁あ災	還金の特一償で負担なに九興	年防大に
和年度臣の措度	年に可昭華復	昭疾自担なう基十臨特	度等臣充に
三度にが下還及		和土治金う	に事のて
十以お指一び			
六降弁とび特			

度発こ	昭地	十下等	六年対
に事し	和盤	和沈	
お業た	償還金の一	償。以下	

円	円	円	円

と読

3　改正前の地方財政法第三十三条第一項の規定により昭和三十五年度において地方債を起こした市町村は、改正後の地方財政法第五条の規定にかかわらず、昭和三十六年度にあつては当該地方債の額の三分の二の額、昭和三十七年度にあつては当該地方債の額の三分の一の額の地方債を起こすことができる。ただし、これらの額は、政令で定める額以上であることを要するものとし、これらの額に政令で定める額未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4　前項の規定による地方債については、国は、毎年度、当該年度分の元利償還金の額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

5　附則第三項の規定による地方債は、国が資金運用部資金をもつてその金額を引き受けるものとする。

6　市町村は、附則第三項の規定による地方債を起こす場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定にかかわらず、自治大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、自治大臣は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

7　附則第三項の規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに附則第四項の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他前四項の規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

8　改正前の地方財政法第三十三条第一項の規定により起こした地方債に係る地方債元利補給金の交付については、なお従前の例による。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十二号（昭三六・六・八）

◎教育職員免許法等の一部を改正する法律

（教育職員免許法の一部改正）

第一条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

「うら、学校」を「幼稚園、小学校」に、「左の」を「次の」に、「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第四条第五項第一号中「図画工作」を「美術」に改め、「保健」の下に「技術」を加え、同項第二号中「図画、工作」を「美術、工芸」に改める。

第五条第一項第四号中「寮こ」を「寮舎」に改める。

第十八条中「附属島しよ」を「これらに附属する島」に改める。

附則第三項中「図画工作」を「美術」に改める。

附則第九項を附則第十項とし、附則第四項から附則第八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4　農業、工業、商業若しくは水産又は農業実習、工業実習、商業実習若しくは水産実習の教科について高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科の教授又は実習を担任する中学校の教諭又は講師となることができる。

附則に次の三項を加える。

四			
償にれ行ての定事十			
還係たをる財の業二			
金る地許たの源事公			
元方可めに業等特共			
利償さ発充費特共			

年			
度	国庫		
に	庫の		
おける	補助金、		
償還額			

利く業地発一業償防置高和の事業等公			
償。償設行年にを等償に二建業等る補			
還にび及沈を度係除。発十設。業地行一事失も助金、			
金係るび下許等可ら負償艦を特業業の			
昭発対さ昭和土策れ国特等さら事付負			
和土策れ和土三充の発対れ昭経業て担金を			
三じ事た三充の発対れ昭経業て担金を			
十よ業地十充の発対れ昭経業て担金を			
六ら償、償度特可ら負償艦を特業業の			
年対緊、償度特可ら負償艦を特業業の			
度発緊特等可ら負償艦を特業業の			
に事急別で昭和公発緊特等可ら負償艦を特業業の			
お業砂措の間二共事急別で昭和公発緊特等可ら負償艦を特業業の			
け償防置高和の事急別で昭和公発緊特等可ら負償艦を特業業の			
る元除事償に十事業砂措の昭設共に			

円			

11　次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格／受けようとする免許状の種類	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
高等学校において家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習を担任する教諭二級普通免許状	イ　大学に二年以上在学し、第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	三	一〇
	ロ　高等学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	六	一〇
	ハ　九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有すること。	三	一〇

備考

一　第五条第一項別表第一備考第一号並びに第六条第二項別表第三備考第一号及び第三号の規定は、この表の場合について準用する。

二　第三欄に掲げる「高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手（文部省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

三　九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、ハの項中「九年以上」とあるのは、「九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

12　前項の表ハの項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、同表第一欄に掲げる高等学校教諭二級普通免許状を授与する場合については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。同項の規定による教育職員検定により当該二級普通免許状の授与を受けた者に、当該免許状に係る教科の高等学校教諭一級普通免許状を授与する場合についても、同様とする。

13　第五条第一項別表第一の規定により工業の教科について高等学校教諭免許状

の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する専門科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する専門科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

別表第一の備考第三号中「理科」の下に「、技術」を加え、「図画工作」を「美術」に、「図画、工作」を「美術、工芸」に改め、同表の備考第四号中「図画工作」を「美術」に、「音楽、図画、工作」を「数学、理科、音楽、美術、工芸」に改める。

別表第三の所要資格の項第三欄中「学校の教員」の下に「（二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、これらに相当する盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教員を含む。）」を加える。

別表第六の備考に次の一号を加える。

三　第三欄に掲げる養護教諭又は養護助教諭には、当分の間、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則中「ろう学校」を「聾学校」に、「但書」を「ただし書」に改める。

附則第五項の表の備考第一号中「新法附則第五項」を「新法附則第六項」に改め、同表の備考に次の一号を加える。

七　所要資格の項第三欄に掲げる教員（養護教諭二級普通免許状に係る者に限る。）には、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

附則第十八項中「新法附則第八項」を「新法附則第九項」に、「且つ」を「かつ」に改める。

附則第十九項中「新法附則第八項」を「新法附則第九項」に改める。

附則第二十四項中「各部の教諭」の下に「（講師を含む。）」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法第四条第五項第一号の改正規定、同法附則第三項の改正規定、同法附則第三項の次に一項を加える改正規定、同法別表第一の備考第三号及び第四号の改正規定（中学校教諭免許状に係る教科の改正に関する部分に限る。）並びに附則第二項、附則第四項、附則第六項及び附則第七項の規定（以下「中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定」という。）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2　中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現にこの法律による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）若しくは教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号。以下「施行法」という。）の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の交付を受けている者は、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、この法律による改正後の教育職員免許法（以下「新

法」という。）若しくは施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けた者とみなし、その者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画工作の教科についての中学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術の教科についての中学校の教員の免許状とみなす。

3　この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画若しくは工作の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画若しくは工作の教科の教授を担任する者は、この法律の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、新法若しくは施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、その者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科についての高等学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術若しくは工芸の教科についての高等学校の教員の免許状とみなす。

4　中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。以下「改正法」という。）附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭（講師を含む。以下この項、次項及び附則第七項において同じ。）の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作の教科の教授を担任しているものは、新法に規定する美術の教科の教授を担任することができるものとする。

5　この法律の施行の際、改正法附則第二項若しくは附則第四項の規定により高等学校の教諭の職にある者で、現に旧法に規定する図画又は工作の教科の教授を担任しているものは、それぞれ、新法に規定する美術又は工芸の教科の教授を担任することができるものとする。

6　中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の交付を受けている者で、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものには、新法第五条第一項本文の規定にかかわらず、同法に規定する技術の教科についての中学校教諭二級普通免許状を授与することができる。

7　中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、改正法附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作又は職業の教科の教授を担任しているもののうち、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、新法に規定する技術の教科の教授を担任することができるものとする。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第百二十三号（昭三六・六・一〇）

◎商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律

商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成（第五十六条）」を

「第二章の二　商工会連合会
第一節　通則（第五十五条の二―第五十五条の七）
第二節　事業（第五十五条の八・第五十五条の九）
第三節　会員（第五十五条の十―第五十五条の十三）
第四節　設立（第五十五条の十四・第五十五条の十五）
第五節　管理（第五十五条の十六―第五十五条の十八）
第三章　商工会等の行なう小規模事業者のための事業の助成（第五十六条）」

に改める。

第一条中「商工会を設け」を「商工会及び商工会連合会を設け」に、「商工会議所」を「商工会連合会並びに商工会議所」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　商工会連合会

第一節　通則

（目的）

第五十五条の二　商工会連合会（以下「連合会」という。）は、商工会の健全な発達を図り、もつて商工業の振興に寄与することを目的とする。

（種類）

第五十五条の三　連合会は、都道府県商工会連合会（以下「都道府県連合会」という。）及び全国商工会連合会（以下「全国連合会」という。）とする。

（人格）

第五十五条の四　連合会は、法人とする。

（名称）

第五十五条の五　連合会は、次の名称を用いなければならない。

一　都道府県連合会にあつては、その地区の都道府県の名称を冠する商工会連合会

二　全国連合会にあつては、全国商工会連合会又は全国商工会連合会という名称を用いてはならない。

（数）

第五十五条の六　都道府県連合会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

2　全国連合会は、全国を通じて一個とする。

（準用）

第五十五条の七　第六条、第九条及び第十条の規定は、連合会について準用する。

第二節　事業

（事業の範囲）

第五十五条の八　都道府県連合会は、第五十五条の二の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

一　商工会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうこと。

二　商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三　商工業に関する調査研究を行なうこと。

四　展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行なうこと。

五　商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行なうこと。

六　関係経済団体との提携又は連絡を行なうこと。
七　商工会の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。
八　行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
九　前各号に掲げるもののほか、都道府県連合会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

2　全国連合会は、第五十五条の二の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。
一　都道府県連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうこと。
二　都道府県連合会の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。
三　前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号に掲げる事業
四　前各号に掲げるもののほか、全国連合会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。

（準用）

第五十五条の九　第十二条の規定は、連合会について準用する。

第三節　会員

（資格）

第五十五条の十　都道府県連合会の会員たる資格を有する者は、その地区内に主たる事務所を有する商工会とする。

2　全国連合会の会員たる資格を有する者は、都道府県連合会とする。

（加入）

第五十五条の十一　都道府県連合会は、会員たる資格を有する者が都道府県連合会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

2　都道府県連合会は、全国連合会が成立したときは、すべてその会員となる。全国連合会が成立した後において成立した都道府県連合会についても、同様とする。

（脱退）

第五十五条の十二　都道府県連合会の会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて連合会を脱退することができる。

2　全国連合会の会員は、解散によつて脱退する。

（準用）

第五十五条の十三　第十五条から第十八条までの規定は、連合会の会員について準用する。

第四節　設立

（発起人）

第五十五条の十四　都道府県連合会を設立するには、その会員になろうとする五以上の商工会が発起人となることを要する。

2　全国連合会を設立するには、その会員になろうとする五以上の都道府県連合会が発起人となることを要する。

（準用）

第五十五条の十五　第二十二条から第二十七条までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第二十三条第二項第二号中「第十三条本文に規定する者の二分の一以上」とあるのは「都道府県連合会にあつては第五十五条の十第一項に規定する者の二分の一以上、全国連合会にあつては同条第二項に規定する者の二十五以上」と、同項第三号中「その地区内の商工業の総合的な改善発達」とあるのは「商工会の健全な発達」と読み替えるものとする。

第五節　管理等

（定款）

第五十五条の十六　連合会の定款には、次の事項（全国連合会にあつては、第五号の事項を除く。）を記載しなければならない。
一　目的
二　名称
三　事業
四　事務所の所在地
五　会員の加入及び脱退に関する事項
六　会員の権利及び義務に関する事項
七　会費に関する事項
八　役員に関する事項
九　総会に関する事項
十　経理に関する事項
十一　事業年度
十二　公告の方法

（役員）

第五十五条の十七　連合会に、役員として、会長一人、副会長五人以内、理事二十人以内（全国連合会にあつては、十人以内）及び監事三人以内を置く。

2　都道府県連合会の役員は、その会員たる商工会の会員（法人にあつては、その役職員）でなければならない。ただし、理事は、都道府県連合会の運営上特に必要がある場合には、その定数の十分の一以内に限り、その会員になろうとする商工会の会員（法人にあつては、その役職員）であることを要しない。

3　都道府県連合会の役員については準用第四十一条から第四十五条まで、第四十六条（全国連合会については、第三号を除く。）及び第四十七条の規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第二十三条第二項」とあるのは「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項第二号」と読み替えるものとする。

4　第四十一条から第四十五条まで、第四十六条（全国連合会については、第三号を除く。）及び第四十七条の規定は、連合会の総会について準用する。この場合において、第四十四条第四項中「第二十三条第二項」とあるのは「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項第二号」と読み替えるものとする。

5　第四十九条、第五十条並びに第五十一条第一項、第二項及び第五項の規定は、連合会の監督について準用する。この場合において、同条第二項中「第二十三条第二項第二号」とあるのは「第五十五条の十五において準用する第二十三条第二項第二号」と、同条第五項中「第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第三項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長」とあるのは「都道府県連合会に対し第五十五条の十八第五項において準用する第五十一条第一項又は第二項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び全国連合会」と読み替えるものとする。

6　前章第七節の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。

第五十六条中「又は商工会議所」を「若しくは商工

会議所」に、「又は技術の改善発達のための事業の実施に要する経費」を「若しくは技術の改善発達のための事業（以下「経営改善普及事業」という。）の実施に要する経費又は経営改善普及事業に関し都道府県連合会が商工会を指導するのに要する経費」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国は、政令で定めるところにより、全国連合会に対し、予算の範囲内において、経営改善普及事業に関し全国連合会が商工会及び都道府県連合会を指導するのに要する経費の一部を補助することができる。

第六十二条中「第二十三条第一項」の下に「（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十三条中「第五十条第一項」及び「同項」の下に「（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）」を、「商工会」の下に「又は連合会」を加える。

第六十五条中「商工会」の下に「又は連合会」を加え、同条第一号中「第九条第一項」の下に「（第五十五条の七において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第三十七条」及び「第三十八条」の下に「（第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は第三十九条後段」を「、第三十九条後段（第五十五条の十八第三項において準用する場合を含む。）又は第五十五条の十一第一項」に改め、同条第三号中「第二十二条第六項」及び「第二十七条」の下に「（第五十五条の十五において準用する場合を含む。）」を、「第四十七条」の下に「（第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。）」を、「第五十五条」の下に「（第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第四十四条第二項」の下に「（第五十五条の十八第四項において準用する場合を含む。）」を、同条第五号中「第四十九条第一項」の下に「（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）」を、「第五十二条第二項」の下に「（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第六号中「第四十条第二項」及び「同項」の下に「（第五十五条の十八第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号中「第五十五条」の下に「（第五十五条の十八第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十六条中「第五条第二項」の下に「又は第五十五条の五第二項」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に商工会連合会という名称を用いている者は、この法律の施行後一年以内に、その名称を変更しなければならない。

2　改正後の商工会の組織等に関する法律（以下「新法」という。）第五十五条の五第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

（社団法人の都道府県商工会連合会への転移）

第三条　この法律の施行の際現に存する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、新法第五十五条の二に規定する目的を有し、新法第五十五条の八第一項各号に掲げる事業を主たる事業として行なつており、かつ、新法第五十五条の十第一項に規定する者を主たる構成員としているもの（以下「社団法人」という。）は、この法律の施行の日から起算して一年以内に、総会の決議により、その総資産をもつて、新法の規定に従い、都道府県商工会連合会を設立することができる。

2　民法第六十九条本文の規定は、前項の決議について

て準用する。

3　第一項の規定により設立された都道府県商工会連合会は、当該社団法人の権利義務（当該社団法人がその行なう事業に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

4　第一項の規定により都道府県商工会連合会を設立する場合には、当該社団法人は、当該都道府県商工会連合会の成立の時に解散する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

5　前項の規定により社団法人が解散した場合におけるその解散の登記については、政令で定める。

第四条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「商工会」の下に「、商工会連合会」を加える。

（所得税法の一部改正）

第五条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

（法人税法の一部改正）

第六条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

（地方税法の一部改正）

第七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「商工会」の下に「及び商工会連合会」を加える。

（商工会議所法の一部改正）

第八条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十六条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

（商工会議所の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に改正前の商工会議所法第六十六条第二項の規定により日本商工会議所の会員である商工会議所に準ずる団体の日本商工会議所の会員たる資格については、なお従前の例による。

（法務・大蔵・通商産業・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百二十四号（昭三六・六・一〇）

◎愛知用水公団法の一部を改正する法律

愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「木曾川水系の水資源を」を「木曾川水系及び豊川水系の水資源をそれぞれ」に改める。

第七条を次のように改める。

（役員）

第七条　公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第八条第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項及び第三項中「副総裁」を「副理事長」に、「総裁」を「理事長」に改める。

第九条第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項中「副総裁」を「副理事長」に、「総裁」を「理事長」に改める。

第十条第一項中「五年」を「三年」に改める。

第十二条中「総裁」を「理事長」に改める。

第十四条及び第十五条中「総裁」を「理事長」に、

「副総裁」を「副理事長」に改める。

第十六条中「総裁」を「理事長」に改める。

第十八条第一項第一号中「岐阜県」の下に「、静岡県」を加え、同号ロの次に次のように加える。

ハ　埋立て又は干拓

第十八条第一項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第一号ハの事業（以下「埋立干拓事業」という。）の施行によつて造成されるべき埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地」という。）の処分を行なうこと。

第十八条の次に次の一条を加える。

（国営土地改良事業等の承継）

第十八条の二　愛知用水公団法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十四号）の施行の際現に国が前条第一項第一号の区域のうち豊川水系に係る区域（以下「豊川事業区域」という。）内において工事を施行している土地改良事業は、当該区域に係る事業実施計画につき第二十一条第十一項の規定による告示があつた日の翌日に公団の事業となるものとする。

2　愛知用水公団法の一部を改正する法律の施行の際現に県が豊川事業区域内において工事を施行している土地改良事業であつて、当該区域に係る第二十条第一項の事業基本計画が定められる前に当該県から農林大臣に当該土地改良事業を公団において実施すべき旨の申し出があり、かつ、農林大臣が当該事業を公団において実施することが適当であると認めたものは、当該区域に係る事業実施計画につき第二十一条第十一項の規定による告示のあつた日の翌日に公団の事業となるものとする。

第十九条第一項中「前条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、「手続に従い」の下に「、同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域（以下「木曾川事業区域」という。）及び豊川事業区域ごとに」を加え、同条第二項第三号中「所在及び面積」の下に「（埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の所在及び面積）」を加え、同項第四号中「現況」の下に「（埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の現況）」を加え、同項第五号中「開発計画」の下に「（埋立干拓事業にあつては、埋立予定地の開発計画）」を加え、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条第四項中「前条第一項第三号」を「第十八条第一項第三号」に改める。

第二十条第一項中「事業につき」の下に「、木曾川事業区域及び豊川事業区域ごとに」を加え、同条第二項第二号中「開発計画に関する事項」の下に「（埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の区域及び現況並びに埋立予定地の開発計画に関する事項）」を加える。

第二十一条第十三項中「第二十一条第一項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（埋立予定地の処分）

第二十三条の二　公団は、埋立予定地の処分をしようとするときは、政令で定めるところにより、その事業の完了前、農林大臣の認可を受けて土地配分計画を定め、これに基づき、埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。

2　前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第四項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、農林省令で定める手続により、配分申込書を公団に提出しな

ければならない。

3　公団は、政令で定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者で農業に精進する見込みのあるもののうちから適当と認められる者を選定し、その者に次の事項を記載した配分通知書を交付する。

一　配分を受ける者の氏名又は名称及び住所

二　配分する埋立予定地の所在の場所及び面積

三　配分の条件

四　その他農林省令で定める事項

4　前項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る埋立干拓事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき公団の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その公団の所有権は、消滅する。

5　前項の完了の期日は、同項前段に規定する地域に係る埋立て又は干拓について公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条の竣（しゅん）功認可のあつた日とする。

第二十四条第一項中「第三号までの事業」の下に「（埋立干拓事業を除く。）」を、「その事業に要する費用」の下に「（第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業にあつては、公団の事業となる日までに当該事業につき国が要した費用を含む。以下第二十七条において同じ。）」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「組合員である場合」の下に「又は前項に規定する者が当該事業の施行によつて造成される土地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合」を加え、「同項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公団は、政令で定めるところにより、前条第四項の規定により埋立干拓事業の施行によつて造成される土地の所有権を取得した者に対し、その事業に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。

第二十五条第一項中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二十六条中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に改める。

第二十八条中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第三十三条の二　公団は、木曾川事業区域の事業に係る経理及び豊川事業区域の事業に係る経理を区分して整理しなければならない。

第三十四条の見出しを「（借入金及び愛知用水公団債券）」に改め、同条に次の六項を加える。

5　公団は、次条第一項に規定する場合のほか、農林大臣の認可を受けて、愛知用水公団債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

6　債券の債権者及び公団に対して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8　公団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に

関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10　第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条の見出しを削る。

第三十六条の見出し中「貸付」を「貸付け等」に改め、同条中「貸付をすることができる。」を「貸付けをし、又は債券の引受けをすることができる。」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

3　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第三十四条第五項の認可を受けて公団の発行する債券に係る債務について保証契約をすることができる。

第三十八条中「長期借入金」の下に「及び債券」を加える。

第四十三条第一号中「若しくは第三項ただし書」を「、第三項ただし書、第五項若しくは第八項」に改める。

第五十条の次に次の二条を加える。

（権利及び義務の承継）

第五十条の二　第十八条の二第一項の規定により国営土地改良事業が公団の事業となる場合においては、当該事業に関し、公団の事業となる時において国が有する権利及び義務（当該事業に関する特定土地改良工事特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含み、農地法第六十一条各号に掲げる土地等及び農地法施行法第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地等に係る権利を除く。）は、その時において公団が承継する。

2　第十八条の二第二項の規定により県営土地改良事業が公団の事業となる場合においては、当該事業に関し、公団の事業となる時において当該県が有する権利及び義務の公団への承継については、当該県と公団とが協議して定めるものとする。

（国庫納付金）

第五十条の三　公団は、政令で定めるところにより、第十八条の二第一項の規定により公団の事業となつた事業につき第二十四条第一項又は第三項の規定により徴収した賦課金の額のうち、公団の事業となる日までに当該事業につき国が要した費用の一部に相当する額を国庫に納付しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章に係る改正規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（役員の任期の特例）

2　前項ただし書の政令で定める日の前日において現に在任する愛知用水公団の役員の任期は、その日に満了したものとみなす。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業・建設・自治大臣署名）

法律第百二十五号（昭三六・六・一二）

◎防衛庁設置法の一部を改正する法律

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「統合幕僚会議（第二十五条―第二十八条）」を「統合幕僚会議（第二十五条―第二十八条の二）」に改める。

第七条第一項中「二十五万四千七百九十九人」を「二十六万八千三百三十三人」に改め、同条第二項中「十七万人」を「十七万千五百人」に、「二万七千六百六十七人」を「三万二千九十七人」に、「三万三千二百二十五人」を「三万八千三百三十七人」に、「二十三万九百三十五人」を「二十四万二千九人」に改める。

第二十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「指揮命令の」の下に「基本及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五　自衛隊法第二十二条第一項の規定により編成された特別の部隊で陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成るものの行動についての長官の指揮命令に関すること。

第二十六条に次の一項を加える。

2　統合幕僚会議は、前項に規定する事務のほか、統合幕僚学校を管理する。

第二十八条中第五項を第六項とし、同条第四項中「事務局長の外」を「事務局長のほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「統合幕僚会議」を「事務局」に、「つかさどる」を「掌理する」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　事務局においては、統合幕僚会議の事務及び自衛隊法第二十二条第三項の規定により議長の行なう職務に関する事務をつかさどる。

第二章第二節第三款中第二十八条の次に次の一条を加える。

（統合幕僚学校）

第二十八条の二　統合幕僚会議に、統合幕僚学校を附置する。

2　統合幕僚学校は、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行なうとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行なう機関とする。

3　統合幕僚学校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。

4　校長は、校務を掌理する。

5　統合幕僚学校に、校長のほか、自衛官、事務官その他所要の職員を置く。

6　統合幕僚学校は、東京都に置く。

7　統合幕僚学校の内部組織については、総理府令で定める。

第三十三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、防衛大学校は、同項の教育訓練を修了した者その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行なう。

第三十八条第二項中「学生」の下に「（第三十三条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）」を加える。

附　則

1　この法律中目次の改正規定、第二十六条に一項を加える改正規定及び第二章第二節第三款中第二十八条の次に一条を加える改正規定は昭和三十六年八月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

2　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「以下「学生」という」を「防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十三条第一項の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という」に改める。

（内閣総理大臣署名）

法律第百二十六号（昭三六・六・一二）

◎自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「管区隊、混成団」を「師団」に改め、ただし書を削り、同条第三項中「管区隊」を「師団」に、「管区総監部」を「師団司令部」に改め、同条第四項を削る。

第十二条（見出しを含む。）中「管区総監」を「師団長」に、「管区隊」を「師団」に改める。

第十二条の二を削る。

第十三条（見出しを含む。）中「、管区隊及び混成団」を「及び師団」に、「、管区総監部及び混成団本部」を「及び師団司令部」に改める。

第十四条中「、管区隊及び混成団」を「及び師団」に改める。

第十五条第一項中「地方隊」の下に「、教育航空集団」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。

第十五条第四項中「練習隊群」を「練習艦隊」に、「練習隊群司令部」を「練習艦隊司令部」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「、警戒隊」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　教育航空集団は、教育航空集団司令部及び教育航空群その他の直轄部隊から成る。

第十五条第二項中「護衛隊群」を「護衛艦隊、航空集団」に、「及び護衛隊群以外の部隊」を「、護衛艦隊及び航空集団以外の部隊」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3　護衛艦隊は、護衛艦隊司令部及び護衛隊群その他の直轄部隊から成る。

4　航空集団は、航空集団司令部及び航空群から成る。

第十六条（見出しを含む。）中「自衛艦隊司令」を「自衛艦隊司令官」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（護衛艦隊司令官）

第十六条の二　護衛艦隊の長は、護衛艦隊司令官とする。

2　護衛艦隊司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、護衛艦隊の隊務を統括する。

（航空集団司令官）

第十六条の三　航空集団の長は、航空集団司令官とする。

2　航空集団司令官は、自衛艦隊司令官の指揮監督を受け、航空集団の隊務を統括する。

第十七条の二（見出しを含む。）中「練習隊群司令」を「練習艦隊司令官」に、「練習隊群」を「練習艦隊」に改め、同条を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（教育航空集団司令）

第十七条の二　教育航空集団の長は、教育航空集団司令とする。

2　教育航空集団司令は、長官の指揮監督を受け、教育航空集団の隊務を統括する。

第十八条中「自衛艦隊」の下に「、護衛艦隊、航空集団」を、「地方隊」の下に「、教育航空集団」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。

第二十条第一項中「航空団」の下に「、保安管制気象団」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　保安管制気象団は、保安管制気象団司令部及び保安管制群、気象群その他の直轄部隊から成る。

第二十条の二（見出しを含む。）中「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める。

第二十条の三（見出しを含む。）中「飛行教育集団司令」を「飛行教育集団司令官」に改める。

第二十条の四（見出しを含む。）中「航空方面隊司令」を「航空方面隊司令官」に、「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める。

第二十条の五第二項中「飛行教育集団司令」を「飛行教育集団司令官」に、「航空方面隊司令」を「航空方面隊司令官」に改める。

第二十条の七中「航空団」の下に「、保安管制気象団」を加え、同条を第二十条の八とし、第二十条の六を第二十条の七とし、第二十条の五の次に次の一条を加える。

（保安管制気象団司令）

第二十条の六　保安管制気象団の長は、保安管制気象団司令とする。

2　保安管制気象団司令は、長官の指揮監督を受け、保安管制気象団の隊務を統括する。

第二十一条の見出しを「（航空総隊等の名称等）」に改め、同条第一項中「航空団及び管制教育団」を「航空団、保安管制気象団及び管制教育団（以下「航空総隊等」という。）」に改め、「航空団司令部」の下に「、保安管制気象団司令部」を、「管制教育団司令部」の下に「（以下「航空総隊司令部等」という。）」を加え、同条第二項中「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団並びに航空総隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部を増置し」を「航空総隊等及び航空総隊司令部等を増置し」に、「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称並びに航空総隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部の名称及び所在地」を「航空総隊等の名称並びに航空総隊司令部等の名称及び所在地」に改める。

第二十二条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により編成された部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の行動についての長官の指揮は、統合幕僚会議の議長を通じて行なうものとし、これに関する長官の命令は、統合幕僚会議の議長が執行する。

第二十四条第一項中「、海上自衛隊又は航空自衛隊については」を削り、第四号を第五号とし、第三号を

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　補給統制処

第二十六条第三項中「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改め、同条に次の一項を加える。

4　政令で定める補給処の処長がその処務を掌理するに当たつては、補給統制処の処長の統制に従わなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（補給統制処）

第二十六条の二　補給統制処においては、前条第四項の政令で定める補給処の行なう同条第一項の事務に関する統制業務を行なう。

2　補給統制処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

3　処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。

第二十七条第三項中「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める。

第二十八条中「管区総監、混成団長」を「師団長」に、「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める。

第三十三条中「以下「学生」という」を「防衛庁設置法第三十三条第一項の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という」に改める。

第六十六条第二項中「一万五千人」を「一万七千人」に改める。

第百条の二の次に次の一条を加える。

（運動競技会に対する協力）

第百条の三　長官は、関係機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、国際的若しくは全国的規模又はこれらに準ずる規模で開催される政令で定める運動競技会の運営につき、政令で定めるところにより、役務の提供その他必要な協力を行なうことができる。

第百一条中「航空標識所」を「航空交通管制本部」に改める。

別表第一を次のように改める。

方面隊及び師団の名称	方面総監部及び師団司令部	
	名称	所在地
北部方面隊	北部方面総監部	札幌市
東北方面隊	東北方面総監部	仙台市
東部方面隊	東部方面総監部	東京都
中部方面隊	中部方面総監部	伊丹市
西部方面隊	西部方面総監部	熊本市
第一師団	第一師団司令部	東京都
第二師団	第二師団司令部	旭川市
第三師団	第三師団司令部	伊丹市
第四師団	第四師団司令部	福岡県筑紫郡春日村
第五師団	第五師団司令部	帯広市
第六師団	第六師団司令部	東根市
第七師団	第七師団司令部	千歳市
第八師団	第八師団司令部	熊本市
第九師団	第九師団司令部	青森市
第十師団	第十師団司令部	守山市
第十一師団	第十一師団司令部	北海道札幌郡豊平町
第十二師団	第十二師団司令部	群馬県北群馬郡榛東村
第十三師団	第十三師団司令部	広島県安芸郡海田町

別表第二中「青森県下北郡大湊町」を「むつ市」に改める。

別表第三中「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称」を「航空総隊等の名称」に、「航空総隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部」を「航空総隊司令部等」に、「中部航空方面隊―中部航空方面隊司令部―埼玉県入間郡武蔵町」を「中部航空方面隊―西部航空方面隊司令部―福岡県筑紫郡春日町」に、「第五航空団―第五航空団司令部―宮城県桃生郡矢本町」を「第五航空団―輸送航空団―輸送航空団司令部―境港市」に、「第五航空団司令部　宮崎県児湯郡新富町　第六航空団司令部　小松市　第七航空団司令部　宮城県桃生郡矢本町　輸送航空団司令部　境港市　保安管制気象団司令部　東京都」を「第五航空団　第六航空団　第七航空団　輸送航空団　保安管制気象団」に改める。

附　則

1　この法律中第十五条第一項及び第十八条の改正規定（「警戒隊」を「練習隊群」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に、「練習艦隊」を「練習隊群」に改める部分に限る。）、第十六条の改正規定、第十七条の二の改正規定（「練習隊群司令部」を「練習艦隊」に、「練習艦隊」を「練習隊群司令部」に改める部分に限る。）、第二十条の二から第二十条の五まで、第二十二条、第二十六条第三項及び第二十七条第三項の改正規定、第二十八条の改正規定（「航空総隊司令」を「航空総隊司令官」に改める部分に限る。）、第三十三条及び第六十六条の改正規定、第百条の二の次に一条を加える改正規定並びに第百一条、第百十六条の三及び別表第二の改正規定は公布の日から施行し、その他の部分は公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、この法律による改正後の自衛隊法（以下「新法」という。）別表第一中第四師団、第六師団、第七師団、第八師団及び第九師団に係る部分は、この法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日（以下「指定日」という。）までの間は、適用しない。

2　前項の政令で定めるこの法律の別表第一の改正規定（「警戒隊」を「練習艦隊」に改める部分に限る。）、第十五条第三項の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第十五条第四項の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第十八条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第十九条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二十一条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二十六条第四項の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二十七条第四項の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第五十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第五十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第五十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第五十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第五十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第五十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第五十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第五十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第五十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第五十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第六十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第六十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第六十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第六十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第六十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第六十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第六十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第六十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第六十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第六十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第七十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第七十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第七十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第七十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第七十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第七十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第七十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第七十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第七十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第七十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第八十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第八十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第八十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第八十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第八十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第八十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第八十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第八十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第八十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第八十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第九十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第九十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第九十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第九十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第九十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第九十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第九十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第九十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第九十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第九十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百二十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百二十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百二十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百二十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百二十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百二十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百二十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百二十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百二十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百二十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百三十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百三十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百三十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百三十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百三十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百三十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百三十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百三十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百三十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百三十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百四十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百四十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百四十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百四十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百四十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百四十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百四十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百四十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百四十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百四十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百五十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百五十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百五十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百五十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百五十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百五十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百五十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百五十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百五十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百五十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百六十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百六十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百六十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百六十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百六十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百六十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百六十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百六十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百六十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百六十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百七十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百七十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百七十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百七十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百七十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百七十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百七十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百七十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百七十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百七十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百八十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百八十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百八十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百八十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百八十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百八十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百八十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百八十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百八十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百八十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百九十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百九十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百九十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百九十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百九十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百九十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百九十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百九十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第百九十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第百九十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百二十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百二十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百二十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百二十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百二十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百二十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百二十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百二十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百二十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百二十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百三十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百三十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百三十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百三十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百三十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百三十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百三十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百三十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百三十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百三十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百四十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百四十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百四十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百四十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百四十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百四十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百四十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百四十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百四十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百四十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百五十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百五十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百五十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百五十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百五十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百五十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百五十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百五十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百五十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百五十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百六十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百六十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百六十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百六十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百六十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百六十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百六十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百六十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百六十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百六十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百七十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百七十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百七十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百七十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百七十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百七十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百七十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百七十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百七十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百七十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百八十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百八十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百八十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百八十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百八十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百八十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百八十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百八十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百八十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百八十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百九十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百九十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百九十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百九十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百九十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百九十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百九十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百九十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第二百九十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第二百九十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百二十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百二十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百二十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百二十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百二十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百二十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百二十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百二十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百二十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百二十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百三十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百三十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百三十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百三十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百三十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百三十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百三十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百三十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百三十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百三十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百四十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百四十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百四十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百四十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百四十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百四十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百四十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百四十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百四十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百四十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百五十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百五十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百五十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百五十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百五十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百五十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百五十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百五十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百五十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百五十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百六十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百六十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百六十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百六十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百六十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百六十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百六十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百六十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百六十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百六十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百七十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百七十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百七十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百七十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百七十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百七十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百七十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百七十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百七十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百七十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百八十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百八十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百八十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百八十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百八十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百八十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百八十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百八十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百八十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百八十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百九十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百九十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百九十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百九十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百九十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百九十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百九十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百九十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第三百九十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第三百九十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四百一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四百三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四百五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四百七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四百九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四百十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四百十三条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百十四条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四百十五条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百十六条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四百十七条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百十八条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四百十九条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百二十条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群」に改める。）、第四百二十一条の改正規定（「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。）、第四百二十二条の改正規定（「練習艦隊」を「練習隊群

定の施行の日（以下「別表第一の施行日」という。）から前項の指定日までの間は、新法第十条、第十二条、第十三条、第十四条、第二十八条及び別表第一の規定にかかわらず、この法律による改正前の自衛隊法（以下「旧法」という。）別表第一に掲げる第四管区隊及び第六管区隊並びに第七混成団、第八混成団及び第九混成団は、旧法第十条第三項又は第四項に規定する管区隊又は混成団としてなお存続するものとする。この場合において、旧法第十条第三項及び第四項、第十二条、第十二条の二、第十三条、第二十八条並びに別表第一中第四管区隊及び第六管区隊並びに第七混成団、第八混成団及び第九混成団に係る部分の規定は、当該管区隊又は混成団について、なおその効力を有する。

3　前項前段の規定によりなお存続するものとされる第七混成団本部の所在地は、同項後段の規定によりなお効力を有するものとされる旧法別表第一中第七混成団に係る部分の規定にかかわらず、政令で定める日以後は、千歳市とする。

4　別表第一の施行日から附則第一項の指定日までの間は、新法第十条第二項中「師団その他の直轄部隊」とあるのは、「師団その他の直轄部隊、師団、混成団その他の直轄部隊又は管区隊、混成団その他の直轄部隊」と読み替えるものとする。

（内閣総理大臣署名）

法律第百二十七号（昭三六・六・一二）

◎農業基本法

目次

前文
第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　農業生産（第八条―第十条）
第三章　農産物等の価格及び流通（第十一条―第十四条）
第四章　農業構造の改善等（第十五条―第二十二条）
第五章　農業行政機関及び農業団体（第二十三条・第二十四条）
第六章　農政審議会（第二十五条―第三十条）
附則

わが国の農業は、長い歴史の試練を受けながら、国民食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。また、農業従事者は、このような農業のにない手として、幾多の困苦に堪えつつ、その務めを果たし、国家社会及び地域社会の重要な形成者として国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきた。

われらは、このような農業及び農業従事者の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設にとつてきわめて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、近時、経済の著しい発展に伴なつて農業と他産業との間において生産性及び従事者の生活水準の格差が拡大しつつある。他方、農産物の消費構造にも変化が生じ、また、他産業への労働力の移動の現象が見られる。

このような事態に対処して、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、農業従事者の自由な意志と創意工夫を尊重しつつ、農業の近代化と合理化を図つて、農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようにすることは、農業及び農業従事者の使命にこたえるゆえんのものであるとともに、公共の福祉を念願するわれら国民の責務に属するものである。

ここに、農業の向うべき新たなみちを明らかにし、農業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章　総則

（国の農業に関する政策の目標）

第一条　国の農業に関する政策の目標は、農業及び農業従事者が産業、経済及び社会において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、農業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるように農業の生産性が向上すること及び農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができることを目途として、農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることにあるものとする。

（国の施策）

第二条　国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一　需要が増加する農産物の生産の増進、需要が減少する農産物の生産の転換、外国産農産物と競争関係にある農産物の生産の合理化等農業生産の選択的拡大を図ること。

二　土地及び水の農業上の有効利用及び開発並びに農業技術の向上によつて農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図ること。

三　農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化（以下「農業構造の改善」と総称する。）を図ること。

四　農産物の流通の合理化、加工の増進及び需要の増進を図ること。

五　農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正するように農産物の価格の安定及び農業所得の確保を図ること。

六　農業資材の生産及び流通の合理化並びに価格の安定を図ること。

七　近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保を図り、あわせて農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようにすること。

八　農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、生活改善、婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図ること。

2　前項の施策は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

（地方公共団体の施策）

第三条　地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

（財政上の措置等）

第四条　政府は、第二条第一項の施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

2　政府は、第二条第一項の施策を講ずるにあたつては、必要な資金の融通の適正円滑化を図らなければならない。

（農業従事者等の努力の助長）

第五条　国及び地方公共団体は、第二条第一項又は第三条の施策を講ずるにあたつては、農業従事者又は農業に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

（農業の動向に関する年次報告）

第六条　政府は、毎年、国会に、農業の動向及び政府が農業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2　前項の報告には、農業の生産性及び農業従事者の生活水準の動向並びにこれらについての政府の所見が含まれていなければならない。

3　第一項の報告の基礎となる統計の利用及び前項の向上及び農業生産の増大を図るため、前条第一項の報告の基礎となる統計の利用及び前項の政府の所見については、農政審議会の意見をきかなければならない。

（施策を明らかにした文書の提出）

第七条　政府は、毎年、国会に、前条第一項の報告に係る農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

第二章　農業生産

（需要及び生産の長期見通し）

第八条　政府は、重要な農産物につき、需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表しなければならない。この場合において、生産の長期見通しについては、必要に応じ、主要な生産地域についてもたてるものとする。

2　政府は、需給事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、前項の長期見通しを改定するものとする。

3　政府は、第一項の長期見通しをたて、又はこれを改定するには、農政審議会の意見をきかなければならない。

（農業生産に関する施策）

第九条　国は、農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業生産の増大を図るため、前条第一項の長期見通しを参酌して、農業生産及び開発、農業技術の高度化、資本装備の増大、農業生産の調整等必要な施策を講ずるものとする。

（農業災害に関する施策）

第十条　国は、災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

第三章　農産物等の価格及び流通

（農産物の価格の安定）

第十一条　国は、重要な農産物について、農業の生産条件、交易条件等に関する不利を補正する施策の重要な一環として、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮して、その価格の安定を図るため必要な施策を講ずるものとする。

2　政府は、定期的に、前項の施策につき、その実施の結果を公表しなければならない。

3　政府は、前項の規定による検討をするにあたつては、農政審議会の意見をきかなければならない。

（農産物の流通の合理化等）

第十二条　国は、需要の高度化及び農業経営の近代化を考慮して農産物の流通の合理化及び加工の増進並びに農業資材の生産及び流通の合理化を図るため、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下第十七条までにおいて「農業協同組合」と総称する。）が行なう販売、購買等の事業の発達改善、農産物取引の近代化、農業関連事業の振興、農業協同組合が出資者等となつている農産物の加工又は農業資材の生産の事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

（輸入に係る農産物との関係の調整）

第十三条　国は、農産物（加工農産物を含む。以下同じ。）につき、輸入に係る農産物に対する競争力を強化するため必要な施策を講ずるほか、農産物の輸入によつてこれと競争関係にある農産物の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあり、その結果その生産に重大な支障を与え又は与えるおそれがある場合において、その農産物につき、第十一条第一項の施策をもつてしてもその事態を是正することが困難であると認められるとき又は緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

（相続の場合の農業経営の細分化の防止）

第十四条　国は、自立経営たる又はこれにならうとする家族農業経営等が細分化することを防止するため、遺産の相続にあたつて従前の農業経営をなるべく共同相続人の一人が引き継いで担当することができるように必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の輸出の振興）

第十五条　国は、農産物の輸出を振興するため、輸出に係る農産物の競争力を強化するとともに、輸出取引の秩序の確立、市場調査の充実、普及宣伝の強化等必要な施策を講ずるものとする。

第四章　農業構造の改善等

（家族農業経営の発展と自立経営の育成）

第十六条　国は、家族農業経営を近代化してその健全な発展を図るとともに、できるだけ多くの家族農業経営が自立経営（正常な構成の家族のうちの農業従事者が正常な能率を発揮しながらほぼ完全に就業することができる規模の家族農業経営で、当該農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような所得を確保することが可能なものをいう。以下同じ。）になるように育成するため必要な施策を講ずるものとする。

（相続の場合の農業経営の細分化の防止）

第十七条　国は、家族農業経営の発展、農業の生産性の向上、農業所得の確保に資するため、生産行程についての協業を助長する方策として、農業協同組合が行なう共同利用施設の設置及び農作業の共同化の事業の発達改善等必要な施策を講ずることとともに、農業従事者が農地についての権利又は労力を提供し合い、協同して農業を営むことができるように農業従事者の協同組織の整備、農地についての権利の取得の円滑化等必要な施策を講ずるものとする。

（農地についての権利の設定又は移転の円滑化）

第十八条　国は、農地についての権利の設定又は移転が農業構造の改善に資することとなるように、農業協同組合が農地の貸付け又は売渡しに係る信託を引き受けることができるようにするとともに、その信託に係る事業の円滑化を図る等必要な施策を講ずるものとする。

（協業の助長）

第十九条　国は、家族農業経営の発展、農業の生産性の向上、農業所得の確保に資するため、生産行程についての協業を助長する方策として、農業協同組合が行なう共同利用施設の設置及び農作業の共同化の事業の発達改善等必要な施策を講ずるとともに、農業従事者が農地についての権利又は労力を提供し合い、協同して農業を営むことができるように農業従事者の協同組織の整備、農地についての権利の取得の円滑化等必要な施策を講ずるものとする。

（農地についての権利の設定又は移転の円滑化）

第二十条　国は、農地についての権利の設定又は移転が農業構造の改善に資することとなるように、農業協同組合が農地の貸付け又は売渡しに係る信託を引き受けることができるようにするとともに、その信託に係る事業の円滑化を図る等必要な施策を講ずるものとする。

（教育の事業の充実等）

第二十一条　国は、近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保並びに農業経営の近代化及び農業従事者の生活改善を図るため、教育、研究

及び普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（就業機会の増大）

第二十条　国は、家族農業経営に係る家計の安定に資するとともに農業従事者及びその家族がその希望及び能力に従つて適当な職業に就くことができるようにするため、教育、職業訓練及び職業紹介の事業の充実、農村地方における工業等の振興、社会保障の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

（農業構造改善事業の助成等）

第二十一条　国は、農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業構造の改善に関し必要な事業が総合的に行なわれるように指導、助成を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

（農業構造の改善と林業）

第二十二条　国は、農業構造の改善に係る施策を講ずるにあたつては、農業を営む者があわせて営む林業につき必要な考慮を払うようにするものとする。

第五章　農業行政機関及び農業団体

（農業行政に関する組織の整備及び運営の改善）

第二十三条　国及び地方公共団体は、第二条第一項又は第三条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（農業団体の整備）

第二十四条　国は、農業の発展及び農業従事者の地位の向上を図ることができるように農業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第六章　農政審議会

（設置）

第二十五条　総理府に、附属機関として、農政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第二十六条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第二十七条　審議会は、委員十五人以内で組織する。

2　委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第二十八条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第二十九条　審議会の庶務は、農林大臣官房において処理する。

（委任規定）

第三十条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

産業災害防止対策審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて産業災害防止対策に関する重要事項を調査審議すること。

を

産業災害防止対策審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて産業災害防止対策に関する重要事項を調査審議すること。
農政審議会	農業基本法（昭和三十六年法律第百二十七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百二十八号（昭三六・六・一三）

◎漁業生産調整組合法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　漁業生産調整組合
第一節　総則（第三条―第九条）
第二節　事業（第十条―第二十一条）
第三節　組合員（第二十二条―第二十九条）
第四節　設立（第三十条―第三十六条）
第五節　管理（第三十七条―第六十一条）
第六節　解散及び清算（第六十二条―第六十四条）
第七節　監督（第六十五条―第六十八条）
第三章　漁業生産活動の規制に関する命令（第六十九条―第七十八条）
第四章　雑則（第七十九条―第八十五条）
第五章　罰則（第八十六条―第九十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定の漁業で、その漁業を営む者

のうちに占める中小漁業者の数の割合がきわめて高く、かつ、その漁業の性質上その価格の変動が著しい多獲性の水産動物を目的とするものについて、その漁業を営む中小漁業者等が自主的に漁業生産活動を調整する組織を設けることができるようにするとともに、その自主的な調整だけでは十分でないと認められる場合に国がこれを補完する措置を講ずることができるようにすることにより、その中小漁業者等の経営の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「指定漁業」とは、一定の海域において多獲性の水産動物の採捕を目的とする漁業で、次の各号の要件のすべてを備え、かつ、時期的に過度の漁獲が行なわれることによりしばしばその漁獲物の価格が著しく低落し、その結果その漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがあるものとして、政令で指定するものをいう。

一　その漁業を営む者の総数の三分の二以上が中小漁業者であること。

二　その漁業に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者により行なわれていること。

2　この法律において「中小漁業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一　漁業を営む個人

二　漁業を営む漁業協同組合

三　漁業生産組合

四　漁業を営む法人（前二号に掲げる者を除く。）で、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項（漁船の定義）に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が千トン以下であるもの

第二章　漁業生産調整組合

第一節　総則

（法人格及び住所）

第三条 漁業生産調整組合（以下「組合」という。）は、法人とする。

2　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（原則）

第四条 組合は、次の要件のすべてを備えなければならない。

一　営利を目的としないこと。

二　組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三　組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

（名称）

第五条 組合は、その名称中に漁業生産調整組合という文字を用いなければならない。

2　組合でない者は、その名称中に漁業生産調整組合という文字を用いてはならない。

（設立）

第六条 組合は、指定漁業ごとに、指定漁業を営む者が設立することができるものとする。

2　組合は、指定漁業ごとに一個とする。

第七条 組合は、その組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となるとともに、その組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中小漁業者であり、かつ、総組合員の三分の二以上が中小漁業者であるものでなければ、設立することができない。

（組合員たる資格）

第八条 組合員たる資格を有する者は、定款で定める漁船を使用して行なう指定漁業（以下「資格漁業」という。）を営む者とする。

（登記）

第九条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節　事業

（事業）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行なうものとする。

一　組合員が行なう資格漁業に係る水産動物の採捕若しくはその採捕に係る水産動物の運搬に関する制限又はその採捕に係る水産動物の陸揚げに関する制限（次号の農林省令で定める事項を内容とするものを除く。）

二　前号に掲げる制限を実施した後においても、その資格漁業に係る指定漁業につき第二条第一項の規定による指定をする根拠となつた同項の事態（時期的に過度の漁獲が行なわれることによりしばしばその漁獲物の価格が著しく低落し、その結果その漁業を営む中小漁業者等の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある事態をいう。以下「第二条第一項の事態」という。）を克服することが著しく困難な場合におけるその組合員の採捕に係る水産動物の陸揚げに関する農林省令で定める事項を内容とするもの。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

三　前二号に掲げる制限に附帯する事業

2　組合は、前項の事業のほか、組合員に対し資格漁業に関する情報を提供する事業を行なうことができる。

3　組合は、組合員のために、第二条第一項の事態を克服するためにする組合協約を締結することができる。

（調整規程の認可）

第十一条 組合は、その実施しようとする前条第一項の事業（以下「調整事業」という。）に関し次の事項を定めた規程（以下「調整規程」という。）を設定し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　前条第一項第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間

二　前号の制限を実施するための検査の方法

三　手数料又は過怠金に関する事項

（調整規程の設定等の議決）

第十五条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

2　前項の議決は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

第十二条 農林大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をしてはならない。

一　第二条第一項の事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二　不当に差別的でないこと。

三　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

（調整規程の変更命令及び認可の取消し）

第十三条 農林大臣は、調整規程の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

（調整規程の廃止の届出）

第十四条 組合は、調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

ければならない。

3　調整規程の設定は、第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によつてすることができる。

（過怠金）

第十六条　組合は、調整規程で定めるところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

（検査員）

第十七条　組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施を検査するため、検査員を置くことができる。

（従業者に対する配慮）

第十八条　組合の組合員は、調整規程に従いその漁業生産活動を制限するに当たつては、その従業者に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。

（組合協約の交渉及び締結）

第十九条　次の各号の一に該当する者は、組合の代表者が、政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に関し第十条第三項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

一　組合の組合員と資格漁業に関し取引関係がある陸揚地水産物市場の卸売業者

二　組合の組合員と資格漁業に関し取引関係がある漁獲物運搬業者

三　組合の組合員たる資格を有する者で組合に加入していないもの

2　前項に規定する場合のほか、組合の組合員と資格漁業に関し取引関係がある事業者は、その取引条件について組合の代表者が政令で定めるところにより第十条第三項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、誠意をもつてその交渉に応ずるものとする。

3　組合の代表者は、調整規程が設定され又は変更される前にその案に係る調整事業に関し第一項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

4　農林大臣は、第一項の規定による申出が行なわれた場合において、その組合の組合員たる漁業者が営む資格漁業の経営の安定のため特に必要があると認めるときは、その組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に関し必要な勧告をすることができる。

（組合協約の効力）

第二十条　第十条第三項の組合協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項の組合協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2　第十条第三項の組合協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

3　組合の組合員が締結する契約で、その内容が第十条第三項の組合協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

（組合協約の認可等）

第二十一条　組合が、その行なう調整事業に関し第十九条第一項第三号に掲げる者と締結する第十条第三項の組合協約は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　農林大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　第二条第一項の事態を克服するため必要な最少限度をこえないこと。

二　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三　その組合協約又はその変更後の組合協約の定めによりその相手方が遵守すべきこととなる事項が、組合員が調整規程の定めにより遵守すべき事項と同一であること。

3　第一項の組合協約については、第十三条及び第十四条の規定を準用する。この場合において、第十三条中「前条各号」とあるのは「第二十一条第二項各号」と読み替えるものとする。

第三節　組合員

（議決権及び選挙権）

第二十二条　組合員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。

2　組合員は、定款で定めるところにより、第五十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4　代理人は、六人以上の組合員を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

（経費の賦課）

第二十三条　組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2　組合員は、前項の経費の支払いについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（負担金）

第二十四条　組合は、定款で定めるところにより、漁価安定基金に対する出資の財源にあてるため、組合員から負担金を徴収することができる。

（手数料）

第二十五条　組合は、定款で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（加入）

第二十六条　組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十七条　組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

（脱退）

第二十八条　組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。

2　前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

第二十九条　組合員は、次の原因によつて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

2　除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

一　調整規程に違反し、その他組合の目的の遂行に反する行為をした組合員

二　経費の支払いその他組合に対する義務を怠つた組合員

三　その他定款で定める事項に該当する組合員

3　除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四節　設立

（発起人）

第三十条　組合を設立するには、その組合員になろうとする十人以上の中小漁業者が発起人となることを要する。

（創立総会）

第三十一条　発起人は、定款を作成し、これを会議の目時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会議開催日の二週間前までにしなければならない。

3　発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4　創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出たものの二分の一以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6　創立総会については、第二十二条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（総会の決議の取消し又は無効）の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「漁業生産調整組合法第三十一条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「漁業生産調整組合法第三十一条第五項」と読み替えるものとする。

（設立の認可）

第三十二条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を農林大臣に提出して設立の認可を受けなければならない。

2　農林大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　第六条第一項の要件を備えており、かつ、当該指定漁業につき組合が設立されていないこと。

二　第七条の要件を備えていること。

三　設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。

四　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当であること。

（理事への事務の引継ぎ）

第三十三条　発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

（成立の時期）

第三十四条　組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（成立の届出）

第三十五条　組合は、成立の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

（商法の準用）

第三十六条　組合の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。

第五節　管理

（定款）

第三十七条　組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　事業

二　名称

三　事務所の所在地

四　組合員たる資格に関する規定

五　組合員の加入及び脱退に関する規定

六　経費の分担に関する規定

七　役員の定数及びその選挙に関する規定

八　事業年度

九　公告の方法

2　組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因を記載しなければならない。

（規約）

第三十八条　次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会又は総代会に関する規定

二　業務の執行及び会計に関する規定

三　役員に関する規定

四　組合員に関する規定

五　その他必要な事項

（役員）

第三十九条　組合に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3　役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4　理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員（法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者（法人を除き、組合員にならうとする法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。

5　理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

6　役員の選挙は、無記名投票によつて行なう。

7　投票は、一人につき一票とする。

8　役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員については、創立総会）において選任することができる。

（役員の変更の届出）

第四十条　組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

（役員の任期）

第四十一条　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（理事会）

第四十二条　組合の業務の執行は、理事会が決する。

第四十三条　理事会の議事は、理事の過半数が出席

し、その過半数で決する。

2　組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとすることができる。

（監事の兼職禁止）

第四十四条　監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

（理事の自己契約）

第四十五条　理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約）の規定を適用しない。

（理事の責任）

第四十六条　理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2　理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第四十八条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3　第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧等）

第四十七条　理事は、定款、規約、調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　加入の年月日

3　組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧等）

第四十八条　組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（役員の解任）

第五十条　組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2　前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、定款、規約又は調整規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3　第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等）

第四十八条　理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

い。

4　第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面の写を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5　前項の場合については、第五十三条第二項及び第五十四条の規定を準用する。

（商法等の準用）

第五十一条　理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条（欠員の場合の処置）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ二（取締役の義務）、第二百六十一条から第二百六十二条まで（会社代表）及び第二百七十二条（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第四十六条並びに商法第二百七十四条（報告を求め調査をする権限）及び第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）の規定を、理事会については、同法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）及び第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十八条第二項（同法第二百六十一条第三項において準用する場合を含む。）中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「漁業生産調整組合法第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

（総会の招集）

第五十二条　通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第五十三条　臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第五十四条　前条第二項の規定による請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に理事が総会の招集の手続をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

（総会の招集の手続）

第五十五条　総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

（通知又は催告）

第五十六条　組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあてればよい。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（総会の議決事項）

第五十七条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　規約の設定、変更又は廃止

三　毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

四　経費の賦課及び徴収の方法
五　第二十四条の負担金の負担及び徴収の方法
六　その他定款で定める事項

2　定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可については、第三十二条第二項の規定を準用する。

（総会の議事）

第五十八条　総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会において選任する。

3　議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4　総会においては、第五十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

（特別の議決）

第五十九条　次の事項は、総組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更
二　組合の解散
三　組合員の除名

（商法の準用）

第六十条　総会については、商法第二百三十一条（総会の招集の決定）、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（総会の決議の取消し又は無効）の規定を準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「漁業生産調整組合法第五十五条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「漁業生産調整組合法第五十九条」と読み替えるものとする。

（総代会）

第六十一条　組合員の総数が二百人をこえる組合は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2　総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、資格漁業に係る規模等に応じて公平に選挙されなければならない。

3　総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人をこえる組合にあつては、百人）を下つてはならない。

4　総代の選挙については、第三十九条第六項及び第七項の規定を準用する。

5　総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6　総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第二十二条第二項後段中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「六人」とあるのは「三人」と読み替えるものとする。

7　総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をし、又は組合の解散の議決をすることができない。

第六節　解散及び清算

（解散の原因）

第六十二条　組合は、次の原因によつて解散する。

一　総会の決議
二　組合の破産

三　定款で定める存立時期の満了又は解散の原因の発生
四　第六十七条第一項の規定による解散の命令
五　組合の資格漁業に係る指定漁業についての第二条第一項の規定による指定の廃止又は変更（政令で定める軽微な変更を除く。）

2　解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　組合は、第一項第三号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

（清算人）

第六十三条　組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（商法等の準用）

第六十四条　組合の解散及び清算については、商法第百十六条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条第二項及び第三項、第百三十一条、第四百十七条第二項、第四百十八条から第四百二十四条まで、第四百二十六条及び第四百二十七条（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条、第百三十八条及び第百三十八条ノ三（法人の清算の監督）の規定を、組合の清算人については、第四十二条から第四十九条まで、第五十三条第二項及び第五十四条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の義務）、第二百五十八条から第二百五十九条ノ三まで（欠員の場合の処置及び取締役会の招集）、第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴）、第二百七十二条（株主の差止請求権）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、同法第二百五十八条第二項（同法第二百六十一条第三項において準用する場合を含む。）中「裁判所」とあるのは「農林大臣」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「漁業生産調整組合法第六十四条ニ於テ準用スル同法第四十八条第二項」と、同法第四百十七条第二項中「前項」とあるのは「漁業生産調整組合法第六十三条」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

第七節　監督

（検査の請求）

第六十五条　組合員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合の業務又は会計が法令、定款、規約又は調整規程に違反する疑いがあることを理由として、農林大臣にその検査を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、農林大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

（必要措置命令）

第六十六条　農林大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年

以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（解散命令）

第六十七条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第六十八条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

第三章　漁業生産活動の規制に関する命令

（漁業生産活動の規制に関する命令）

第六十九条　農林大臣は、調整規程を定めて調整事業を行なつている組合の組合員たる資格を有する者で組合に加入していないものの当該資格漁業に係る漁業生産活動がその資格漁業に係る第二条第一項の事態の克服を阻害しており、又はその組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る漁業生産活動を自主的に調整することによつてはその資格漁業に係る第二条第一項の事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において、このような状態が継続することは、その組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、当該資格漁業に係る第十条第一項第一号に掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（解散命令）

第七十条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第七十一条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

第三章　漁業生産活動の規制に関する命令

（漁業生産活動の規制に関する命令）

第六十九条　農林大臣は、調整規程を定めて調整事業を行なつている組合の組合員たる資格を有する者で組合に加入していないものの当該資格漁業に係る漁業生産活動がその資格漁業に係る第二条第一項の事態の克服を阻害しており、又はその組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る漁業生産活動を自主的に調整することによつてはその資格漁業に係る第二条第一項の事態を克服することができず、若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において、このような状態が継続することは、その組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参酌して、当該資格漁業に係る第七十条第一項第一号に掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（解散命令）

第七十条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第七十一条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第七十二条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第七十三条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第七十四条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第七十五条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第七十六条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第七十七条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第七十八条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第七十九条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第八十条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第八十一条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第八十二条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第八十三条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第八十四条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第八十五条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第八十六条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第八十七条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第八十八条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第八十九条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第九十条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第九十一条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第九十二条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第九十三条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第九十四条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第九十五条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第九十六条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第九十七条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第九十八条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第九十九条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百一条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百二条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百三条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百四条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百五条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百六条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百七条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百八条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百九条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百十条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百十一条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百十二条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百十三条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百十四条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百十五条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百十六条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百十七条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百十八条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百十九条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百二十条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百二十一条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百二十二条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百二十三条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百二十四条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百二十五条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百二十六条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百二十七条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百二十八条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百二十九条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百三十条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百三十一条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百三十二条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百三十三条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百三十四条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百三十五条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百三十六条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百三十七条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百三十八条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百三十九条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百四十条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百四十一条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百四十二条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百四十三条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百四十四条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百四十五条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百四十六条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百四十七条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百四十八条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百四十九条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百五十条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百五十一条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百五十二条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百五十三条　組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を農林大臣に提出しなければならない。

（解散命令）

第百五十四条　農林大臣は、組合が次の各号の一に該当するときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

一　第四条又は第七条の要件を欠くに至つたと認められるとき。

二　前条の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

三　組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当でなくなつたと認められるとき。

2　農林大臣は、前項の規定により解散を命じようとするときは、その組合に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

の部分及びこれに基づいてする行為には適用しない。

（公正取引委員会との関係）

第八十条　農林大臣は、第十一条若しくは第二十一条第一項の認可をしようとするとき、又は第六十九条の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2　農林大臣は、第十三条（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十二条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3　公正取引委員会は、組合が第十一条の認可を受けた調整規程の内容が第十二条各号に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第二十一条第一項の認可を受けた組合協約の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、農林大臣に対し、第十三条（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4　公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（中央漁業調整審議会への諮問）

第八十一条　農林大臣は、第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第六十九条の規定による命令をしようとするときは、中央漁業調整審議会に諮問しなければならない。

2　前項に規定するもののほか、農林大臣は、この法律の施行に関する重要事項について、中央漁業調整審議会の意見をきくことができる。

（関係都道府県知事の意見の聴取）

第八十二条　農林大臣は、第十一条若しくは第二十一条第一項の認可、第十三条（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分又は第六十九条の規定による命令をしようとする場合において、その認可若しくは処分に係る調整規程若しくは組合協約又はその命令の実施が関係都道府県における水産業に著しい影響を及ぼすと認めるときは、あらかじめ、その都道府県知事の意見をきかなければならない。

（報告の徴収）

第八十三条　農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、組合の組合員たる資格を有する者又は第十九条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者で同項の規定による申出を受けたものに対し、その業務又は会計の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第八十四条　農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の組合員たる資格を有する者の漁船、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは会計の状況又は漁具、漁ろう装置その他の設備、漁船若しくは漁獲物を検査させることができる。

2　農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は会計の状況を検査させることができる。

3　前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第八十五条　この法律の規定により農林大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。

第五章　罰則

第八十六条　第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員でその事務に従事するものが、その職務に関し、わいろを収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第八十七条　前条に規定する役員又は職員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けてわいろを収受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に規定する役員又は職員となつた場合において、三年以下の懲役に処する。

2　前条に規定する役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいろを収受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第八十八条　前二条の場合において、収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十九条　第八十六条又は第八十七条に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第九十条　第七十七条の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第九十一条　第六十九条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十二条　第十一条の認可を受けないで調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第九十三条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第五条第二項の規定に違反した者

二　第十四条（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第六十五条第二項又は第八十四条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第九十四条　第六十六条又は第七十二条の規定による命令に違反した組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第九十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十一条又は第九十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第九十六条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二　第九条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三　第二十六条の規定に違反したとき。

四　第二十九条第二項後段又は第五十条第四項の規定に違反したとき。

五　第三十一条第六項若しくは第六十条において準用する商法第二百四十四条、第五十一条若しくは第六十四条において準用する商法第二百六十条ノ

三又は第六十四条において準用する商法第四百十九条の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六　第三十五条、第四十条又は第六十二条第三項の規定に違反したとき。

七　第三十九条第五項の規定に違反したとき。

八　第四十四条（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九　第四十七条又は第四十八条（これらの規定を第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十　第四十九条（第六十四条において準用する場合を含む。）又は第五十一条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一　第五十一条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第六十四条において準用する商法第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二　第五十二条の規定に違反したとき。

十三　第六十四条において準用する商法第百三十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四　第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五　第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十六　第六十四条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十七　第六十八条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際現に漁業生産調整組合という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

3　第五条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

4　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第三項中「十人」を「十二人」に改め、同条に次の四項を加える。

5　中央漁業調整審議会に、部会を置くことができる。

6　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてこれに充る。

7　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

8　中央漁業調整審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて中央漁業調整審議会の決議とすることができる。

5　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十一　漁業生産調整組合法（昭和三十六年法律第百二十八号）

6　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「水産業協同組合共済会」の下に「、漁業生産調整組合」を、「水産業協同組合法」の下に「、漁業生産調整組合法」を加える。

7　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「国家公務員共済組合」を「漁業生産調整組合、国家公務員共済組合」に改める。

8　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「国家公務員共済組合」を「漁業生産調整組合、国家公務員共済組合」に改める。

9　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「国家公務員共済組合」を「漁業生産調整組合、国家公務員共済組合」に改める。

（内閣総理・法務・農林大臣署名）

法律第百二十九号（昭三六・六・一三）

◎魚価安定基金法

目次

第一章　総則（第一条―第十六条）
第二章　役員等（第十七条―第二十八条）
第三章　業務（第二十九条・第三十条）
第四章　財務及び会計（第三十一条―第三十八条）
第五章　監督（第三十九条・第四十条）
第六章　雑則（第四十一条―第四十四条）
第七章　罰則（第四十五条―第四十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　魚価安定基金は、漁業生産調整組合、水産業協同組合等が多獲性の水産動物の価格を安定させるために行なう調整等の事業につき助成をすることにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。

（法人格）

第二条　魚価安定基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2　基金は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第四条　基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資本金、出資及び資産に関する事項
五　役員及び評議員会に関する事項
六　業務及びその執行に関する事項
七　財務及び会計に関する事項
八　公告の方法

2　定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　基金は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第十一条に規定する出資者に通知しなければならない。

（資本金）

第五条　基金の資本金は、次条第一項の規定により政

府が出資する金額、同条第二項の規定により都道府県が出資する金額及び第七条に規定する者が出資する金額の合計額とする。

（出資）

第六条　政府は、八千万円を基金に出資する。

2　都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができる。

第七条　次の各号の一に該当する者は、基金に出資することができる。

一　漁業生産調整組合

二　水産業協同組合（漁業生産組合を除く。以下同じ。）

三　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十条第一項（定義）に規定する水産加工業を営む者が組織する中小企業等協同組合

第八条　都道府県及び前条に規定する者についての出資一口の金額は、十万円とする。

第九条　基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

（持分の払いもどし等の禁止）

第十条　基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2　基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（出資者たる地位の喪失）

第十一条　政府以外の出資者（第四十二条第二項並びに第四十三条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。）は、その持分の全部の譲渡によつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

（持分の譲渡し）

第十二条　出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2　都道府県及び第七条に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3　出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

（持分の共有の禁止）

第十三条　出資者は、持分を共有することができない。

（登記）

第十四条　基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十五条　基金でない者は、魚価安定基金という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、基金に準用する。

第二章　役員等

（役員）

第十七条　基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第十八条　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3　監事は、基金の業務を監査する。

（役員の任命）

第十九条　役員は、農林大臣が任命する。

（役員の任期）

第二十条　理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第二十一条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

（役員の解任）

第二十二条　農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員を解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第二十三条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十四条　基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

（代理人の選任）

第二十五条　理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十六条　基金の職員は、理事長が任命する。

（評議員会）

第二十七条　基金に評議員会を置く。

2　評議員会は、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

（評議員）

第二十八条　評議員は、出資者たる法人の代表者及び基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2　評議員の任期は、三年とする。

3　第二十条第一項ただし書及び第二項並びに第二十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第三章　業務

（業務）

第二十九条　基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　出資者たる漁業生産調整組合が、漁業生産調整組合法（昭和三十六年法律第百二十八号）第十条第一項第三号に掲げる事業に附帯する事業として、同号の事業にあわせ、その事業による漁業生産活動の規制の程度を勘案してその組合員に調整金を支給する場合に、その漁業生産調整組合に対し、その支給に要する経費の全部又は一部に相当する金額を交付すること。

二　出資者たる水産業協同組合又は中小企業等協同組合が、農林省令で定めるところにより、多獲性の水産動物を加工し又はこれを原料として製造した製品で政令で定めるものの保管及び販売を、その加工し又は製造した者からの委託を受けて行な

つた場合に、その水産業協同組合又は中小企業等協同組合に対し、その保管に要する経費の全部又は一部に充てるため、これに相当する金額を交付すること。

三　前二号の業務に附帯する業務

（業務方法書）

第三十条　基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書において定めるべき事項は、農林省令で定める。

3　基金は、第一項の業務方法書を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを（変更の場合にあつては、変更に係る部分を）出資者に通知しなければならない。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第三十一条　基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（収入及び支出の予算等の認可）

第三十二条　基金は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　基金は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画（これらの変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

（決算）

第三十三条　基金は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表等の作成及び送付）

第三十四条　基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2　基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し、又は農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十五条　基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第三十六条　基金は、農林大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2　前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（資産の管理等）

第三十七条　基金は、資本金に相当する額を下らない額の資産を次の方法によつて管理しなければならない。ただし、その資産の額は、基金の業務の運営上必要があると認める場合において、農林大臣の承認を受け、基金の業務の運営に要する経費に充てるためにその資産を処分するときに限り、その承認に係る額に相当する額だけ下ることを妨げない。

一　銀行、農林中央金庫又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金

二　国債、地方債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

2　基金は、前項各号の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

（農林省令への委任）

第三十八条　この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十九条　基金は、農林大臣が監督する。

2　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十条　農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（出資者に対する通知又は催告）

第四十一条　基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第四十二条　基金は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2　出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　名称及び住所

二　出資の引受け及び払込みの年月日

三　出資口数及び出資各口の取得の年月日

3　出資者及び基金の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）

第四十三条　基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第四十四条　農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第四条第二項、第三十条第一項、第三十二条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二　第三十四条第一項又は第三十七条第一項ただし

書の承認をしようとするとき。

三　第三十七条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

四　第二十九条第二号、第三十条第二項又は第三十八条の農林省令を定めようとするとき。

第七章　罰則

第四十五条　基金の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　基金の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいろを収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3　犯人又は情を知つた第三者の収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十六条　前条第一項又は第二項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条　基金が、第四十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　この法律の規定により出資者に通知をしなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三　第十条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四　第十条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五　第十四条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六　第二十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七　第三十四条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に送付しなかつたとき。

八　第三十七条第一項の規定に違反して資産を管理し、又は同条第二項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九　第三十九条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

十　第四十二条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第四十九条　第十五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（基金の設立）

第二条　農林大臣は、第十九条の例により、基金の理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条　農林大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、定款を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2　設立委員は、前項の認可を受けたときは、都道府県及び第七条に規定する者に対し基金に対する出資を募集しなければならない。

3　設立委員は、前項の規定による募集が終つたときは、農林大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

4　設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府並びに出資の募集に応じた都道府県及び第七条に規定する者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5　前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第六条第一項の出資金の全額を、出資の募集に応じた都道府県及び第七条に規定する者は第六条第二項又は第七条の規定により引き受けた出資金の全額を、それぞれ、払い込まなければならない。

6　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7　第四十四条の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

（成立の当初の資本金）

第七条　基金の成立の当初における資本金は、一億六千万円を下るものであつてはならない。

（経過規定）

第八条　この法律の施行の際現に魚価安定基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2　第十五条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第九条　基金の最初の事業年度は、第三十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終るものとする。

第十条　基金の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第三十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「漁業協同組合整備基金」の下に、「、魚価安定基金」を、「漁業協同組合整備促進法」の下に、「、魚価安定基金法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ九の次に次の一号を加える。

五ノ十　魚価安定基金ノ発スル出資証券

（所得税法の一部改正）

第十三条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）

の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「漁業協同組合整備基金」の下に「、魚価安定基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「、魚価安定基金」を加える。

（水産庁設置法の一部改正）

第十五条　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「漁業信用基金協会」の下に「、魚価安定基金」を加える。

第四条第二号中「処理すること。」の下に「（次条第三号の三に掲げる事務を除く。）」を加える。

第五条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　魚価安定基金の指導監督に関する事務を処理すること。

（地方税法の一部改正）

第十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「漁業協同組合整備基金」の下に「、魚価安定基金」を加える。

（法務・大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百三十号（昭三六・六・一五）

◎海上保安庁法の一部を改正する法律

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「九海上保安管区」を「十海上保安管区」に改め、同条に次の一項を加える。

運輸大臣は、航路標識の管理その他の業務の円滑な遂行のため特に必要があると認める場合は、海上保安管区の境界附近の区域に関するものに限り、一の管区海上保安本部の所掌事務の一部を他の管区海上保安本部に分掌させることができる。

別表第六海上保安管区の項及び第七海上保安管区の項中「山口市、」を削り、同項中「、長崎県、熊本県、鹿児島県及び宮崎県」を「及び長崎県」に改め、同表中第九海上保安管区の項の次に次の一項を加える。

熊本県、宮崎県及び鹿児島県の区域並びにその沿岸水域	第十海上保安管区	鹿児島市海上保安本部

附　則

この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百三十一号（昭三六・六・一五）

◎労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。

第四条中第四十八号を第四十九号とし、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八　所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。

第五条第一項中「四局」を「五局」に、「職業安定局」を「職業安定局　職業訓練局」に改め、同条第二項中「及び職業訓練部」を削る。

第十条第一項中第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とし、第四号の四を第四号の三とし、同項第八号中「職業訓練法、炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱離職者臨時措置法（第五条の規定を除く。）」に改め、同条第二項中「第四号の三」を「第四号の二」に改め、同条第三項を削る。

第二章第一節中第十条の次に次の一条を加える。

（職業訓練局の事務）

第十条の二　職業訓練局においては、次の事務をつかさどる。

一　職業訓練計画の策定に関すること。

二　公共職業訓練及び事業内職業訓練に関すること。

三　職業訓練指導員の免許に関すること。

四　技能検定に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、職業訓練法の施行及び炭鉱離職者に対する職業訓練に関することその他労働者の技能の向上に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（労働大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第百三十二号（昭三六・六・一五）

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項に次のただし書を加える。

ただし、昭和三十六年四月一日においてその区域（昭和二十七年十月二日以後昭和三十六年四月一日までの間になされた地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条に規定する境界変更により編入された地域（以下「編入地域」という。）を除く。以下本項において同じ。）に支給地域とされていなかつた地域を含まず、かつ、支給地域の区分（以下本項において「地域区分」という。）を異にする地域を含んでいる市町村の当該区域のうち昭和三十六年四月一日における地域区分の最も低い地域に在勤する職員及び同日においてその区域に支給地域とされていなかつた地域と支給地域とされていた地域とを含んでいる市町村（支給地域とされていた地域の地域区分が一級地のみである市町村を除く。）の当該区域のうち同日における支給地域とされていなかつた地域又は地域区分が一級地である地域に在勤する職員には、当該地域の地域区分（当該地域が支給地域とされていなかつた地域である場合は、一級地）より一段階高い地域区分の地域に在勤するものとみなし、当該地域の地域区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。

附則第四十三項を附則第四十五項とし、附則第二十五項から附則第四十二項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二十四項の次に次の二項を加える。

25　編入地域に所在する官署に勤務する職員に支給される暫定手当に係る支給地域の区分については、昭和三十六年四月一日においてその区域に編入地域が含まれている市町村の当該編入地域に近接する地域の支給地域の区分等を勘案し、人事院規則の定めるところにより特例を設けることができる。

26　職員が昭和三十六年四月一日以降在勤する地域を異にして異動した場合（職員の在勤する官署の所在地が異動した場合を含む。以下同じ。）において、当該異動の直後に支給されるべき暫定手当の月額（俸給の月額に異動があつた場合においては、当該異動がなかつたものとした場合における暫定手当の月額）が当該異動の直前に支給されていた暫定手当の月額に達しないこととなるときは、当該職員には、附則第十六項の規定にかかわらず、当該異動の日から六月間、当該異動の直前に在勤していた地域に在勤するものとして同項から前項までの規定を適用した場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から六月の期間内にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員の暫定手当の支給については、人事院の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則の規定に基づいて昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、一般職の職員の給与に関する法律及び改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則の規定による給与の内払とみなす。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

3　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十五項」を「附則第二十七項」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百三十三号（昭三六・六・一五）

◎国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表世帯主たる職員の欄中「三トン」を「三・一トン」に改め、同条第四項中「五千円」を「七千五百円（世帯主たる職員のうち内閣総理大臣の定める者に対しては、五千円）」に、「千七百円」を「二千五百円」に改める。

第三条第二項中「前項」を「第四項並びに前項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百三十四号（昭三六・六・一五）

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第一項第二号に該当する者」を「第一項第二号に該当する者であつて次条第一項第二号に掲げる期間内にあるもの」に、「同項第三号」を「第一項第三号」に、「次条第一項第三号」を「同条第一項第三号」に改める。

第八条第一項の表中

第四項症	七七、〇〇〇円
第五項症	四三、〇〇〇円
第六項症	三二、〇〇〇円
第一款症	二一、〇〇〇円
第二款症	二二、〇〇〇円
第三款症	一九、〇〇〇円

を

第四項症	七九、〇〇〇円
第五項症	五一、〇〇〇円
第六項症	三八、〇〇〇円
第一款症	二四、〇〇〇円
第二款症	二六、〇〇〇円
第三款症	二二、〇〇〇円

に、

同条第三項の表中

第一款症	一六〇、〇〇〇円
第二款症	一二八、〇〇〇円
第三款症	一一二、〇〇〇円

を

第一款症	一八三、〇〇〇円
第二款症	一五一、〇〇〇円
第三款症	一三〇、〇〇〇円

に、

同条第四項の表中

第四項症	三八、五〇〇円
第五項症	二二、五〇〇円
第六項症	一六、〇〇〇円

を

第四項症	三九、五〇〇円
第五項症	二五、五〇〇円
第六項症	一九、〇〇〇円

に改める。

第二十四条第一項中「及び祖母」を「、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母（死亡した者の死亡の日が昭和二十二年五月三日前である場合におけるその死亡した者の入夫婚姻（民法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百二十二号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）にいう入夫婚姻をいう。）による妻の父若しくは母（入夫婚姻の当時その妻と同一の戸籍内にあつた者に限る。）又はその配偶者であつて、死亡した者の死亡の当時その者と同一の戸籍内にあつたものに限る。）」に改める。

第二十五条の見出しを「（遺族年金及び遺族給与金の支給条件）」に改め、同条第一項中「又は祖母」を「、祖母又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」に改め、同項第五号中「及び祖母」を「、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母」に改め、同条第三項中「又は祖母」を「、祖母又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」に改め、同項第三号中「及び祖母」を「、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母」に改め、同条第四項本文中「祖父母」の下に「、入夫婚姻による妻の父母」を加える。

第三十一条第四号中「及び祖母」を「、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母」に改め、同条第七号中「又は祖母」を「、祖母又は入夫婚姻による妻の父若しくは母」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

（第二条第三項第一号の改正に関する経過措置）

2　この法律による第二条第三項第一号の規定の改正により障害年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に関し、改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「改正法」という。）を適用する場合においては、第七条第三項及び第四項、第二十三条第二項第三号並びに第二十五条第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、第十一条第三号及び第二十九条第三号中「昭和三十一年十二月三十一日」とあるのは「昭和三十二年四月一日」と、同条第三項及び第五項中「昭和三十六年九月三十日」と、第十三条第二項並びに第三十条第三項及び第五項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、第二十五条第三項中「昭和三十四年一月二日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」とする。

（第八条第三項の改正に関する経過措置）

3　この法律の施行前に支給事由が生じた障害一時金の額については、改正法第八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（第二十四条第一項の改正に関する経過措置）

4　この法律による第二十四条第一項の規定の改正により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に関し、改正法を適用する場合においては、第二十五条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、第二十九条第二号中「昭和二十六年十月一日」とあるのは「昭和三十六年九月三十日」と、第二十三条第二項第三号中「昭和三十二年十二月三十一日」とあるのは「昭和三十六年九月三十日」と、同条第三号中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十六年十月」と、同条第三項及び第五項中「昭和三十六年九月三十日」と、第十三条第二項並びに第三十条第三項及び第五項中「昭和三十四年一月」とあるのは「昭和三十六年十月」とする。

5　入夫婚姻による妻の父又は母に支給する昭和三十六年十月分からその者が六十歳に達する日の属する月分までの遺族年金の額を算出する場合には、第二十六条第一項中「五万一千円」とあるのは、「三万五千二百四十五円」と読み替えるものとする。ただし、昭和三十六年十月一日において不具廃疾である入夫婚姻による妻の父若しくは母に支給する遺族年金又は入夫婚姻による妻の父若しくは母が昭和三十六年十月二日以後において不具廃疾となつた日の属する月の翌月分以降の遺族年金の額を算出する場合には、この限りでない。

6　この法律による第二十四条第一項の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）第二条第一項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、第二十五条第一項中「昭和三十二年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、同条第三項中「昭和三十二年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と読み替えるものとする。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

7　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び遺族年金」を削る。

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第百三十五号（昭三六・六・一五）

◎健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「金額」の下に「（其ノ額六千円ニ満タザルトキハ六千円）」を加える。

第五十条ノ二を次のように改める。

第五十条ノ二 被保険者分娩シタルトキハ育児手当金トシテ二千円ヲ支給ス但シ分娩後引続キ其ノ出生児ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九条ノ四第一項中「千円」を「三千円」に改め、同条第二項中「其ノ出生児ヲ哺育シタルトキ」を削り、「哺育手当金ヲ支給ス」を「育児手当金トシテ二千円ヲ支給ス」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第三項を削る。

但シ分娩後引続キ其ノ出生児ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六条第一項中「哺育手当金」を「育児手当金」に改め、同条第二項中「、出産手当金、哺育手当金」を「及出産手当金」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「金額」の下に「（其ノ額六千円ニ満タザルトキハ六千円）」を加える。

第三十二条ノ二を次のように改める。

第三十二条ノ二 被保険者又ハ被保険者タリシ者分娩シタルトキハ育児手当金トシテ二千円ヲ支給ス但シ分娩後引続キ其ノ出生児ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二条ノ四中「期間ニ係ル出産手当金若ハ育児手当金」を「期間ニ係ル出産手当金」に改める。

第三十三条第一項中「千円」を「三千円」に改め、同条第二項中「其ノ出生児ヲ育テタルトキ」を削り、「育児手当金ヲ支給ス」を「育児手当金トシテ二千円ヲ支給ス」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第三項及び第四項を削る。

但シ分娩後引続キ其ノ出生児ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に分娩した被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分娩費若しくは配偶者分娩費又は哺育手当金若しくは育児手当金の支給については、なお従前の例による。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百三十六号（昭三六・六・一五）

◎日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「及び交付」を「、交付及び返納」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 被保険者手帳の交付を受けた者は、その被保険者手帳に健康保険印紙をちよう付すべき余白の残存する期間内において第六条の規定によつて被保険者となる見込みのないことが明らかになつたとき、又は前条の規定による承認を受けたときは、保険者に被保険者手帳を返納しなければならない。

第九条に次の一号を加える。

九 特別療養費の支給

第十四条中「開始の日」の下に「（当該疾病又は負傷につき特別療養費の支給が行なわれたときは、特別療養費の支給の開始の日）」を加え、「一年」を「二年」に改める。

第十六条の二第二項中「二百円」を「三百円」に、「百四十円」を「二百四十円」に、「百三十円」を「二百三十円」に改め、同条第三項中「十四日」を「二十一日」に改める。

第十六条の四第一項中「二千円」を「四千円」に改める。

第十六条の五第二項中「二百円」を「三百円」に、「百四十円」を「二百四十円」に、「百三十円」を「二百三十円」に、「九十円」を「百六十円」に改める。

第十七条の三第一項中「千円」を「二千円」に改める。

第十七条の四中「又は家族療養費」を「、家族療養費又は特別療養費」を加え、同条を第十七条の三の次に次の三条を加える。

（特別療養費）

第十七条の四 次の各号の一に該当する被保険者でその該当するに至つた日の属する月の初日から起算して三箇月（月の初日に該当するに至つた者については、二箇月）を経過しないもの又はその被扶養者が、日雇労働者健康保険特別療養費受給票（以下「特別療養費受給票」という。）を第十条第五項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付又は家族療養費の支給を受けることができるときは、この限りでない。

一 はじめて被保険者手帳の交付を受けた者

二 一箇月間若しくは継続する二箇月間に通算して二十八日分以上又は継続する三箇月ないし六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されるに至つた月において被保険者手帳に健康保険印紙をちよう付すべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第八条第三項の規定により被保険者手帳を返納した後、はじめて被保険者手帳の交付を受けた者

三 前に交付を受けた被保険者手帳（前に二回以上にわたり被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた被保険者手帳）に健康保険印紙をちよう付すべき余白がなくなつた日又は第八条第三項の規定によりその被保険者手帳を返納した日から起算して一年以上を経過した後に被保険者手帳の交付を受けた者

2　特別療養費受給票は、被保険者の申請により、保険者が交付する。

3　特別療養費受給票の様式及び交付その他特別療養費受給票に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十七条の五　特別療養費の支給は、被保険者が第七条の規定による承認を受けたときは、その承認により被保険者とならないこととなつた日以後、被保険者が第八条第三項の規定により被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行なわない。

2　特別療養費の支給は、第十四条（第十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過した疾病又は負傷については、行なわない。

第十七条の六　第十条第一項及び第二項、第十一条、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二、第十三条の三第一項、第十五条、第十六条並びに第十七条第二項から第四項までの規定は、特別療養費の支給に準用する。この場合において、第十五条第二項中「第十条第四項に規定する確認」及び「確認」とあるのは「特別療養費受給票の交付」と、第十六条第一項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額」とあるのは「療養に要する費用の百分の五十に相当する額」と、同条第二項ただし書中「現に療養に要した費用の額」とあるのは「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する額」と読み替えるものとする。

第十八条第五項中「家族療養費」を「家族療養費若しくは特別療養費」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による療養の給付又は家族療養費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行なわない。

第二十八条第二項中「及び出産手当金」を「、出産手当金及び特別療養費」に、「十分の三」を「百分の三十五」に改める。

第三十条第一項中「二百八十円」を「四百八十円」に、「二十三円」を「二十六円」に、「十八円」を「二十円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、一日につき、それぞれ、第一級にあつては十三円、第二級にあつては十円とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条、第十六条の二第二項及び第三項並びに第十六条の五第二項の改正規定、第二十八条第二項の改正規定中国庫の負担率に関する部分、第三十条の改正規定並びに附則第二項から附則第四項まで、附則第七項及び附則第八項の規定は、昭和三十六年七月一日から施行する。

（保険給付に関する経過措置）

2　被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算して第十四条の改正規定の施行前に一年を経過したものに関する療養の給付及び家族療養費の支給については、同条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　改正後の第十六条の二第二項及び第十六条の五第二項の規定の適用については、改正前の第三十条第一項の規定による第二級の保険料は、改正後の同条同項の規定による第二級の保険料とみなす。

4　第十六条の二第三項の改正規定の施行前に支給が開始された傷病手当金については、同条同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　第十六条の四第一項及び第十七条の三第一項の改正規定の施行前に分娩した被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る分べん費又は配偶者分べん費については、これらの改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　改正後の第十七条の四第一項の規定は、同条の規定の施行前に同条同項各号の一に該当するに至つた被保険者でその該当するに至つた日の属する月の初日から起算して同条の規定の施行の際まだ三箇月（月の初日に該当するに至つた者については、二箇月）を経過していないもの及びその被扶養者についても、適用する。

（国庫の負担に関する経過措置）

7　昭和三十六年七月一日前に行なわれた療養の給付、同日前に行なわれた療養に係る家族療養費の支給、同日前に支給が開始された傷病手当金の支給及び同日前の分娩に係る出産手当金の支給に要する費用についての国庫の負担については、第二十八条第二項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

（健康保険法の一部改正）

9　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の四第二項中「及被扶養者」を「並ニ被保険者及被扶養者」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

10　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「交付を受けて一年を経過しない者」を「交付を受け、その手帳に日雇労働者健康保険印紙をはりつけるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者」に改め、「被保険者とならない期間内にある者及び」の下に「同法第八条第三項の規定により当該日雇労働者健康保険被保険者手帳を返納した者並びに」を加える。

第五十五条に次の一項を加える。

3　第一項の規定による療養の給付は、当該疾病又は負傷につき、日雇労働者健康保険法の規定による特別療養費の支給を受けることができる間は、行なわない。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百三十七号（昭三六・六・一五）

◎税理士法の一部を改正する法律

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条―第四十九条の十九」を「第四十九条―第四十九条の二十一」に改める。

第三条第一項中「及びとん税」を「とん税及び特別とん税」に改め、「第二十四条」の下に「、第三十六条」を加える。

第四条第五号中「関税法（明治三十二年法律第六十一号）（輸税法（明治三十二年法律第八十八号）」を「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）」に改め、同条第七号中「税理士の登録を取り消された者」を「税理士業務を行なうことを禁止された者」に改め、同条第九号中「登録の申請を却下された者」を「登録を拒否された者」に改める。

第五条第一項第二号中「行政事務」を「官公署における事務」に改める。

第八条第一項第五号中「所得税」を「官公署における事務のうち所得税」に、「行政事務」を「事務」に改め、同項第六号中「国税に関する行政事務」を「官公署における国税に関する事務」に改め、同項第七号中「事業税」を「官公署における事務のうち事業税」に、「行政事務」を「事務」に改め、同項第九号中「地方税に関する行政事務」を「官公署における地方税に関する事務」に改める。

第十九条第一項中「国税庁」を「日本税理士会連合会」に改め、同条第二項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第二十一条第一項中「その住所地を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官」を「大蔵省令で定める税理士会を経由して、日本税理士会連合会」に改め、同条第二項中「二通」を「三通」に、「税務署長は」を「同項の税理士会は」に改め、「当該申請者の住所地」の下に「の所轄税務署長並びに当該住所地」を加える。

第二十二条第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「当該登録の申請を却下し」を「登録を拒否し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次条第一項の規定による通知に係る者につき登録をしようとするとき、又は登録を拒否しようとするときは、第四十九条の十七に規定する資格審査会の議決に基いてしなければならない。

第二十二条第二項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会に」「登録の申請を却下し」を「登録を拒否し」に改め、同条第三項及び第四項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会に」、「登録の申請を却下する」を「登録を拒否する」に改める。

第二十三条の見出し中「国と地方公共団体」を「国等と日本税理士会連合会」に改め、同条第一項中「市町村」を「税務署長並びに市町村」に、「第二十四条」を「次条」に、「国税庁長官に通知しなければならない。」を「日本税理士会連合会に通知するものとする。」に改め、同条第二項中「国税庁長官は」を「日本税理士会連合会は」に、「登録の申請を却下した」を「登録を拒否した」に改め、「その旨を」の下に「国税庁長官並びに」を加える。

第二十四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「国税又は地方税」を「不正に国税又は地方税の賦課又は徴収」に、「免かれ」を「免れ」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの

第二十四条の次に次の一条を加える。

（登録を拒否された場合等の異議の申立て）

第二十四条の二　第二十二条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に異議があるときは、当該処分に係る通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、国税庁長官に対して異議の申立てをすることができる。

2　第二十一条第一項の規定による登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月以内に当該申請に係る登録がされない場合（当該期間内に当該登録を拒否された場合を除く。）には、当該登録を拒否されたものとして、当該期間満了の日後三月以内に、政令で定めるところにより、国税庁長官に対して異議の申立てをすることができる。この場合において、当該異議の申立てがあつたときは、当該申立ての日に日本税理士会連合会が第二十二条第一項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3　国税庁長官は、異議の申立てを受理した場合において、当該申立てについて理由があると認めたときは日本税理士会連合会に対して登録を命じ、当該申立てについて理由がないと認めたときは当該申立てを棄却しなければならない。

4　第二十二条第二項の規定は、前項の規定により当該申立てを棄却しようとする場合に準用する。

5　国税庁長官は、第三項の規定による処分をしたときは、書面によりその旨を当該異議の申立てをした者及び日本税理士会連合会に通知しなければならない。この場合において、当該処分が棄却の処分であるときは、当該異議の申立てをした者に対する書面にはその理由及びその者が第二十二条第四項の規定に該当する者である場合にはその旨を附記しなければならない。

6　日本税理士会連合会は、第三項の規定による登録の命令を受けたときは、すみやかに、登録を行なわなければならない。

7　前各項に規定するもののほか、第一項又は第二項の規定による異議の申立てに関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「申請に基き」を「申請に基づき」に改め、「判明したときは」の下に「、第四十九条の十七に規定する資格審査会の議決に基いて」を加え、同条第二項中「規定による処分をする」を「規定により登録を取り消そうとする」に改め、同条第三項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前条第一項及び第三項から第七項までの規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分に異議がある場合に準用する。この場合において、同条第三項及び第六項中「登録」とあるのは「当該処分の取消し」と、同条第五項中「その理由及びその者が第二十二条第四項の規定に該当する者である場合にはその旨」とあるのは「その理由」と読み替えるものとする。

第二十六条第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三　前条第一項の規定による登録の取消しの処分が確定したとき。

四　前号に規定するもののほか、第四条第二号から第八号までの一に該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。

第二十六条第二項中「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号、第二号又は第四号」に、「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第二十七条及び第二十八条中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第三十六条の見出し中「脱税相談」を「脱税相談等」に改め、同条中「脱税につき」を「不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき」に改める。

第四十四条第三号及び第四十五条第一項中「登録の取消」を「税理士業務の停止の」を削る。

第四十八条中「戒告又は税理士業務の停止の」を削る。

第四十九条第二項中「及び連絡」を「、連絡及び監督」に改める。

第四十九条の二第三項中「変更」の下に「（政令で定める重要な事項に係るものに限る。）」を加える。

第四十九条の十四第二項中「及び連絡に関する事務を行う」を「、連絡及び監督に関する事務を行ない、並びに税理士の登録に関する事務を行なう」に改める。

第六章中第四十九条の十九を第四十九条の二十一とし、第四十九条の十六から第四十九条の十八までを二条ずつ繰り下げ、第四十九条の十五に見出しとして「（税理士会に関する規定の準用）」を附し、同条中「（第二項第二号を除く。）」を「第一項」に改め、同条を第四十九条の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

（資格審査会）

第四十九条の十七　日本税理士会連合会に、資格審査会を置く。

2　資格審査会は、日本税理士会連合会の請求により、第二十二条第一項の規定による登録若しくは登録の拒否又は第二十五条第一項の規定による登録の取消しにつき必要な審査を行なうものとする。

3　資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4　会長は、日本税理士会連合会の会長をもつてこれに充てる。

5　委員は、会長が、大蔵大臣の承認を受けて、税理士、国税又は地方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6　委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条の十四の次に次の一条を加える。

（日本税理士会連合会の会則）

第四十九条の十五　日本税理士会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　第四十九条の二第二項各号（第二号を除く。）に掲げる事項

二　税理士の登録に関する規定

三　第四十九条の十七に規定する資格審査会に関する規定

2　日本税理士会連合会の会則の変更（前項第二号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限る。）は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十一条第二項中「第四十四条（第三号を除く。）、第四十五条（第一項中登録の取消の処分に関する部分を除く。）から第四十八条まで」を「第四十四条から第四十六条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第四十七条、第四十八条（税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）」に改める。

第五十六条第一項中「第二十二条第一項、第二十五条第一項、」を削る。

第六十三条第二号中「第四十九条の十七」を「第四十九条の十九」に改める。

附則第三十項中「昭和三十一年七月一日から五年間に限り」を「当分の間」に改める。

附則第三十一項第一号中「もつぱら国税又は地方税に関する行政事務に従事した」を「官公署における国税又は地方税に関する事務にもつぱら従事した」に、「行政事務の」を「事務の」に改め、同項第二号中「会計士補でこれらの者の」を「会計士補の」に改める。

附則第三十四項中「並びに第十三条第四項及び第五項」を「、第十三条第四項、第六項及び第八項並びに第十四条第二項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第一項、第四条第五号、第五条、第二十四条、附則第三十項、附則第三十一項及び附則第三十四項の改正規定並びに附則第九項の規定は公布の日から、第三十六条の改正規定は同日から起算して十日を経過した日から施行する。

2　改正後の税理士法（以下「新法」という。）第七条第七号及び第二十六条第一項第四号の規定の適用については、改正前の税理士法（以下「旧法」という。）の規定による懲戒処分により税理士の登録を取り消された者は、新法の規定による懲戒処分により税理士業務を行なうことを禁止された者とみなす。

3　新法第四条第九号の規定の適用については、旧法の規定により税理士の登録の申請を却下された者は、新法の規定により税理士の登録を拒否された者とみなす。

4　旧法の規定により国税庁長官に提出した登録申請書その他の税理士の登録に関する書類は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法の規定により日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）に提出したものとみなす。

5　旧法の規定による税理士名簿の登録は、施行日以後は、新法の規定による税理士名簿の登録とみなす。

6　旧法の規定により国税庁長官が交付した税理士証票は、施行日以後は、新法の規定により連合会が交付した税理士証票とみなす。

7　旧法第二十二条第一項又は第二十五条第一項の規定による処分を受けた者において当該処分に異議がある場合における訴願については、なお従前の例による。

8　国税庁長官は、施行日において、国税庁に備えた税理士名簿その他の税理士の登録に関する書類を連合会に引き継がなければならない。

9　連合会は、この法律の公布の日以後遅滞なく、会則の変更につき必要な手続を行なわなければならない。

10　弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「登録ノ取消ノ処分ヲ受ケタル者」を「業務ヲ禁止セラレタル者」に改め、「若ハ取消」を削る。

法律第百三十八号（昭三六・六・一五）

◎オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会（以下「大会」という。）の円滑な準備及び運営並びに大会に備えての選手の競技技術の向上（以下「大会の準備等」という。）に資するために必要な特別措置について定めるものとする。

（国の補助）

第二条 国は、大会の準備及び運営を行なうことを目的とする政令で定める法人（以下「大会運営者」という。）に対し、大会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（国有財産の無償使用）

第三条 国は、政令で定めるところにより、大会運営者が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産を、大会運営者又は当該施設を設置する者に対し、無償で使用させることができる。

（寄附金つき郵便葉書等の発行の特例）

第四条 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、財団法人東京オリンピック資金財団（以下「資金財団」という。）が調達する大会の準備等に必要な資金（以下「大会準備資金」という。）に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、資金財団を同項の団体とみなして同法の規定を適用する。

（日本専売公社等の援助）

第五条 日本専売公社は、資金財団が大会準備資金を調達するため製造たばこの小売人又はその組織する団体若しくはその連合体（当該連合体の連合体を含む。）の協力を得て広告事業を行なう場合には、当該事業の遂行に関し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

2 日本国有鉄道は、広告事業を行なう者が、日本国有鉄道の管理する施設を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、大会準備資金に充てることを寄附目的として資金財団に寄附するときは、当該事業の遂行に関し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

3 日本電信電話公社は、資金財団が大会準備資金を調達するため日本電信電話公社の事業の用に供される印刷物その他の物品を利用して広告事業を行なう場合には、当該事業の遂行に関し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

（大会運営者の職員に係る退職手当の特例等）

第六条 大会運営者の職員（常時勤務に服することを要しないものを除く。以下次項において同じ。）は、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二の規定の適用については、同条第一項に規定する公庫等職員とみなす。

2 大会運営者又は大会運営者の職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

3 大会運営者の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（資金財団に対する会計検査院の検査）

第七条 資金財団の会計については、会計検査院が検査する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・運輸・郵政大臣署名）

11 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「、旧税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）」を削り、「許可の取消、除名又は業務の禁止」を「業務の禁止又は除名」に改める。

12 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号中「、税理士の登録及び監督並びに」を「並びに税理士、」に改める。

第三十二条第十三号中「税理士の登録及び監督並びに」を「税理士、」に改める。

13 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「登録を取り消され」を「業務を禁止され」に改める。

第十二条第一項第二号中「、許可取消」を削る。

14 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「、税理士」を削り、「弁理士」の下に「若しくは税理士」を加える。

15 この法律による改正後の弁理士法第五条第三号、公認会計士法第四条第七号、弁護士法第六条第三号及び第十二条第一項第二号並びに司法書士法第三条第五号の規定の適用については、旧法の規定による懲戒処分たる税理士の登録の取消しは、新法の規定による懲戒処分たる税理士業務の禁止とみなす。

（法務・大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百三十九号（昭三六・六・一六）

◎恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第四項中「同項ノ未成年ノ子ト合シテ四人ヲ超エザル員数ヲ限リ」を削る。

別表第二号表中「七七、〇〇〇円」を「七九、〇〇〇円」に、「四三、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三八、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「一六〇、〇〇〇円」を「一八三、〇〇〇円」に、「一二八、〇〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「一一二、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一〇七、〇〇〇円」に、「八〇、〇〇〇円」を「八六、〇〇〇円」に改める。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条に次の一項を加える。

4　旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の恩給の基礎在職年を計算する場合においては、第二項の規定にかかわらず、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての実在職年に附すべき加算年のうち、次の各号に掲げるものは、恩給の基礎在職年に算入するものとする。

一　法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二条の規定により附すべき加算年（恩給法の一部を改正する法律（昭和十七年法律第三十四号）による改正前の同条第一項第二号及び第三号の規定により附すべき加算年並びにこれらに相当する加算年を除く。）

二　法律第三十一号による改正前の恩給法第三十三条の規定により附すべき加算年

三　法律第三十一号による改正前の恩給法第三十五条の規定により附すべき加算年

四　法律第三十一号による改正前の恩給法第九十一条の規定により附すべき加算年

五　法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

附則第二十四条の四の次に次の一条を加える。

（除算された加算年の算入に伴う措置）

第二十四条の五　附則第二十四条第二項の規定により加算年が恩給の基礎在職年に算入されなかつたためその在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達しないものとされていた旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属で同条第四項の規定の適用によりその在職年が当該最短恩給年限に達することとなるもの又はその遺族は、昭和三十六年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から始めるものとする。ただし、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属を退職した時（退職したものとみなされた時を含む。）に当該普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得したものとしたならば、恩給法以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該普通恩給又はこれに基づく扶助料の給与は、行なわないものとする。

4　前条第三項の規定は、前三項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則第二十五条第四項中「前条」を「附則第二十四条の四」に改める。

附則第二十六条中「第二十四条の四」の下に「、第二十四条の五」を加える。

附則第四十条の次に次の二条を加える。

（旧日本医療団職員期間のある者についての特例）

第四十一条　旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（公務員に相当する職員として政令で定めるものに限る。以下「医療団職員」という。）であつた者で医療団の業務の政府への引継ぎに伴い公務員となつたものに係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、医療団職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者の場合を除き、医療団職員となつた月（公務員を退職した月に医療団職員となつた場合においては、その翌月）から公務員となつた月の前月までの年月数を加えたものによる。ただし、その年月数を公務員としての在職年に加えたものが普通恩給についての最短恩給年限をこえることとなる場合においては、当該最短恩給年限をこえることとなる年月数については、この限りでない。

2　公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達していない公務員で前項の規定の適用によりその在職年が当該最短恩給年限に達することとなるもののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

3　附則第二十四条の四第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4　前二項の規定により普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の普通恩給又は扶助料の給与は、昭和三十六年十月から始めるものとする。ただし、公務員を退職した時（退職したものとみなされた時を含む。）に当該普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得したものとしたならば、恩給法以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該普通恩給又はこれに基づく扶助料の給与は、行なわないものとする。

5　附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年（医療団職員となる前の公務員としての在職年を除く。）に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前四項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

（外国政府職員期間のある者についての特例）

第四十二条　外国政府の官吏又は待遇官吏（以下「外国政府職員」という。）として在職したことのある公務員で次の各号の一に該当するものの普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、法律第三十一号による改正前の恩給法第八十二条ノ二の規定の適用がある場合（これに準ずる場合を含む。）を除き、それぞれ当該各号に掲げる外国政府職員としての在職年月数を加えたものによる。ただし、外国政府職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者の場合は、この限りでない。

一　外国政府職員となるため公務員を退職し、外

国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日まで在職し、再び公務員となつた者　当該外国政府職員としての在職年月数

二　外国政府職員となるため公務員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日まで在職した者（前号に該当する者を除く。）　当該外国政府職員としての在職年月数

三　外国政府職員として昭和二十年八月八日まで在職し、公務員となつた者（前二号に該当する者を除く。）　当該外国政府職員としての在職年月数（その年月数を公務員としての在職年に加えたものが普通恩給についての最短恩給年限をこえることとなる場合におけるそのこえる年月数を除く。）

2　前項の規定により加えられる外国政府職員としての在職年月数の計算については、これを恩給法第二十条に規定する文官としての在職年月数とみなして、同法第三十条の規定を適用する。

3　第一項第二号に掲げる者に係る恩給の年額の計算の基礎となる俸給年額については、公務員を退職した当時の俸給年額が政令で定める額以上の者の場合を除き、公務員を退職した当時において、その当時受けていた俸給の年額とその額の千分の四十五に相当する額に外国政府職員としての在職年数（年未満の端数は、切り捨てる。）を乗じた額との合計額に相当する年額の俸給を受けていたものとみなす。ただし、その合計額に相当する年額が政令で定める額をこえることとなる場合においては、その額を俸給の年額とみなす。

4　前条第二項及び第四項の規定は、第一項及び第二項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。

5　附則第二十四条の四第二項の規定は、前項において準用する前条第二項の場合に準用し、附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年（外国政府職員となる前の公務員としての在職年を除く。）に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前四項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第四中「二一、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「二二、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「十分の八」を「十分の八・五」に改める。

（昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の一部改正）

第三条　昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「前条」の下に「（第四条の規定の適用がある場合を含む。）」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（長期在職者についての特例）

第四条　普通恩給又は扶助料で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が次の各号に掲げる年数以上であるものの年額の計算については、別表第一の仮定俸給年額の欄に掲げる年額のうち別表第三の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げるものに読み替え、別表第一中「七二、〇〇〇円未満六八、四〇〇円以上の場合においては、七九、八〇〇円を、恩給年額計算の基礎となつている俸給年額が六八、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千六百六十六倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。」を「七二、〇〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千二百三十三倍に相当する金額（一円未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。ただし、その仮定俸給年額が七九、八〇〇円未満となる場合においては、恩給年額計算の基礎となつた俸給と他の恩給法上の公務員又は都道府県（これに準ずるものを含む。）の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた場合において、当該恩給年額計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたときを除き、七九、八〇〇円を仮定俸給年額とする。」と読み替えるものとする。

一　恩給法に規定する警察監獄職員以外の公務員に係るものにあつては、十七年（その公務員が昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡したものである場合にあつては、十五年）

二　恩給法に規定する警察監獄職員たる公務員に係るものにあつては、十二年（その公務員が昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡したものである場合にあつては、十年）

別表第三

上欄	下欄
七九、八〇〇円	八八、八〇〇円
八二、八〇〇	九一、八〇〇
八八、八〇〇	九七、八〇〇
九四、八〇〇	一〇三、八〇〇
一〇〇、八〇〇	一一一、〇〇〇
一一一、〇〇〇	一二三、〇〇〇
一二三、〇〇〇	一三三、二〇〇
一三三、二〇〇	一四四、〇〇〇
一四四、〇〇〇	一五四、八〇〇
一五四、八〇〇	一六八、〇〇〇
一六八、〇〇〇	一八二、四〇〇
一八二、四〇〇	一九六、八〇〇
一九六、八〇〇	二一三、六〇〇
二一三、六〇〇	二二二、〇〇〇
二二二、〇〇〇	二三〇、四〇〇
二三〇、四〇〇	二四〇、〇〇〇
二四〇、〇〇〇	二四九、六〇〇
二四九、六〇〇	二五九、二〇〇

第四条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条に規定する在職期間」を「第三十四条第二項ただし書に規定する在職期間」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中恩給法第六十五条第四項の改正規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

（公務傷病恩給に関する経過措置）

第二条　この法律（前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に第四項症から第六項症までの増加恩給を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2　この法律の施行前に給与事由の生じた第四項症から第六項症までの増加恩給の昭和三十六年九月分まで

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

での年額の計算については、なお従前の例による。

3　昭和三十六年十二月三十一日において現に増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。）を受けている者のうち、恩給法第六十五条第四項に規定する未成年の子が同条第三項に規定する未成年の子と合して四人をこえている者については、昭和三十七年一月分以降、改正前の同法同条第二項から第五項までの規定による加給の年額を改正後の同法同条第二項から第五項までの規定による年額に改定する。

4　昭和三十六年十二月三十一日以前に給与事由の生じた増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。）の同年同月分までの加給の年額の計算については、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第四条　この法律の施行の際現に第七項症の増加恩給を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2　この法律の施行前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

3　附則第二条第三項の規定は昭和三十六年十二月三十一日において現に第七項症の増加恩給を受けている者の加給の年額の改定について、同条第四項の規定は同日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の加給の年額の計算について準用する。

第五条　この法律の施行の際現に傷病年金を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額を改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額（法律第百四十九号による改正前の恩給法第六十五条ノ二第三項の規定の例による加給年額を含む。）に達しない者については、この改定を行なわない。

2　この法律の施行前に給与事由の生じた傷病年金の昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

（昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した者に係る恩給についての経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に改正前の昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（以下「法律第百四十九号」という。）の規定を適用された普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額を改正後の法律第百四十九号及び恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）附則の規定を適用した場合の年額に改定する。

2　改正前の法律第百四十九号の規定を適用された者又は改正後の法律第百四十九号の規定を適用されるべき者の普通恩給又は扶助料の昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

（昭和二十三年六月三十日以前から在職していた者についての恩給法等の特例）

第七条　昭和二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年七月一日から同年十一月三十日までの間に退職し、又は死亡した恩給法上の公務員又は公務員に準ずる者で、同年六月三十日に退職したものとすれば、改正後の法律第百四十九号第一条に規定する公務員又は準公務員に該当することとなるべきであつたものについては、同日にこれらの者を退職し、当日恩給法上の他の公務員又は公務員に準ずる者に就職したものとみなし、同法第五十二条第一項の規定を適用するものとする。

2　前項の規定に該当する者又はその遺族がこの法律の施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けている場合において、同項の規定により昭和二十三年六月三十日に退職したものとみなし、改正後の法律第百四十九号その他公務員の給与水準の改訂に伴う恩給の額の改定に関して定めた法令の規定を適用した場合に受けられるべき普通恩給又は扶助料の年額が現に受けている年額をこえることとなるときは、昭和三十六年十月以降、現に受けている普通恩給又は扶助料をこれらの規定を適用した場合の普通恩給又は扶助料に改定する。

（職権改定）

第八条　附則第二条第一項、附則第四条第一項、附則第五条第一項又は附則第六条第一項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定に基づく扶助料又は遺族年金の給与）

第九条　改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定に基づき給されることとなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和三十六年十月から始めるものとする。

（内閣総理・厚生大臣署名）

法律第百四十号（昭三六・六・一六）

◎私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　給付（第二十条―第二十五条の七）」を「第二節　給付（第二十条―第二十五条）」に改める。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	八、〇〇〇円	八、五〇〇円未満
第二級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第三級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上　一一、〇〇〇円未満
第四級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上　一三、〇〇〇円未満
第五級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上　一五、〇〇〇円未満
第六級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上　一七、〇〇〇円未満
第七級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上　一九、〇〇〇円未満
第八級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上　二一、〇〇〇円未満

第九級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第十級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第十一級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第十二級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第十三級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第十四級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第十五級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第十六級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第十七級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第十八級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第十九級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	四九、五〇〇円未満
第二十級	五一、〇〇〇円	四九、五〇〇円以上	五三、〇〇〇円未満
第二十一級	五五、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上	五七、〇〇〇円未満
第二十二級	五九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上	六一、〇〇〇円未満
第二十三級	六三、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上	六五、〇〇〇円未満
第二十四級	六七、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上	六九、〇〇〇円未満
第二十五級	七一、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上	七三、〇〇〇円未満
第二十六級	七五、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上	

第二十三条第一項中「六十分の一に相当する額とし」の下に「「平均標準給与の年額は、平均標準給与の月額の十二倍に相当する額とし」を加える。

第二十五条を次のように改める。

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条　この節に規定するもののほか、保健給付、災害給付、休業給付、退職給付、廃疾給付及び遺族給付については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条（第一項第一号、第五号及び第六号を除く。）、第四十一条第一項、第四十三条から第九十五条まで（第四十六条第一項、第五十条並びに第七十二条第二項及び第三項を除く。）、第九十七条、第百十二条第一項及び第三項並びに別表第一から別表第四までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定のうちで同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

第二条第一項第四号	職員	組合員
第四十一条第一項	組合（長期給付で連合会加入組合に係るものにあつては、連合会。以下この条、第四十八条、第四十七条、第十五条、第八十一条、第九十五条、第百六条第三項、第二項、第百八条第二項、第一項、第百九条第二項、第百十四条及び第百八条において同じ。）	組合
第四十七条第二項	前項の場合において、	前項の場合において、学校法人等が虚偽の報告若しくは証明をし、又は
	その保険医	その学校法人等又は保険医

第五十三条第一項	大蔵省令	
第五十四条第一項	公務	職務
第五十五条第一項第一号	組合（連合会加入組合にあつては、連合会を含む。）	組合
第五十五条第二項	運営規則	業務方法書
第五十九条第二項	被保険者を含む。	被保険者をいう。
第六十一条第一項及び第三項	俸給	標準給与の月額
第六十三条第一項	公務	職務
	俸給	標準給与の月額
第六十六条第一項	公務	職務
	俸給日額	標準給与の日額
第六十六条第二項	俸給日額	標準給与の日額
第六十七条第一項	俸給日額	標準給与の日額
第六十八条	俸給日額	標準給与の日額
第六十八条第三号	公務	職務
第六十八条第五号	運営規則	業務方法書
第六十九条	俸給	給与
第七十条	俸給	標準給与の月額
第七十一条	俸給	標準給与の月額
第七十六条第二項	俸給年額	平均標準給与の年額
	百分の七十	百分の六十
第七十六条第三項第一号	俸給年額	平均標準給与の年額
第七十六条第三項第二号	俸給の額	平均標準給与の月額
第七十九条第四項	俸給年額	平均標準給与の年額
第七十九条の二第三項第二号	俸給	平均標準給与の月額
第八十条第二項第一号	俸給日額	平均標準給与の日額
第八十一条第一項	公務	職務
	公務傷病	職務傷病
	公務	職務
	公務傷病	職務傷病
第八十一条第二項	国家公務員災害補償法第十条の規定による療養補償又はこれに相当する補償	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条第一項第一号の規定による療養補償費
第八十一条第三項	国家公務員共済組合審査会	審査会
	公務傷病	職務傷病
第八十二条第一項及び第二項	公務	職務
	俸給年額	平均標準給与の年額

第八十三条第四項及び第五項	公務	俸給	職務	平均標準給与の月額
第八十三条第六項	俸給日額			平均標準給与の日額
	俸給の額			平均標準給与の月額
第八十四条	公務		職務	
第八十四条第二項	公務傷病		職務傷病	
第八十六条	公務		職務	労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費
	俸給年額			平均標準給与の年額
	国家公務員災害補償法第十三条の規定による障害補償又はこれに相当する補償			
第八十七条第一項	公務		職務	
第八十七条第二項	俸給			平均標準給与の月額
第八十八条第一号	公務		職務	
	公務傷病		職務傷病	
第八十八条第一項第二号	俸給年額			平均標準給与の年額
第八十八条第一項第三号	公務傷病		職務傷病	
	俸給年額			平均標準給与の年額
第八十八条第一項第四号	公務		職務	
	俸給年額			平均標準給与の年額
第八十八条第二項	百分の七十			百分の六十
第九十二条	国家公務員災害補償法第十五条の規定による遺族補償又はこれに相当する補償			労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費
	俸給年額			平均標準給与の年額
第九十三条第一項	公務傷病		職務傷病	
第九十三条第二項	俸給日額			平均標準給与の日額
第九十七条第一項	組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けた			公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
別表第三	公務		職務	

第二十五条の二から第二十五条の七までを削る。

附則第二十項及び附則第二十一項を削り、附則第二十二項を附則第二十項とし、附則第二十三項から附則第三十三項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第一及び別表第二を削る。

（昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正）

第二条　昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十年四月分以降」を「昭和三十七年一月分以降」に改める。

第二条中「五十歳」を「五十五歳」に改める。

別表を次のように改める。

改定前の年金額	改定年金額
三〇、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
三〇、五〇〇円	四五、七五〇円
三一、〇〇〇円	四六、五〇〇円
三一、五〇〇円	四七、二五〇円
三二、〇〇〇円	四八、〇〇〇円
三二、五〇〇円	四八、七五〇円
三三、〇〇〇円	四九、五〇〇円
三三、五〇〇円	五〇、二五〇円
三四、〇〇〇円	五一、〇〇〇円
三四、五〇〇円	五一、七五〇円
三五、〇〇〇円	五二、五〇〇円
三五、五〇〇円	五三、二五〇円
三六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円
三六、五〇〇円	五四、七五〇円
三七、〇〇〇円	五五、五〇〇円
三七、五〇〇円	五六、二五〇円

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。

（現組合員である者についての標準給与に関する経過措置）

2　この法律の施行の際現に組合員である者については、この法律による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「新法」という。）第二十二条第二項の規定にかかわらず、その者がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）に組合員の資格を取得したものとみなして新法第二十二条第五項の規定を適用する。

（長期給付に関する経過措置）

3　新法の長期給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項は、次項から附則第十六項までに定めるところによる。

（定義）

4　次項から附則第十六項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　旧長期組合員　この法律による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（恩給財団における従前の例による者を含む。）をいう。

二　恩給財団における従前の例による者　旧法附則第二十項の規定により恩給財団（同法附則第十一項の恩給財団をいう。以下附則第八項第二号において同じ。）における従前の例（以下「恩給財団における従前の例」という。）によることとされている者をいう。

三　長期組合員　新法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。

四　更新組合員　施行日の前日に旧長期組合員であつた者で、施行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

5　施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、なお従前の例による。

（更新組合員に対する退職給付に関する経過措置）

6　組合員であつた期間が十五年以上二十年未満である更新組合員で施行日の前日に恩給財団における従前の例による者であつたものが退職（新法第十六条第二号から第四号までに掲げる事由に該当するに至つた場合をいう。以下同じ。）した場合においては、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

7　昭和二十九年一月一日以後引き続き組合員であつた更新組合員で次の表の上欄に掲げるものが組合員であつた期間二十年未満で退職した場合において、その者の組合員であつた期間がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であり、かつ、その組合員であつた期間に同年一月一日まで引き続く文部省令で定める学校法人等における文部省令で定める在職期間（組合員であつた期間を除く。）を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

明治四十二年一月一日以前に生まれた者	十年
明治四十二年一月二日から明治四十三年一月一日までの間に生まれた者	十一年
明治四十三年一月二日から明治四十四年一月一日までの間に生まれた者	十二年
明治四十四年一月二日から明治四十五年一月一日までの間に生まれた者	十三年
明治四十五年一月二日から大正二年一月一日までの間に生まれた者	十四年
大正二年一月二日から大正三年一月一日までの間に生まれた者	十五年
大正三年一月二日から大正四年一月一日までの間に生まれた者	十六年
大正四年一月二日から大正五年一月一日までの間に生まれた者	十七年
大正五年一月二日から大正六年一月一日までの間に生まれた者	十八年
大正六年一月二日から大正七年一月一日までの間に生まれた者	十九年

8　更新組合員に対する退職年金の額は、第一号から第三号までに掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）二十年に達するまでの年数については一年につき平均標準給与の年額（その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の年額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給与の月額の百分の一・五に相当する金額

イ　施行日に恩給財団における従前の例による者であつた期間が十五年以上の者については、恩給財団における従前の例により計算した年金額から従前の例により控除すべきこととなる金額を控除した金額

ロ　施行日に恩給財団における従前の例による者であつた期間が八年以上十五年未満の者については、四千円に恩給財団における従前の例による者であつた期間の年数を乗じて得た金額から恩給財団における従前の例により控除すべき

二　恩給財団における従前の例による者であつた期間（昭和二十八年十二月三十一日以前において、恩給財団の加入教職員であつた期間を含む。以下この号、附則第十項第二号及び附則第十二項第二号において同じ。）次により計算した金額

イ　施行日に恩給財団における従前の例による者であつた期間が十五年以上の者については、恩給財団における従前の例により計算した年金額から従前の例により控除すべきこととなる金額を控除した金額

ロ　施行日に恩給財団における従前の例による者であつた期間が八年以上十五年未満の者については、四千円に恩給財団における従前の例による者であつた期間の年数を乗じて得た金額から恩給財団における従前の例により控除すべき

ことととなる金額を控除した金額

三　長期組合員であつた期間　前各号に掲げる期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき平均標準給与の年額（長期組合員であつた期間が五年未満の者については、長期組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の十二倍に相当する金額とする。以下この号において同じ。）の百分の二に、二十年をこえる年数については一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に、それぞれ相当する金額

9　次の各号に掲げる者に対する前項の規定の適用については、第一号又は第二号に掲げる者に係る同項第二号の金額は、それぞれ次の各号に掲げる金額とする。

一　旧法の規定により退職一時金の支給を受けた更新組合員　前項第一号の規定により算定した金額から、当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき平均標準給与の年額の百分の〇・七一に相当する金額を控除した金額

二　旧法の規定により廃疾一時金の支給を受けた後その給付事由が生じた月の翌月から四十月以内に再び旧長期組合員となつた更新組合員　前項第一号の規定により算定した金額から、当該廃疾一時金の給付事由の生じた月の翌月から再び旧長期組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）を十月から控除した月数を平均標準給与の月額（その額が五万二千円をこえるときは、五万二千円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の月額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給与の月額は、それぞれ当該各月における従前の標準給与の月額とする。）に乗じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

10　旧法の規定により退職一時金の支給を受けた更新組合員　前項第一号の規定により算定した金額から、当該廃疾一時金の給付事由の生じた月の翌月から再び旧長期組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数（一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）を十月から控除した月数を平均標準給与の月額（その額が五万二千円をこえるときは、五万二千円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の月額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における従前の標準給与の月額とする。）に乗じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

11　旧長期組合員であつた期間が六月以上一年未満の者又は旧長期組合員であつた期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く長期組合員であつた期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条の二第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」と読み替えるものとする。

12　更新組合員に対する退職一時金に係る新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十条第二項第一号に掲げる金額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一　旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）で施行日の前日まで引き続いているもの　平均標準給与の日額（その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の日額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給与の月額は、それぞれ当該各月

における旧法第二十二条の規定の例による従前の標準給与の月額とする。）を基礎として旧法第二十五条の三第二項第一号の規定の例により計算した金額

二　恩給財団における従前の例による者であつた期間で施行日の前日まで引き続いているもの　恩給財団における従前の例により計算した一時金の額から恩給財団における従前の例により控除すべきこととなる金額を控除した金額

三　長期組合員であつた期間　平均標準給与の日額（長期組合員であつた期間が五年未満の者については、長期組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の三十分の一に相当する金額とする。）に当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数（一年未満の期間その他政令で定める期間にあつては、政令で定める日数。以下この号において同じ。）から前二号の期間に対応する同表に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

（更新組合員に対する長期給付に関する経過措置についての施行法の準用）

13　前七項に規定するもののほか、更新組合員に対する退職給付については国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十三条、第十七条及び第十八条の規定を、更新組合員に対する廃疾給付については同法第六条第二項、第二十条から第二十六条まで（第二十二条第一項第一号及び第三号並びに第二十四条を除く。）の規定を、更新組合員に対する遺族給付については同法第二十七条から第三十五条までの規定を、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（再就職者に関する経過措置）

14　前八項の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

一　更新組合員であつた者で、再び長期組合員となつたもの

二　旧長期組合員であつた期間を有する者で、施行日以後に長期組合員となつたもの（更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）

15　前項各号に掲げる者のうち、新法又は附則第十二項若しくは附則第十三項の規定により退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者に対する前項において準用する附則第八項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

16　前十三項に規定するもののほか、長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

（昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正に関する経過措置）

17　この法律による改正後の昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（以下「改正後の特別措置法」という。）第一条に規定する年金のうち、この法律による改正がなかつたとしたならば、この法律による改正前の昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律第二条の規定により支給を停止されることとなる金額に相当する部分については、改正後の特別措置法第二条の規定にかかわらず、その支給を受ける者が五十歳に達する月までは、支給を停止する。

18　改正後の特別措置法第一条に規定する年金のうち、昭和三十年四月分から昭和三十六年十二月分までの年金については、なお従前の例による。

（通算年金通則法の一部改正）

19　通算年金通則法（昭和三十六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「若しくは私立学校教職員共済組合」を削る。

（通算年金通則法の一部改正に関する経過措置）

20　旧長期組合員であつた期間が六月以上一年未満の者又は旧長期組合員であつた期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続く長期組合員であつた期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する通算年金通則法第六条第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」と読み替えるものとする。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

21　国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第十九条（組合の給付）」の下に「、私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条（給付）」を加える。

（大蔵・文部・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百四十一号（昭三六・六・一六）

◎スポーツ振興法（衆法）

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　スポーツの振興のための措置（第五条―第十七条）
第三章　スポーツ振興審議会及び体育指導委員（第十八条・第十九条）
第四章　国の補助等（第二十条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。

2　この法律の運用に当たつては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあつてはならない。

（定義）

第二条　この法律において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

（施策の方針）

第三条　国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たつては、国民の間において行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。

2　この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。

（計画の策定）

第四条　文部大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

2　文部大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、保健体育審議会の意見をきかなければならない。

3　都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、第一項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

4　都道府県及びスポーツ振興審議会が置かれている市町村の教育委員会は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、スポーツ振興審議会の意見をきかなければならない。

第二章　スポーツの振興のための措置

（スポーツの日）

第五条　国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深めるとともに積極的にスポーツをする意欲を高揚するため、スポーツの日を設ける。

2　スポーツの日は、十月の第一土曜日とする。

3　国及び地方公共団体は、スポーツの日の趣旨にふさわしい事業を実施するとともに、この日において、ひろく国民があらゆる地域及び職域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツをすることができるような行事が実施されるよう、必要な措置を講じ、及び援助を行なうものとする。

（国民体育大会）

第六条　国民体育大会は、財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。

2　国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3　国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行なうものとする。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第七条　地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。

2　国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行なうものとする。

（青少年スポーツの振興）

第八条　国及び地方公共団体は、青少年スポーツの振興に関し特別の配慮をしなければならない。

（職場スポーツの奨励）

第九条　国及び地方公共団体は、勤労者が勤労の余暇を利用して積極的にスポーツをすることができるようにするため、職場スポーツの奨励に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（野外活動の普及奨励）

第十条　国及び地方公共団体は、心身の健全な発達のために行なわれる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励するため、コースの設定、キャンプ場の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導者の充実）

第十一条　国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究集会等の開催その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設の整備）

第十二条　国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。

（学校施設の利用）

第十三条　国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設（設備を含む。）の補修等に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツの水準の向上のための措置）

第十四条　国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（顕彰）

第十五条　国及び地方公共団体は、スポーツの優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

（スポーツ事故の防止）

第十六条　国及び地方公共団体は、登山事故、水泳事故その他のスポーツ事故を防止するため、施設の整備、指導者の養成、事故防止に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（科学的研究の促進）

第十七条　国は、医学、生理学、心理学、力学その他の諸科学を総合して、スポーツに関する実際的、基礎的研究を促進するよう努めるものとする。

第三章　スポーツ振興審議会及び体育指導委員

（スポーツ振興審議会）

第十八条　都道府県に、スポーツ振興審議会を置く。

2　市町村に、スポーツ振興審議会を置くことができる。

3　スポーツ振興審議会は、第四条第四項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

4　スポーツ振興審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見をきかなければならない。

5　第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会に関し必要な事項については、条例で定める。

（体育指導委員）

第十九条　市町村の教育委員会に、体育指導委員を置く。

2　体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のた

め、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なうものとする。

3　体育指導委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解をもち、及びその職務を行なうのに必要な熱意と能力をもつ者の中から、教育委員会が任命する。

4　体育指導委員は、非常勤とする。

第四章　国の補助等

（国の補助）

第二十条　国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。この場合において、国の補助する割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一　地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費　三分の一

二　地方公共団体の設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費　三分の一

三　都道府県が行なうスポーツの指導者の養成及びその資質の向上のための講習に要する経費　二分の一

四　都道府県の教育委員会の推せんに基いて文部大臣が指定する市町村が行なう青少年スポーツの振興のための事業に要する経費　二分の一

2　国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。

一　国民体育大会の運営に要する経費でつてその開催地の都道府県において要するもの

二　その他スポーツの振興のために地方公共団体が行なう事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

3　国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第五十九条第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

4　国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であつて当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（他の法律との関係）

第二十一条　前条第一項から第三項までの規定は、他の法律の規定に基づき国が負担し、又は補助する経費については、適用しない。

（地方公共団体の補助）

第二十二条　地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体に対し、当該事業に関し必要な経費についてその一部を補助することができる。

（保健体育審議会への諮問等）

第二十三条　国又は地方公共団体が第二十条第四項又は前条の規定により団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部大臣が保健体育審議会の、地方公共団体にあつては教育委員会がスポーツ振興審議会の意見をきかなければならない。この意見をきいた場合においては、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定による社会教育審議会又は社会教育委員の会議の意見をきくことを要しない。

附　則

（施行期日）

1　この法律中第四条第四項及び第十八条の規定、第二十三条の規定（地方公共団体に係る部分に限る。）並びに附則第七項の規定は昭和三十七年四月一日から、その他の規定は公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（体育指導委員の設置に関する経過措置）

2　第十九条の規定の施行の際、現に同条第二項に規定するような職務を行なう者として市町村に置かれている者は、別に辞令を発せられないときは、同条の規定による体育指導委員として市町村の教育委員会が任命したものとみなす。

3　市町村の教育委員会は、第十九条の規定の施行の際、前項の規定により体育指導委員として任命したものとみなされる者がいないときは、昭和三十七年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、体育指導委員を置かないことができる。

（文部省設置法の一部改正）

4　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一号イ中「運動競技及びレクリエーション」を「スポーツに」に、同条第四号中「運動競技」を「スポーツ事業」に改める。

5　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第十三号中「体育」の下に「（スポーツを含む。以下同じ。）」を加える。

（地方自治法の一部改正）

6　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号（三十）の次に次のように加える。

（三十の二）	スポーツ振興法の定めるところにより、スポーツの振興に関する計画を定める等スポーツの振興に必要な事務を行なうこと。	

別表第二第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二	スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の定めるところにより、スポーツの振興に関する計画を定める等スポーツの振興に必要な事務を行なうこと。	

7　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第六第二号の表市町村の部中

統計主事	統計法第十条第六項の定めるところによる。

を

体育指導委員	
統計主事	統計法第十条第六項の定めるところによる。

に改める。

別表第七第一号の表中地方産業教育審議会に係る附属機関及び担任する事務の欄を

地方産業教育審議	
スポーツ振興審議	

に改める。

会　産業教育振興法第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び都道府県の教育委員会又は知事に対する建議に関する事務

会　スポーツ振興法第十八条第三項の規定によるスポーツの振興に関する重要事項についての調査審議及び都道府県の教育委員会に対する建議に関する事務

に改める。

（大蔵・文部・自治・内閣総理大臣署名）

法律第百四十二号（昭三六・六・一六）

◎鉄道敷設法の一部を改正する法律

鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第五十一号の次に次の一号を加える。

五十一ノ二　東京都品川附近ヨリ千葉県木更津附近ニ至ル鉄道

別表第五十四号ノ二の次に次の一号を加える。

五十四ノ三　群馬県嬬恋ヨリ長野県豊野ニ至ル鉄道

別表第六十号の次に次の一号を加える。

六十ノ二　長野県飯田ヨリ岐阜県中津川ニ至ル鉄道

別表第七十五号の次に次の一号を加える。

七十五ノ二　三重県四日市ヨリ津附近ニ至ル鉄道

別表第七十七号の次に次の一号を加える。

七十七ノ二　滋賀県今津ヨリ塩津ニ至ル鉄道

別表第九十号ノ二の次に次の一号を加える。

九十ノ三　岡山県宇野附近ヨリ香川県高松ニ至ル鉄道

別表第百四号の次に次の一号を加える。

百四ノ二　愛媛県伊予ヨリ内子ニ至ル鉄道

別表第百十一号ノ二の次に次の一号を加える。

百十一ノ三　佐賀県唐津ヨリ呼子ヲ経テ伊万里ニ至ル鉄道

別表第百四十二号ノ二の次に次の一号を加える。

百四十二ノ三　新得ヨリ上士幌ヲ経テ足寄ニ至ル鉄道

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第百四十三号（昭三六・六・一七）

◎国民健康保険法の一部を改正する法律

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、世帯主（組合員の属する世帯の世帯主を含む。）が結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷について療養の給付を受ける場合においては、一部負担金の割合は、十分の三とする。

第五十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、世帯主（組合員の属する世帯の世帯主を含む。）が結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷について第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた場合においては、一部負担金の割合は、十分の三とする。

第七十条　国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付及び療養費の支給に要する費用について、次の各号に掲げる額を負担する。

一　療養の給付及び療養費の支給に要する費用の額から次号に掲げる額を控除した額の十分の二に相当する額

二　世帯主の結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷に係る療養の給付及び療養費の支給についての療養に要する費用の額の十分の二に相当する額

第七十三条を次のように改める。

（組合に対する補助）

第七十三条　国は、政令の定めるところにより、組合に対し、療養の給付及び療養費の支給に要する費用について、次の各号に掲げる額を補助することができる。

一　療養の給付及び療養費の支給に要する費用の額から次号に掲げる額を控除した額の十分の二に相当する額

二　組合員の属する世帯の世帯主の結核性疾病若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷に係る療養の給付及び療養費の支給についての療養に要する費用の額の十分の二に相当する額

第七十条　国は、政令の定めるところにより、市町村に対し、療養の給付及び療養費の支給に要する費用

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行前に行なわれた療養の給付に関する一部負担金の割合及びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国庫の負担及び補助については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に行なわれた療養の給付及びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国庫の負担及び補助については、なお従前の例による。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百四十四号（昭三六・六・一七）

◎学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「大学」の下に「、高等専門学校」を加える。

第四条中「並びに大学の学部及び大学院」を「、大学の学部及び大学院並びに高等専門学校の学科」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　高等専門学校

第七十条の二　高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第七十条の三　高等専門学校には、工業に関する学科を置く。

前項の学科に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第七十条の四　高等専門学校の修業年限は、五年とする。

第七十条の五　高等専門学校に入学することのできる者は、第四十七条に規定する者とする。

第七十条の六　高等専門学校には、校長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

教授及び助教授は、学生を教授する。

助手は、教授又は助教授の職務を助ける。

講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第七十条の七　高等専門学校の設置の認可に関しては、監督庁は、高等専門学校審議会に諮問しなければならない。

高等専門学校審議会に関する事項は、政令でこれを定める。

第七十条の八　高等専門学校を卒業した者は、監督庁の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第七十条の九　第二十八条第六項、第四十九条、第五十条第三項、第六十四条、第六十八条の二及び第六十九条の規定は、高等専門学校に、これを準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（高等専門学校の設置）

第二条　高等専門学校は、昭和三十七年四月一日前には、設置することができない。ただし、同日前にその設置のため必要な手続その他の行為をすることを妨げない。

（名称）

第三条　この法律の施行の際、現にその名称中に高等専門学校という文字を用いている各種学校その他学校教育法第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同法第八十三条第二項の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までの間は、なお従前の名称を用いることができる。

（文部・内閣総理大臣署名）

十九条の規定は、高等専門学校に、これを準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（高等専門学校の設置）

第二条　高等専門学校は、昭和三十七年四月一日前には、設置することができない。ただし、同日前にその設置のため必要な手続その他の行為をすることを妨げない。

（名称）

第三条　この法律の施行の際、現にその名称中に高等専門学校という文字を用いている各種学校その他学校教育法第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同法第八十三条第二項の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までの間は、なお従前の名称を用いることができる。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第百四十五号（昭三六・六・一七）

◎学校教育法の一部を改正する法律の整理に関する法律

（装蹄師法の一部改正）

第一条　装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「又ハ大学」を「、大学又ハ高等専門学校」に改める。

（日本育英会法の一部改正）

第二条　日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第二項中「大学ニ於テ」を「大学又ハ高等専門学校ニ於テ」に、「大学其ノ他」を「大学、高等専門学校其ノ他」に改める。

附則第三十六条ノ二中「又ハ大学院」を「若ハ大学院又ハ高等専門学校」に改める。

（統計法の一部改正）

第三条　統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項第三号中「旧専門学校令」を「学校教育法による高等専門学校、旧専門学校令」に、「これ」を「これらに、「若しくは」を「又は」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第四条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項中「大学」の下に「、高等専門学校」を加え、同条第二項中「大学の長」の下に「、高等専門学校の長」を加える。

（公認会計士法の一部改正）

第五条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第九条第一号から第三号まで中「学校教育法による大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

（日本学術会議法の一部改正）

第六条　日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。